

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成29年2月28日
【計算期間】 第6期（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）
【ファンド名】 プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
（Premium Funds - European High Yield）
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
（SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
（2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03（6212）8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注1）米ドルおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2016年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝116.49円および1ユーロ＝122.70円）による。以下別段の表示がない限り、米ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは、9月1日に始まり翌年8月31日に終了する一年を指す。ただし、第一計算期間は、2011年4月20日から2011年8月31日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

サブ・ファンドの目的、信託金の限度額

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド（以下「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドとしてケイマン諸島の法律に基づき設定されているプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。

ファンドは、本書の日付現在、本サブ・ファンドを含む合計8本のサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドは、米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券、ユーロ建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券で構成される。

受託会社および管理会社は、2017年2月14日付で修正および再録された2008年9月11日付基本信託証書（随時、修正および追補される。）（以下「基本信託証書」という。）に基づいて、受益者決議またはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、ファンドの独立した信託としてその他のサブ・ファンドを設定する権限を有する。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）であるNN（L）（以下「投資先投資法人」という。）のサブ・ファンドであるNN（L）ヨーロピアン・ハイイールド（NN（L）European High Yield）（以下「投資先ファンド」という。）のユーロ建てのクラスZ非分配型投資証券に投資することにより、長期的な投資元本の成長およびインカムの獲得を主たる目的とする。

投資先ファンドの詳細については、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

サブ・ファンドの基本的性格

ファンドは、基本信託証書に基づいて、サブ・ファンドは、2011年4月20日付信託証書補遺（以下「信託証書補遺」といい、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づいて、受託会社および管理会社によって設定された。

サブ・ファンドの投資運用および投資指図については管理会社が責任を負い、もっぱら管理会社がサブ・ファンドの全体的な投資ガイドラインの枠内でサブ・ファンドの投資運用についてすべての責任を負う。管理会社は、その権限および責任の一部を投資運用会社に委任している。投資運用会社は、本書に記載する投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドに関してそれぞれの信託財産に含まれる資産を運用し、取得し、購入し、売却する投資対象を決定すると共に、受託会社または受託会社の代理人が行うその他の取引を決定する責任を負う。

サブ・ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。更に、受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当し、サブ・ファンドの登録名義書換事務代行を務める。管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券の発行および買戻しを円滑化する責任を負う。

サブ・ファンドは、信託証書補遺に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年9月11日から149年後に終了する予定である。

受託会社および管理会社は、基本信託証書に基づき、受益者決議またはサブ・ファンド決議を経ずに、ファンドの独立したサブ・ファンドとして他のサブ・ファンドを設立することができる。

各受益証券は、サブ・ファンドの不可分の受益権を表章する。受益証券は、受託会社または管理会社の債務ではなく、保証もされていない。サブ・ファンドの投資収益は、サブ・ファンドの純資産価格の上昇または下落(場合による。)およびサブ・ファンドの資産の運用成績のみに依拠する。サブ・ファンドが清算される場合に、各受益証券に関して受益者に対して支払われる金額は、受益証券の1口当たり純資産価格と同額である。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関して、独立したクラスまたはシリーズとして受益証券を随時指定し、発行するとともに、各クラスまたはシリーズをその他のクラスまたはシリーズと差別化する方法(以下の方法を含むがこれらに限定されない。)を決定する権限を有するものとする。

- () 各クラスまたはシリーズの受益証券が関係する信託財産の資産および債務に参加する方法ならびに各クラスまたはシリーズの受益証券1口当たり純資産価格を計算する方法。
- () 受託会社および/または管理会社が任命した業務提供者に支払うべき報酬(運用報酬、申込手数料、募集手数料、買戻し手数料等を含むが、これらに限定されない。)を、各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法。
- () 為替ヘッジに起因する費用および損益を各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法。
- () 当該サブ・ファンドに関するその他資産または債務を各クラスまたはシリーズの受益証券に帰属させ、負担させる方法。

管理会社および受託会社は、受益証券のクラスまたはシリーズに関して分別勘定を設けることができるが、必ずしも分別勘定を設ける必要はない。

日本における受益者は、日本における販売会社を通じて管理事務代行会社に通知することにより、いずれかの買戻日現在で保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買戻価格は、当該買戻日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

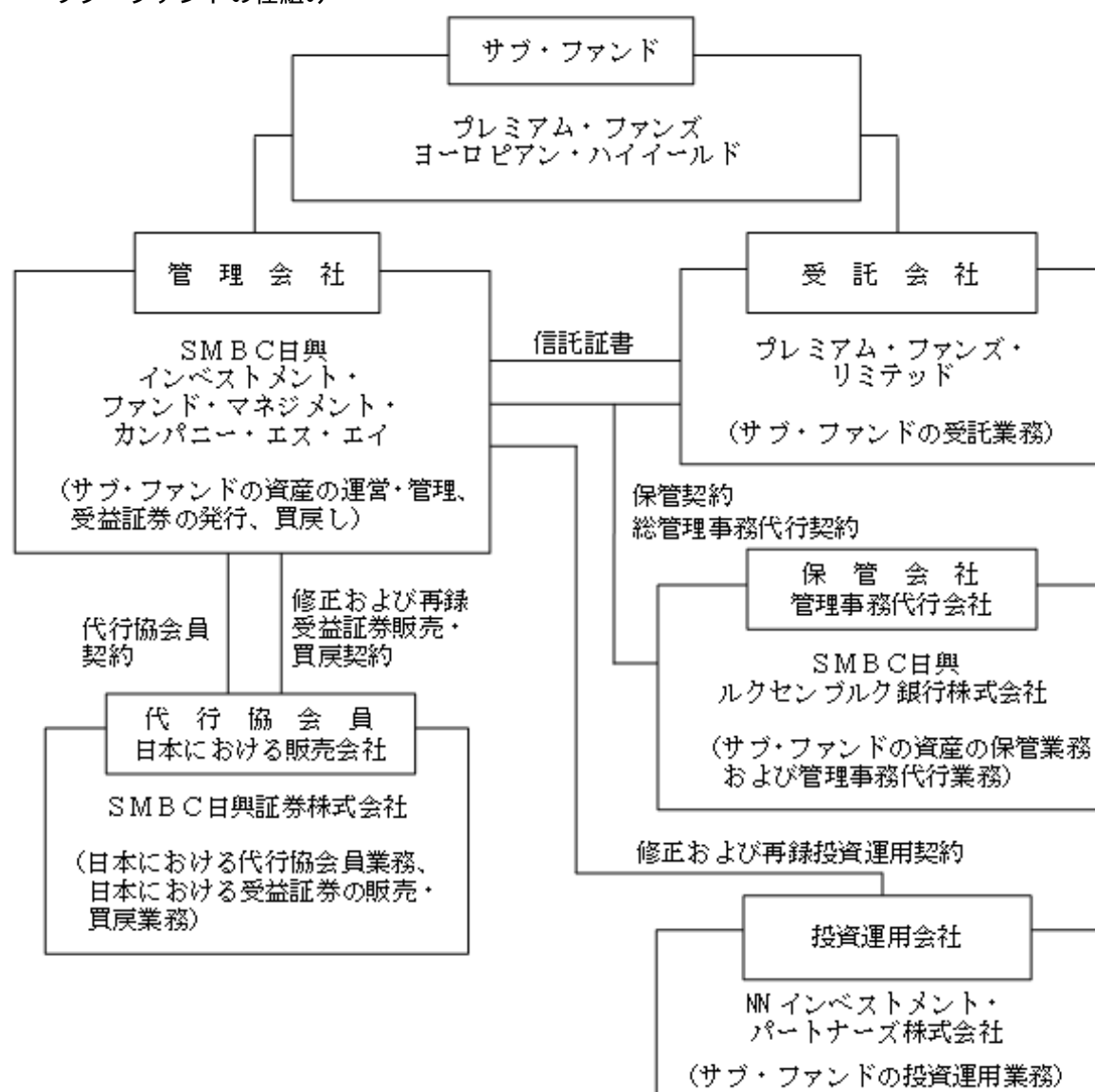
ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

(2) 【ファンドの沿革】

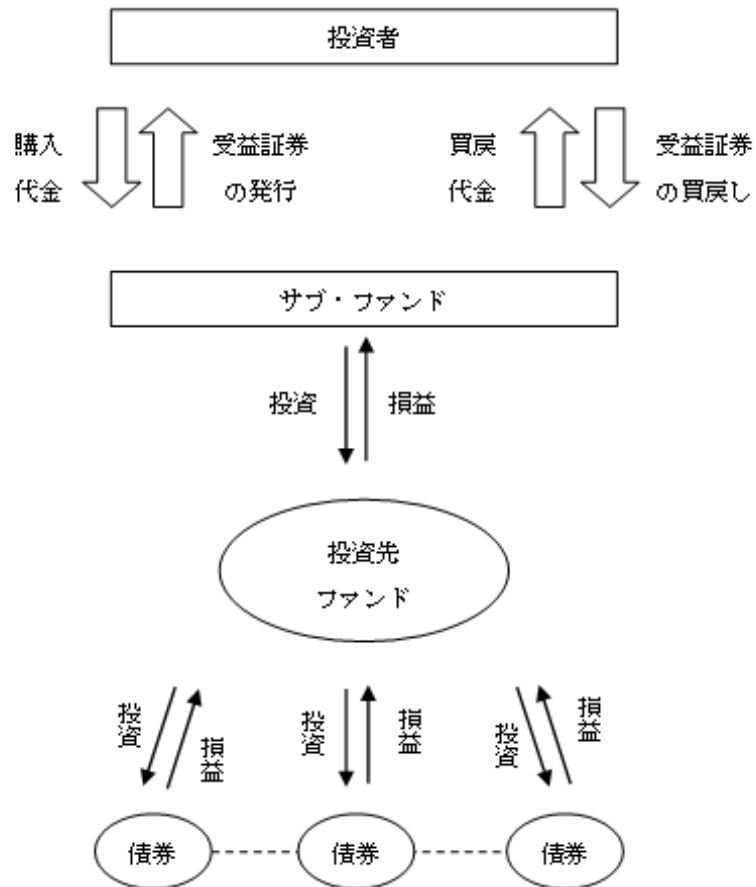
1992年2月27日	管理会社設立
2008年9月11日	2008年9月11日付基本信託証書締結
2009年2月26日	基本信託証書補遺締結
2011年4月20日	信託証書補遺締結
2011年5月9日	日本におけるサブ・ファンドの募集開始
2011年5月31日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）
2013年5月24日	信託証書補遺締結
2014年2月21日	信託証書補遺締結
2015年5月22日	信託証書補遺締結
2015年10月23日	信託証書補遺締結
2017年2月14日	修正および再録基本信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

サブ・ファンドの仕組み



(注) サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とサブ・ファンドの関係法人の名称、サブ・ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	サブ・ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
S M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・ エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	受託会社との間で信託証書を締結。管理会社はサブ・ファンドの資産の運営・管理、受益証券の発行、買戻しを行う。
プレミアム・ファンズ・リミテッド (Premium Funds Ltd.)	受託会社	管理会社との間で信託証書を締結。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2008年9月11日付で受託会社および管理会社との間で保管契約（注1）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2015年7月15日付で管理会社および受託会社との間で総管理事務代行契約（注2）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
NNインベストメント・パートナーズ 株式会社	投資運用会社	2014年6月30日付で管理会社との間で修正および再録投資運用契約（以下「投資運用契約」という。）（注3）を締結。サブ・ファンドについて投資運用業務を行う。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2011年4月21日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注4）を締結。日本における代行協会員業務を行う。 2015年7月14日付で管理会社との間で修正および再録受益証券販売・買戻契約（改正済）（以下「受益証券販売・買戻契約」という。）（注5）を締結。日本における受益証券の販売・買戻業務を提供する。

（注1）保管契約とは、受託会社および管理会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）総管理事務代行契約とは、受託会社および管理会社はその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、サブ・ファンドの資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約である。

- (注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（随時改正される。）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2014年4月22日付公正証書によって修正され、2014年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

管理会社は、A I F M Dおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社（「A I F M」という。）として業務を提供する。

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）（以下「2010年法」という。）第125-2条に規定された投資信託（以下「U C I」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも一つのルクセンブルグのU C Iを管理しなければならない。

(ハ) 資本金の額

2016年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億6,825万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,454円）の記名式株式272,311株を発行済である。

(ニ) 会社の沿革

1992年2月27日設立。

(ホ) 大株主の状況

（2016年12月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社	ルクセンブルグ大公園 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガ ルト・フォン・ピンゲン通り2番	272,311株	100%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2011年改正)(以下「ケイマン諸島信託法」という。)に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)および一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年)により改正済)(以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。)により規制される。

準拠法の内容

(イ)ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者として旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

ケイマン諸島信託法に特定の要件はないが、免除信託の受託会社は、信託証書の変更を信託登記官に提出することが推奨されている。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ)ミューチュアル・ファンド法

後記「監督官庁の概要」の記載を参照。

(ハ)ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件(証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況(もしあれば)を含む。)、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他の

サービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の別表3の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の英文目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないか、または履行できないであろうこと。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2016年改正）
 - マネー・ロンダリング防止規則
 - 免許条件

ファンドの監査人は、デロイト・アンド・トゥッシュ(ケイマン諸島)である。ファンドの会計書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成される。

サブ・ファンドは、翌年2月末日までには前年8月31日に終了する計算期間の監査済会計書類をC I M Aに提出する。

管理事務代行会社は、(a) ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または(b) 受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務または投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合速やかに、(a) 当該事実を受託会社に書面で報告し、(b) 当該報告書の写しおよび報告に適用ある状況の説明をC I M Aに提出し、その報告書またはその適切な要約を、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載しなければならない。

管理事務代行会社は、(a) ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに(b) ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上可能な限り速やかに書面でC I M Aに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にC I M Aにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- (a) すべての旧名称を含むファンドの名称
- (b) 投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- (c) 前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- (d) 純資産総額
- (e) 当該報告期間の新規募集口数および価額
- (f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社を知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、C I M Aに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命を変更しようとするときは、C I M A、投資者および管理事務代行会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命を変更しようとするときは、C I M A、投資者および保管会社以外の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社を変更しようとするときは、C I M A、投資者およびその他の関係会社に、当該変更の1か月前までに、書面で通知しなければならない。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの計算期間は、毎年8月31日に終了する。8月31日が営業日でない場合、8月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。ミューチュアル・ファンド規則により受益者への送付が要求される、ルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されたサブ・ファンドの監査済財務書類を含む監査済年次報告書の写しは、受益者に対してかかる決算日後6か月以内に送付される。未監査の半期報告書も2月の最終純資産価格を使用して作成され関連する期間の終了後3か月以内に受益者に送付される。

さらに、年次報告書および財務書類の写しは、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の事務所にて入手可能である。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとする。受益者の権利については、英文目論見書および基本信託証書に記載されている。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本において1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、更に、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。更に、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書（全体版）および交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、一定の事項および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制されたミューチュアル・ファンドとして、C I M Aは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類を監査し、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にファンドの清算を申し立てることもできる。

ただし、C I M Aは一定の状況下においてファンドまたはサブ・ファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、C I M

Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。C I M Aまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制されたミューチュアル・ファンドが、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法(2016年改正)に基づき、C I M Aによって、C I M A自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法(2016年改正)もしくは貯蓄収入情報報告(E U)法(2014年改正)ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）である投資先ファンドのユーロ建てのクラスZ非分配型投資証券に投資することにより、長期的な投資元本の成長およびインカムの獲得を主たる目的とする。

投資先ファンドの目的は、主として欧州の通貨建てのハイイールド債に投資することにある。ハイイールド債は、金銭債務を完全に履行する能力に関してリスクの高い企業により発行される点で伝統的な「投資適格」債券と異なり、これにより高いリターンが提供される。

投資先ファンドは、計測される数年の期間にわたり、ベンチマークであるBofA メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（金融劣後債を除く。）の投資成果を上回ることを目指す。

投資を行おうとする者は、後記「3 投資リスク（1）リスク要因」記載のリスク要因に留意すべきである。

投資運用会社は、サブ・ファンドの投資運用について責任を有するサブ・ファンドの投資運用者として、管理会社により任命されている。

投資先ファンドに関する投資方針の概要およびその他の情報は、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」に記載されている。

サブ・ファンドはまた、流動性のある資産を保有することができる。かかる資産は、当座勘定、または、高格付を有する投資適格の発行体により定期的に売買および発行もしくは保証される短期金融商品等である。

サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、また、投資リターンまたは投資成果は今後大幅に変動することがある。

投資目的および方針の変更

サブ・ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更は、英文目論見書および/または付属書に盛り込まれ、当該重大な変更の効力が発生する前に、サブ・ファンドの受益者に対し通知されるものとする。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該受益証券の買戻しを行うことができる。

(2) 【投資対象】

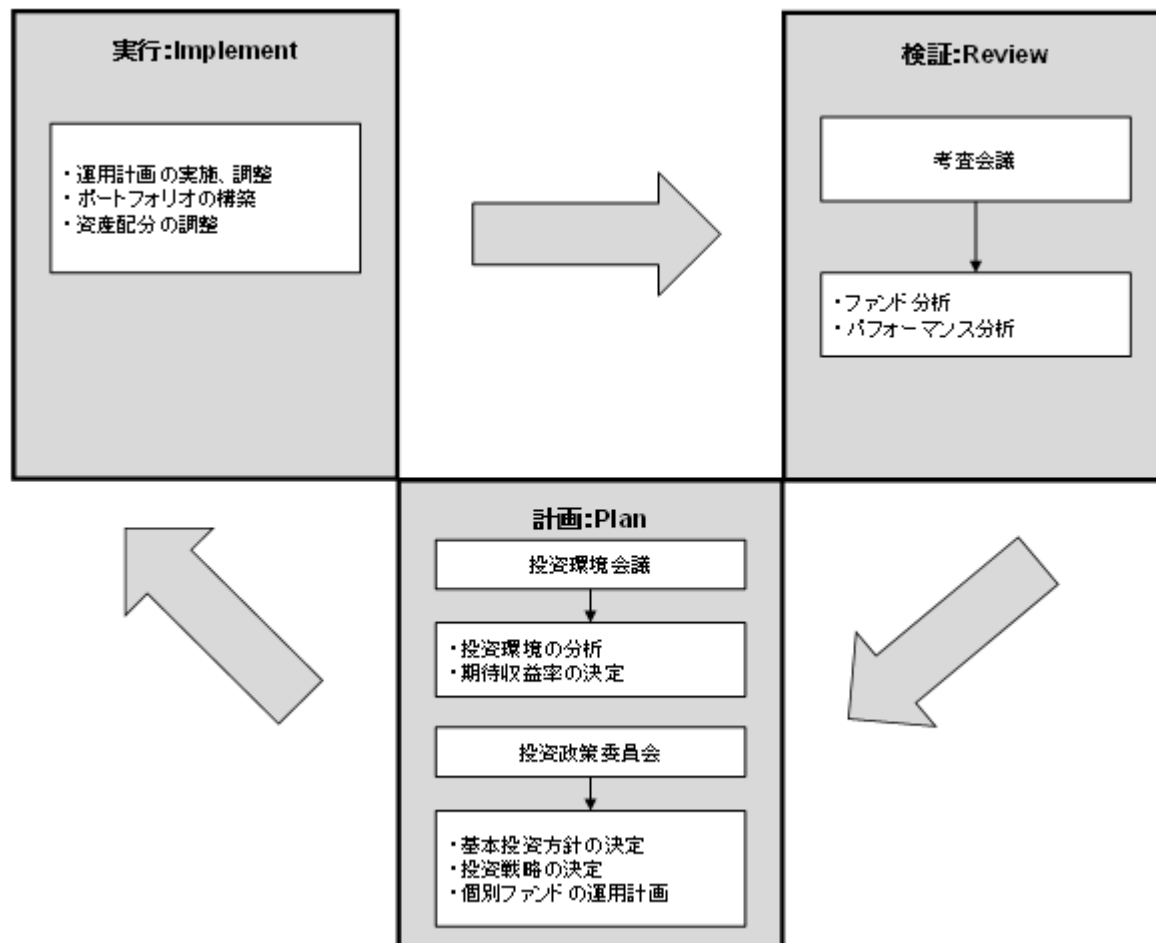
上記「(1)投資方針」の項を参照のこと。

(3) 【運用体制】

以下の運用体制は、2016年12月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

サブ・ファンドの運用体制

NNインベストメント・パートナーズ株式会社の運用体制は、以下のとおりである。



「計画：Plan」

月次で開催される投資環境会議の主な内容は、以下のとおりである。

- () 為替、株式、債券、商品市場の過去1か月の動きを検証
- () 株式、債券のバリュエーションを検討
- () マクロ経済シナリオを決定
- () 各資産クラスの今後3か月、12か月の期待収益率を決定

投資政策委員会は当委員会規則に基づき、月次で開催される。主な内容は、以下のとおりである。

- () 投資方針を承認
- () 投資実績の報告
- () ファンドの運用計画書の承認
- () 複数資産クラスに投資するファンドの資産配分を決定

「実行：Implement」

- () 運用計画の実施・調整
- () 調査結果の討議
- () ポートフォリオの見直し

「検証：Review」

月次で開催される審査会議の主な内容は、以下のとおりである。

- () ファンドのパフォーマンス(対ベンチマーク、対他社設定ファンドとの相対比較等)を検証
- () ファンドパフォーマンスの要因分析

投資先ファンドの運用体制

投資先ファンドの運用については、NNインベストメント・パートナーズB.V.(以下「NN IP BV」という。)が担当し、投資先ファンドの管理会社であるNNインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグS.A.が責任を負う。

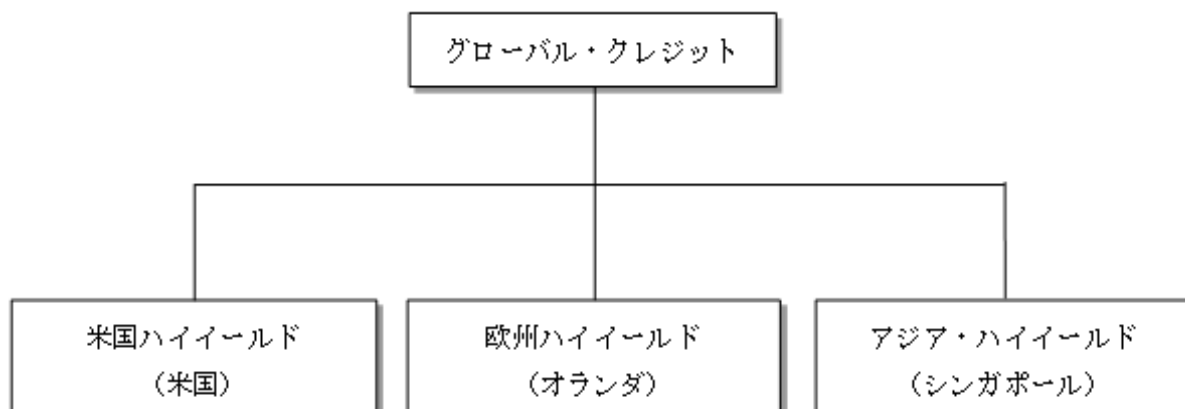
(イ) NN IP BVの概要

NNインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグS.A.は、NN IP BVを投資先ファンドのインベストメント・マネージャーとして任命している。

NN IP BVは、ユーロネクスト・アムステルダム上場のNNグループの資産運用部門であるNNインベストメント・パートナーズのヨーロッパにおける運用拠点のひとつである。NNインベストメント・パートナーズは、欧州・アジア、米国に拠点を構え、グローバルに資産運用業務を展開している。

欧州ハイイールド債券運用チームは、グローバル・クレジット運用チームの一員である。グローバル・クレジット運用チームは、米国、欧州、アジアに拠点を有し、グローバルな運用体制がとられている。(2016年12月末日現在)

欧州ハイイールド債券運用チーム



(ロ) 投資哲学と投資プロセス

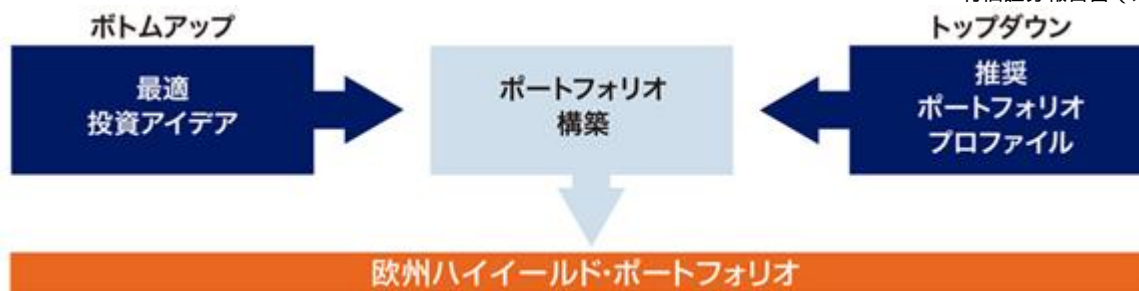
グローバル・クレジット市場においては、トップ・ダウンとボトム・アップの入念な組み合わせを通じて、認識されていない投資価値を市場コンセンサスが確立される前に見出すことを狙いとして、一貫した、かつ反復可能な市場平均以上のパフォーマンスの達成が可能であると考え。欧州ハイイールド債市場は流動性の比較的低いマーケットであり、また主要な資産クラスにおけるアルファの追求をハイイールド債のベータにより代替しようとする市場参加者のファンダメンタルズ・リサーチ能力が限定的であるために、非効率的な債券価格の形成が行われるケースが頻繁にある。欧州地域の運用会社としての知識とグローバルなリスク・リターンの観点を融合して行う徹底した自社の調査によって、こうした非効率性を利用した超過収益の獲得が可能であると考えている。

NN IP BVの欧州ハイイールド債市場に対するアプローチにおいては、同一セクター内でのリターンのばらつき、地域、セクターおよび信用力のセグメント間のリターンの違い、クレジット・サイクルの存在ならびに投資ユニバースの中間部分に属する銘柄が持つ長期的に魅力的なリスク・リターン特性など、いくつかの潜在的なアルファの源泉を活用する。NN IP BVは、発行体の選別と分散を重視することに加え、透明で組織化されたトップ・ダウンのポートフォリオ・ストラテジー・プロセスを用いることによって、これらの特徴を活用した運用ができると考えている。NN IP BVは、ある程度のシステムティック・リスクも負担するが、安定的で反復可能な市場平均以上のパフォーマンスにつながる非システムティック・リスクの追求を重視しており、ボトム・アップでの銘柄選択が最も重要であると考えている。

発行体の信用力の悪化やデフォルトは、債券価格に大きなインパクトがある。NN IP BVは、同一発行体への過度な集中はハイイールド債運用では避けなければならないと考えている。リスク・マネジメントはNN IP BVの投資アプローチの鍵であり、投資プロセスのあらゆる面に組み込まれている。

投資プロセスは、発行体固有の非システムティック・リスク要因の分析と広範なシステムティック・リスク要因の分析を融合するように設計されている。これにより、マクロ経済および市場テクニカルレベルおよび発行体レベルにおけるNN IP BVの見通しが適切に反映されたモデル・ポートフォリオが構築される。

ポートフォリオは、推奨ポートフォリオ・プロファイル（トップダウン）および最適投資アイデア（ボトムアップ）を融合して構築される。



(4) 【配分方針】

管理会社は、サブ・ファンドの各受益者に対して、管理会社が決定する時期、金額および基準日における分配を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドの各受益者に対して、随時、管理会社が決定する時期、金額および基準日における中間分配を行うことができる。

本書の日付現在、分配する予定はない。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

投資制限

サブ・ファンドに適用される投資制限は、以下のとおりである。

(イ) サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。

(ロ) サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行わない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に10%を超える場合は、この限りではない。

(ハ) 管理会社が運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドは、一発行会社の議決権の50%を超える発行済株式に直接投資しない。かかる制限は、投資信託に対する投資には適用されない。

(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

(ニ) サブ・ファンドは、容易に換金できない私募株式、非上場株式または不動産等流動性に欠ける資産に対し、その純資産の15%を超えて投資しない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

(ホ) サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する結果となるような投資対象の購入、投資および追加を行わない。

(ヘ) 管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限値を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、投資制限違反が判明してから合理的な期間内に制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

上記の投資制限に加え、サブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。

- デリバティブ取引の制限

サブ・ファンドは、いかなるデリバティブ取引（差金決済されない通貨先渡取引を除く。）またはその他類似する取引を行わない。

投資目的と投資方針の厳守

管理会社は、サブ・ファンドが常に本書に記載する投資目的および投資方針または投資制限が遵守されるよう確保する責任を負う。ただし、（ ）受託会社および管理会社は、サブ・ファンド決議による承認なしにサブ・ファンドの投資目的および投資方針または投資制限およびガイドラインについて重大な不利益となる変更を行うことができず、（ ）受託会社および管理会社は、制限の変更がサブ・ファンドの受益者の最大の利益に資すると判断し、また当該変更が適用ある法令（日本証券業協会の規則を含む。）を遵守している範囲内において、サブ・ファンドに関する投資制限を変更することができ、また（ ）本書記載の方針に関する記述は、管理会社の指示により受託会社または管理会社が絶対的裁量により当該状況下で適切と思料する影響を受ける受益者への通知を発することにより、全般的にまたは個々のサブ・ファンドについて変更されることがある。

ケイマン諸島の規則

管理会社は、「投資顧問」（ミューチュアル・ファンド規則に定義される。）として遵守義務を負う適用あるケイマン諸島の関係規則を遵守するものとする。したがって、管理会社は、サブ・ファンドのために、

- （イ）結果的にサブ・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後にサブ・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- （ロ）結果的にサブ・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後にサブ・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - （i）特殊事情（サブ・ファンドと別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）がある場合においては、12か月を超えない期間に限り、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - （ ）（a）サブ・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - （b）管理会社が、サブ・ファンドの資産の健全な運営またはサブ・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ロ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- （ハ）株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- （ニ）取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、管理会社は、当該投資対象の評価方法が英文目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- （ホ）サブ・ファンドの受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引（サブ・ファンドの受益者ではなく管理会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- （ヘ）本人として自社またはその取締役と取引してはならない。

ただし、上記のミューチュアル・ファンド規則は、管理会社が、サブ・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げるものではない。

- (イ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ロ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (ハ) サブ・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

3【投資リスク】

(1) リスク要因

受益証券への投資には、国際金融市場におけるすべての投資に共通する大きなリスクが伴う。投資を行おうとする者は、受益証券に投資するメリットおよび妥当性を評価する際に、特に以下の要因を入念に検討すべきである。受益証券の価格は、上昇する場合もあれば下落する場合もあるため、投資者は当初の投資額を回収できないことがある。したがって、サブ・ファンドへの投資は、投下資本をすべて失うリスクを負担できる者のみが行うべきである。サブ・ファンドは、収益水準に関係なくそれぞれの報酬と費用を支払う責任を負う。

投資を行おうとする者は、以下の特有のリスクを入念に検討すべきだが、以下のリストはすべてのリスクを網羅することを意図したものではない。

投資リスク

サブ・ファンドが投資目的を達成できるという保証はない。管理会社は、サブ・ファンドへの投資にはリスクが伴うことに鑑みて、サブ・ファンドへの投資を中長期的投資と考えることを投資者に対して推奨する。

管理会社および投資運用会社への依存

サブ・ファンドの投資対象への投資運用と投資指図は、サブ・ファンドの投資ガイドラインの範囲内で各信託財産の投資運用に唯一の責任を負う管理会社の責任下にある。管理会社は、その権限と責任を投資運用会社に委託し、投資運用会社は、サブ・ファンドの投資対象の選定、指図、評価および監視に関する完全な裁量権を有する。

クロス・ライアビリティ

サブ・ファンドの受益証券の発行または販売を通じて受託会社が受領するすべての買付金額、当該買付金額が投資されるすべての資産、ならびにこれらに帰属するすべての収入および利益は、サブ・ファンドに係るものとして指定される。いずれかのサブ・ファンドに帰属することが容易に見極められない資産は、受託会社の裁量により一つまたは複数のサブ・ファンド間に受託会社またはその代理人により配分される。サブ・ファンドの資産は、サブ・ファンドの負債を負担し、原則として、他のサブ・ファンドの負債を弁済するために用いることはできない。管理会社は、債権者となりうる者との取引において、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみを引当てとすることができ、各サブ・ファンドについて受託会社名義で締結されるすべての契約が債権者の請求権を関連するサブ・ファンドの信託財産の範囲内のみ限定する文言を含むよう確保する義務を負う。ただし、投資者は、サブ・ファンドの資産が別のサブ・ファンドの債務を弁済するために使われる範囲を数量化することがあらゆる場合に可能となる訳ではない点に留意すべきである。

信用リスク

固定利付証券については、発行体の信用格付により証券の価格が変動することがある。特に、固定利付証券の元本および/または利息は、かかる発行体の財務状況が悪化した場合、所定の期日に支払われない可能性（債務不履行リスク）がある。証券の債務不履行の場合または債務不履行の可能性がある場合、かかる証券の価格は急落することがある。ポートフォリオにおける信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率により分析されている。信用リスクは、サブ・ファンド全体のリスク選好度に沿っていなければならない。また、預託機関に対する投資後信用エクスポージャーも存在しており、当該預託機関の信用度は、毎月モニターされる。

時間外取引およびマーケットタイミング

管理会社は、時間外取引もしくはマーケットタイミングまたはその他類似の取引方法を認めていない。かかる取引実施を回避するため、受益証券の発行および買戻しは未知の価格で行われ、管理会社は、本書記載の締切時刻以降に受領した注文を受け付けない。管理会社は、マーケットタイミング行為が疑われる者からの買付注文およびサブ・ファンドへの転換注文を拒否する権利を有する。

その他のリスク

上記のリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明することを意図したものでない。したがって、投資を行おうとする者は、サブ・ファンドへの投資を決定する前に、本書を精読し、専門アドバイザーと相談すべきである。

サブ・ファンドに固有のリスク

サブ・ファンドは、以下の事項が含まれるがこれらに限られない多数の潜在的投資リスクに直面する。

強制的買戻しのリスク 管理会社は、その単独かつ最終的な裁量により、受益者の受益証券の全部または一部の買戻しを強制的に行う権利を有する。後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し 強制的買戻し」を参照のこと。

為替リスク サブ・ファンドは、その資産のほぼすべてを、ユーロ建ての投資先ファンドに投資している。円建て（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の場合、後記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 受益証券のクラス」に記載されているヘッジが行われるものの、ヘッジが成功するという保証はない。

投資運用会社のリスク サブ・ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、投資運用会社が特定の証券およびその他の投資対象の価格動向の将来の推移を正確に評価することに大きく依拠する。投資運用会社がかかる価格動向を正確に予測できることは保証できない。

運用実績が限定されているリスク 投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

潜在的な税金リスク いずれかの法域でサブ・ファンドに課される税金は、サブ・ファンドの純資産価額を削減し、またサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

買戻しによる損失の可能性 受益証券の買戻しは、投資対象の換金を必然的に伴うことがある。かかる換金に起因してサブ・ファンド（およびその残存受益者）において、換金がなければ生じなかったと思われるコストを負担する可能性がある。

投資先ファンドへの投資に係るリスク サブ・ファンドが投資先ファンドの投資証券に対して投資する場合、サブ・ファンドの投資対象について分散または流動性が欠けるおそれがある。それ故に、投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、サブ・ファンドのパフォーマンスの悪化を招く。

報酬の重複：投資先ファンドへの投資に関連する報酬 受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員、日本における販売会社および販売取扱会社ならびにサブ・ファンドのためのその他の業務提供会社の費用および報酬に加え、サブ・ファンドはまた、投資先ファンドの資産から支払われることがある全報酬および費用（投資先ファンドの業務提供会社に支払われる報酬および費用を含む。）を按分して間接的に負担する。

上記の特別の勘案事項の列挙は、サブ・ファンドに投資する際に伴うリスクの完全な説明ではない。よって、投資を行おうとする者は、本書を慎重に精読し、サブ・ファンドへの投資を決定する前に専門アドバイザーに相談すべきである。

投資先ファンドの投資リスクについては、後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

（2）リスクに対する管理体制

サブ・ファンドのリスク管理体制（投資運用会社のリスク管理体制）

投資運用会社の投資リスクの管理体制は、以下のとおりである。法令・規則の変更等への対応については、適宜適切に対応している。

（イ）日常のリスク管理

投資に関するリスクは、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー）とコンプライアンス・リスク管理本部によって、定期的にモニターされている。売買執行の管理については、売買執行をファンドマネージャーとは原則として別のトレーダーが行い、相互牽制機能を働かせている。また、日々、コンプライアンス・リスク管理本部が売買伝票をチェックし、その内容について適正かどうかの管理がなされている。

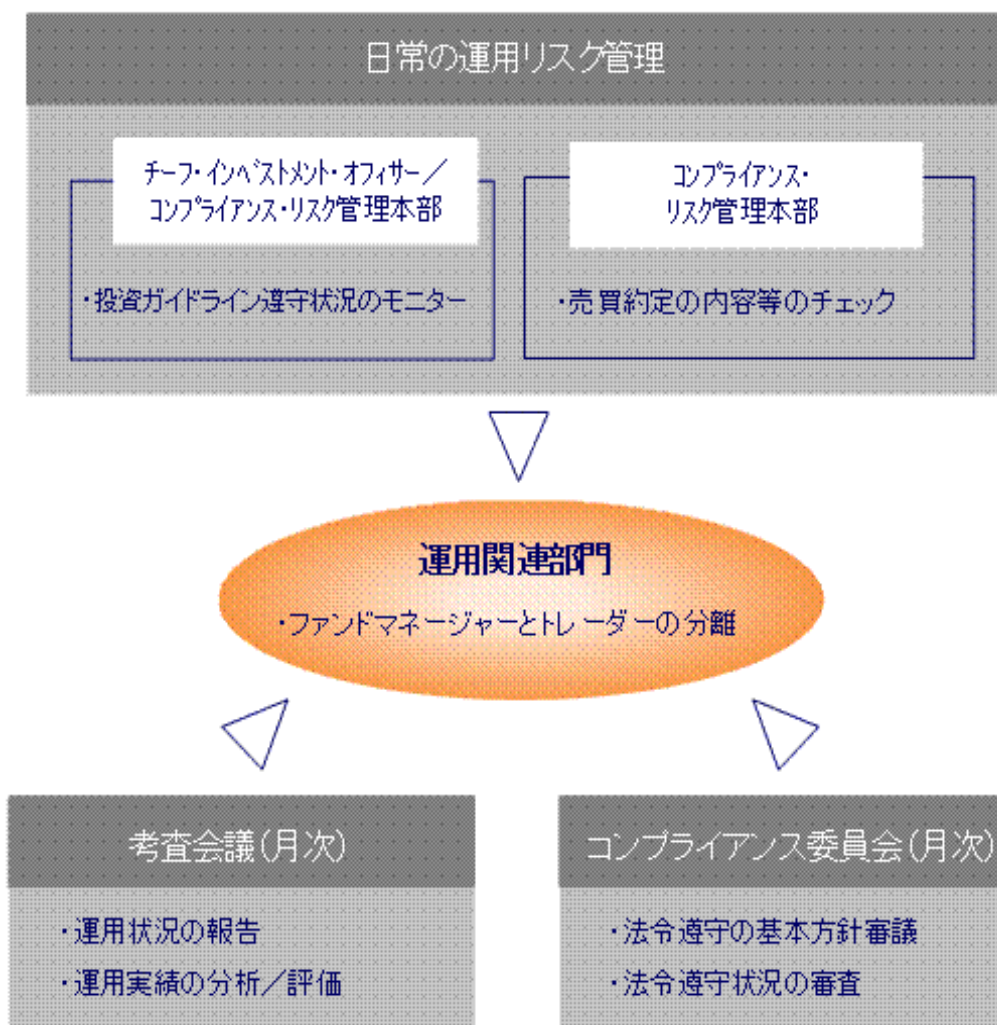
（ロ） 考査会議（月次）

サブ・ファンドの信託財産に関し、運用状況の報告ならびに運用実績の分析および評価について考査する。

（ハ） コンプライアンス委員会（月次）

会社全般の法令遵守および業務リスク管理に関する基本方針を審議、決定すると共に、法令遵守状況や業務リスクの状況を審査する。

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスク管理本部が売買伝票をチェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびコンプライアンス・リスク管理本部によりモニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスク管理本部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催



投資先ファンドのリスク管理体制

NNインベストメント・パートナーズのコンプライアンス体制は、NNグループN.V.としての経営の健全性と社会からの信頼性の確保を目的に組織されている。NNグループN.V.は、事業展開する世界の各市場において、その国の法律や規制、倫理的な基準を遵守して事業を行っている。

NNインベストメント・パートナーズのコンプライアンス機能の責任は、以下の項目について能動的に果たされている。

- ・ 事業活動に関連するコンプライアンス・リスクを特定し、評価・管理する。
- ・ 経営陣に対し、コンプライアンスを遵守するための、適切な法律、規則および基準について助言する。
- ・ 適用される法律、規則および基準へのコンプライアンスについて職員へ教育・助言を行う。

NNインベストメント・パートナーズのコンプライアンス部門は独立して組織され、コンプライアンスの方針の策定や手続の実施と評価に対する責任を負う。

リスク部門は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）を責任者とする独立したユニットである。リスク部門は、会社の事業活動に伴い発生するリスクの特定、分析、モニタリング、コントロール、報告、管理を行うことを目的としている。

リスク・マネジメントは、ポートフォリオの運用やそれに伴う全てのプロセスにとって必要不可欠なものである。NNインベストメント・パートナーズがリスク管理のために採用しているガバナンス、リスクをコントロールするフレームワークは、3段階の防御線を形成するよう組織されている。

第1 防御線： 運用や営業といったビジネス・ラインが、リスク・マネジメント・ファンクションが策定したリスクに関するポリシー、ミニマム・スタンダード、フレームワークの実行の責任を担う。

第2 防御線： リスク・マネジメント・ファンクションは、リスク・マネジメントのためのポリシーや戦略の策定、および第1 防御線におけるリスクに関するポリシー、ミニマム・スタンダード、フレームワークの実行状況についてのモニタリングの責任を担う。

第3 防御線： コーポレート・オーディット・サービス（CAS）が、NNインベストメント・パートナーズの内部統制の態勢や有効性について独立した評価を行う責任を担う。

認識されたリスクは、月次のエンタープライズ・リスク・マネジメント・コミッティーで議論され、必要に応じ対応策が採られる。同コミッティーは、CROと法務・コンプライアンス部門の責任者の主催により行われる。

NNインベストメント・パートナーズの運用するファンドおよび投資顧問アカウントのパフォーマンス計測は、パフォーマンス・メジャメント・チームが行っている。また、同チームはトラッキング・エラーやアルファ、ベータといったポートフォリオの特性値の算出等も行っている。パフォーマンス要因分析については、パフォーマンス・アトリビューション・チームが行う。両チームは、運用チームから独立している。

上記のリスク管理体制は、2016年12月末日現在の体制であり、今後変更される可能性がある。

(3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2012年1月～2016年12月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。（ただし、サブ・ファンドは2011年5月31日に運用を開始したため、2012年4月以前の年間騰落率は算出されない。）

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの

年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間（ただし、サブ・ファンドについては2012年5月～2016年12月）における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンド（各クラスの表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラス（円ベース）を定量的に比較できるように作成したものである。

<米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券>

(2012年1月～2016年12月)



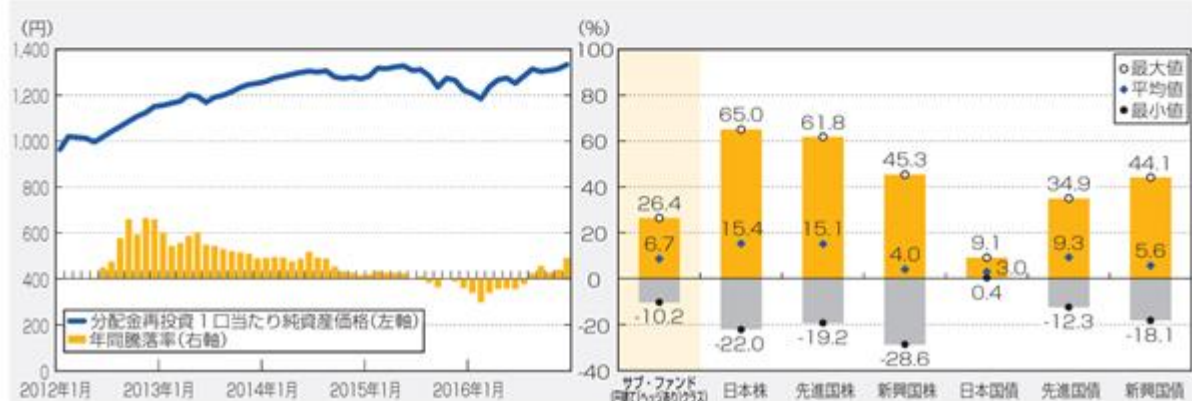
<ユーロ建てクラス受益証券>

(2012年1月～2016年12月)



<円建て(ヘッジあり)クラス受益証券>

(2012年1月～2016年12月)



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- (注2) サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注3) ミドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券およびユーロ建てクラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- (注5) サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- (注6) サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX（配当込み）

先進国株.....ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株.....S&P 新興国総合指数

日本国債.....ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）

先進国債.....シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債.....シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

(注) ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、申込価格の最大3%（税抜）の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、上限3.24%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

- (注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。
- (注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。
- (注3) 累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課せられない。
- (注4) 申込手数料については、日本における販売会社もしくは販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置を適用される場合がある。
- (注5) 米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券およびユーロ建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円（上限）かかる。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課せられない。

(3)【管理報酬等】

受託会社報酬

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生しかつ計算され四半期毎に後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の受託報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直しの対象となる。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることを要求される場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金により受託会社により請求される。

サブ・ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用は、サブ・ファンドの資産から受託会社に返還される。

受託会社報酬は、サブ・ファンドに対する受託業務の提供の対価として支払われる。

2016年8月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った受託会社報酬は、13,476.31ユーロであった。

管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

サブ・ファンドに関連して管理会社が負担する合理的なすべての立替費用は、サブ・ファンドの資産から管理会社に返還される。

管理会社報酬は、サブ・ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

2016年8月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った管理会社報酬は、11,064.49ユーロであった。

販売会社報酬、販売取扱会社報酬および投資運用会社報酬

日本における販売会社、販売取扱会社および投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の合計で年率1.36%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

かかる報酬は、以下のとおり配分される。

(イ) 販売会社報酬および販売取扱会社報酬

日本における販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドに帰属する純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記の報酬に加え、日本における販売会社および販売取扱会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、それぞれにより取り扱われた受益証券に相当する部分のサブ・ファンドの純資産価額の1億米ドル相当額以下の部分については年率0.70%、それぞれにより取り扱われた受益証券に相当する部分のサブ・ファンドの純資産価額の1億米ドル相当額を超える部分については年率0.725%の報酬を、サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

販売会社報酬および販売取扱会社報酬は、日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

(ロ) 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、日本における販売会社および販売取扱会社によりそれぞれ取り扱われた受益証券に相当する部分のサブ・ファンドの純資産価額の1億米ドル相当額以下の部分については年率0.65%、日本における販売会社および販売取扱会社によりそれぞれ取り扱われた受益証券に相当する部分のサブ・ファンドの純資産価額の1億米ドル相当額を超える部分については年率0.625%の報酬を、サブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、投資運用会社、日本における販売会社および販売取扱会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

投資運用会社報酬は、サブ・ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

2016年8月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った販売会社報酬および販売取扱会社報酬は261,885.30ユーロ、投資運用会社報酬は、239,805.82ユーロであった。

管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

管理事務代行会社報酬は、サブ・ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2016年8月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った管理事務代行会社報酬は、36,864.65ユーロであった。

保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

保管会社報酬は、サブ・ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2016年8月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った保管会社報酬は、3,672.09ユーロであった。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、サブ・ファンドの資産から返済する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2016年8月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った代行協会員報酬は、33,199.00ユーロであった。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

サブ・ファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用は、全額償却された。

かかる設立費用には、英文目論見書ならびに届出書、目論見書および説明書を含むその他のあらゆる文書の作成および/またはファンドまたはサブ・ファンドの受益証券の募集について管轄を有する各地域の証券業協会を含むすべての当局への届出に要する費用を含むが、これらに限られない。

費用は、随時調整されることがある。

2016年8月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払った設立費用は、16,556.90ユーロであった。

仲介手数料

有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁する。

その他の運営費用

受託会社、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会および日本における販売会社は、自らの費用で、各自の業務を履行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器を提供する責任を負う。サブ・ファンドはそれぞれの事業活動に付随するその他すべての費用を負担する。かかる費用には、法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、保管料、受益証券の実質的所有者を含めた受益者のために必要な言語で年次報告書、半期報告書およびファンド、管理会社および/または受託会社に適用ある法令に基づいて必要なその他の報告書または書類を作成し、配布する費用、会計、記帳および純資産価額の計算費用、受益者向け通知を作成し、配布する費用、弁護士および監査人の報酬、資産、収入、報酬および費用に対してファンドまたはサブ・ファンドが請求されるすべての税金、上記に類するすべての一般管理費（受益証券の募集または販売に直接関係する費用を含む。）、借入金および融資残高の利息およびコミットメント・ライン手数料、所得税、源泉徴収税等の租税、受益者および投資を行おうとする者との通信費用などを含む。サブ・ファンドは、その他の投資会社への投資に関連する申込手数料および買戻し手数料ならびに組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負うことがある。

2016年8月31日に終了した計算期間中にサブ・ファンドが支払ったその他の運営費用は、96,171.54ユーロであった。

投資先ファンドにかかる費用等

サブ・ファンドは、投資先ファンドの受託会社、管理会社、投資顧問会社およびその他関連会社に支払われる報酬および費用を含む、投資先ファンドの資産から支払われることになるすべての報酬および費用について、按分して間接的に負担する。また、投資先ファンドは、実績報酬を負担することがある。

後記「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

投資者は、各自が国籍、住所または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の購入、保有、売却または買戻しに関する税務上、為替管理上またはその他の効果に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。様々な法域で受益者に適用される法律の数に照らして、本書に受益証券の購入、保有または処分に関する各地域の税効果のまとめはない。

投資の場合と同様に、受益証券に投資した時点の税務上の地位または予定する税務上の地位が永久に続くという保証はない。下記はケイマン諸島で現在施行中の法律および慣行に基づいており、変更される場合がある。

日本

2017年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合
- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要がある。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算する。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府は受託会社または受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。また、ファンドに関する受託会社による、またはファンドに関する受託会社に対する支払に対して適用されるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に従って、ファンドに関しケイマン諸島総督から保証書を受領した。かかる保証書には、ファンドの設立の日付から向こう50年間にケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続的な性格を有する租税を課す法律はファンドを構成する資産もしくはファンドに起因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連してファンドの受託会社もしくは受益者には適用されないことが明記される。受益証券の譲渡または買戻しに関してケイマン諸島で課される印紙税はない。

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、60カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびUK IGAの適用に関する手引書を公表しており、CRSに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、対象となる限り、AEOI規則の要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関は、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するために米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、AEOI規則に基づき、いかなる義務も有していない。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税(現在は30%の税率)を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉

徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。F A T C A源泉徴収税は、U S I G Aの条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(U S I G Aに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。U S I G Aを実施するA E O I規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、F A T C Aその他の口座保有者による、または口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドおよび/もしくはサブ・ファンドへの投資ならびに/またはこれらへの投資の継続により、投資者は、ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのA E O I規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したとみなされるものとする。投資者が(結果にかかわらず)要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。

その他の国

受託会社はケイマン諸島では課税されないが、サブ・ファンドはサブ・ファンドの投資に起因する所得または利得に関してその他の国で源泉徴収される租税を支払う責任を負うことがある。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、2011年5月31日から運用を開始しており、その運用状況は、以下のとおりである。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2016年12月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (ユーロ)	投資比率(注) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	24,165,229.51	100.31
現金その他の資産(負債控除後)		-74,035.58	-0.31
合計 (純資産価額)		24,091,193.93 (約2,956百万円)	100.00

(注)投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年12月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価額(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NN(L)EUROPEAN HIGH YIELD Class Z-Capitalisation (EUR)	ルクセンブルグ	投資法人	3,143.330	6,696.51	21,049,351.10	7,687.78	24,165,229.51	100.31

【投資不動産物件】

該当事項なし。(2016年12月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。(2016年12月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末および2016年12月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	円	クラス	基準通貨	円
第一計算期間末 (2011年8月末日)	26,672,838.34	3,272,757,264	米ドル建て(ヘッジあり)	9.01米ドル	1,050
			ユーロ建て	9.03ユーロ	1,108
			円建て(ヘッジあり)	903円	-
第二計算期間末 (2012年8月末日)	27,665,901.59	3,394,606,125	米ドル建て(ヘッジあり)	10.66米ドル	1,242
			ユーロ建て	10.68ユーロ	1,310
			円建て(ヘッジあり)	1,063円	-
第三計算期間末 (2013年8月末日)	11,981,740.14	1,470,159,515	米ドル建て(ヘッジあり)	12.03米ドル	1,401
			ユーロ建て	12.11ユーロ	1,486
			円建て(ヘッジあり)	1,200円	-
第四計算期間末 (2014年8月末日)	63,848,115.24	7,834,163,740	米ドル建て(ヘッジあり)	13.08米ドル	1,524
			ユーロ建て	13.27ユーロ	1,628
			円建て(ヘッジあり)	1,306円	-
第五計算期間末 (2015年8月末日)	46,611,057.34	5,719,176,736	米ドル建て(ヘッジあり)	12.90米ドル	1,503
			ユーロ建て	13.13ユーロ	1,611
			円建て(ヘッジあり)	1,284円	-
第六計算期間末 (2016年8月末日)	28,664,153.07	3,517,091,582	米ドル建て(ヘッジあり)	13.33米ドル	1,553
			ユーロ建て	13.49ユーロ	1,655
			円建て(ヘッジあり)	1,314円	-
2016年1月末日	36,979,781.45	4,537,419,184	米ドル建て(ヘッジあり)	12.14米ドル	1,414
			ユーロ建て	12.35ユーロ	1,515
			円建て(ヘッジあり)	1,207円	-
2月末日	35,274,494.65	4,328,180,494	米ドル建て(ヘッジあり)	11.93米ドル	1,390
			ユーロ建て	12.13ユーロ	1,488
			円建て(ヘッジあり)	1,184円	-
3月末日	35,154,259.81	4,313,427,679	米ドル建て(ヘッジあり)	12.47米ドル	1,453
			ユーロ建て	12.68ユーロ	1,556
			円建て(ヘッジあり)	1,237円	-
4月末日	35,038,363.34	4,299,207,182	米ドル建て(ヘッジあり)	12.79米ドル	1,490
			ユーロ建て	13.00ユーロ	1,595
			円建て(ヘッジあり)	1,267円	-
5月末日	35,057,279.36	4,301,528,177	米ドル建て(ヘッジあり)	12.88米ドル	1,500
			ユーロ建て	13.08ユーロ	1,605
			円建て(ヘッジあり)	1,275円	-
6月末日	32,637,629.83	4,004,637,180	米ドル建て(ヘッジあり)	12.65米ドル	1,474
			ユーロ建て	12.83ユーロ	1,574
			円建て(ヘッジあり)	1,252円	-
7月末日	28,897,837.00	3,545,764,600	米ドル建て(ヘッジあり)	12.98米ドル	1,512
			ユーロ建て	13.15ユーロ	1,614
			円建て(ヘッジあり)	1,283円	-
8月末日	28,664,153.07	3,517,091,582	米ドル建て(ヘッジあり)	13.33米ドル	1,553
			ユーロ建て	13.49ユーロ	1,655
			円建て(ヘッジあり)	1,314円	-

9月末日	27,125,161.11	3,328,257,268	米ドル建て（ヘッジあり）	13.24米ドル	1,542
			ユーロ建て	13.38ユーロ	1,642
			円建て（ヘッジあり）	1,303円	-
10月末日	26,315,211.62	3,228,876,466	米ドル建て（ヘッジあり）	13.31米ドル	1,550
			ユーロ建て	13.44ユーロ	1,649
			円建て（ヘッジあり）	1,308円	-
11月末日	25,518,233.50	3,131,087,250	米ドル建て（ヘッジあり）	13.37米ドル	1,557
			ユーロ建て	13.50ユーロ	1,656
			円建て（ヘッジあり）	1,315円	-
12月末日	24,091,193.93	2,955,989,495	米ドル建て（ヘッジあり）	13.59米ドル	1,583
			ユーロ建て	13.69ユーロ	1,680
			円建て（ヘッジあり）	1,333円	-

< 参考情報 >

(2011年5月31日（運用開始日）～2016年12月末日）



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

()米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券

計算期間	収益率（注）
第一計算期間 (2011年4月20日～2011年8月末日)	-9.90%
第二計算期間 (2011年9月1日～2012年8月末日)	18.31%
第三計算期間 (2012年9月1日～2013年8月末日)	12.85%
第四計算期間 (2013年9月1日～2014年8月末日)	8.73%
第五計算期間 (2014年9月1日～2015年8月末日)	-1.38%
第六計算期間 (2015年9月1日～2016年8月末日)	3.33%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

ただし、第一計算期間については運用開始日（設定日）の1口当たり純資産価格（10米ドル）

()ユーロ建てクラス受益証券

計算期間	収益率（注）
第一計算期間 (2011年4月20日～2011年8月末日)	-9.70%
第二計算期間 (2011年9月1日～2012年8月末日)	18.27%
第三計算期間 (2012年9月1日～2013年8月末日)	13.39%
第四計算期間 (2013年9月1日～2014年8月末日)	9.58%
第五計算期間 (2014年9月1日～2015年8月末日)	-1.06%
第六計算期間 (2015年9月1日～2016年8月末日)	2.74%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

ただし、第一計算期間については運用開始日（設定日）の1口当たり純資産価格（10ユーロ）

（ ）円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

計算期間	収益率（注）
第一計算期間 （2011年4月20日～2011年8月末日）	-9.70%
第二計算期間 （2011年9月1日～2012年8月末日）	17.72%
第三計算期間 （2012年9月1日～2013年8月末日）	12.89%
第四計算期間 （2013年9月1日～2014年8月末日）	8.83%
第五計算期間 （2014年9月1日～2015年8月末日）	-1.68%
第六計算期間 （2015年9月1日～2016年8月末日）	2.34%

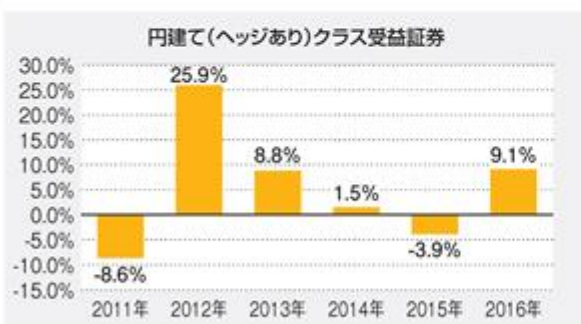
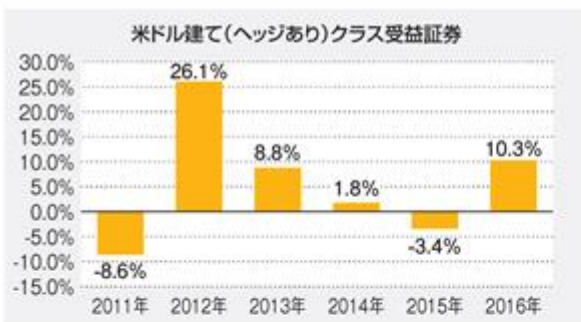
（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各計算期間末現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各計算期間の直前の計算期間の最終評価日現在の1口当たり純資産価格

ただし、第一計算期間については運用開始日（設定日）の1口当たり純資産価格（1,000円）

< 参考情報 >



（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配金の額）（2011年については、米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券は1口当たり10米ドル、ユーロ建てクラス受益証券は1口当たり10ユーロ、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券は1口当たり1,000円）

（注2）2011年については2011年5月31日（運用開始日）から同年末日までの収益率となります。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

() 米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一計算期間 (2011年4月20日 ~2011年8月末日)	2,553,781.151 (2,553,781.151)	25,482.314 (25,482.314)	2,528,298.837 (2,528,298.837)
第二計算期間 (2011年9月1日 ~2012年8月末日)	2,862.979 (2,862.979)	437,655.855 (437,655.855)	2,093,505.961 (2,093,505.961)
第三計算期間 (2012年9月1日 ~2013年8月末日)	195,910.507 (195,910.507)	1,539,288.903 (1,539,288.903)	750,127.565 (750,127.565)
第四計算期間 (2013年9月1日 ~2014年8月末日)	4,998,516.524 (4,998,516.524)	817,517.918 (817,517.918)	4,931,126.171 (4,931,126.171)
第五計算期間 (2014年9月1日 ~2015年8月末日)	626,560.056 (626,560.056)	2,365,601.968 (2,365,601.968)	3,192,084.259 (3,192,084.259)
第六計算期間 (2015年9月1日 ~2016年8月末日)	10,702.382 (10,702.382)	1,483,898.756 (1,483,898.756)	1,718,887.885 (1,718,887.885)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

() ユーロ建てクラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一計算期間 (2011年4月20日 ~2011年8月末日)	1,092,786.049 (1,092,786.049)	34,936.589 (34,936.589)	1,057,849.460 (1,057,849.460)
第二計算期間 (2011年9月1日 ~2012年8月末日)	7,468.437 (7,468.437)	295,581.137 (295,581.137)	769,736.760 (769,736.760)
第三計算期間 (2012年9月1日 ~2013年8月末日)	57,572.142 (57,572.142)	445,308.951 (445,308.951)	381,999.951 (381,999.951)
第四計算期間 (2013年9月1日 ~2014年8月末日)	541,890.454 (541,890.454)	178,065.183 (178,065.183)	745,825.222 (745,825.222)
第五計算期間 (2014年9月1日 ~2015年8月末日)	31,737.282 (31,737.282)	325,616.070 (325,616.070)	451,946.434 (451,946.434)
第六計算期間 (2015年9月1日 ~2016年8月末日)	8,093.235 (8,093.235)	103,942.078 (103,942.078)	356,097.591 (356,097.591)

()円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一計算期間 (2011年4月20日 ~2011年8月末日)	167,857.373 (167,857.373)	0.000 (0.000)	167,857.373 (167,857.373)
第二計算期間 (2011年9月1日 ~2012年8月末日)	0.000 (0.000)	19,786.236 (19,786.236)	148,071.137 (148,071.137)
第三計算期間 (2012年9月1日 ~2013年8月末日)	17,033.191 (17,033.191)	107,066.735 (107,066.735)	58,037.593 (58,037.593)
第四計算期間 (2013年9月1日 ~2014年8月末日)	506,221.948 (506,221.948)	42,957.607 (42,957.607)	521,301.934 (521,301.934)
第五計算期間 (2014年9月1日 ~2015年8月末日)	299,382.186 (299,382.186)	401,318.979 (401,318.979)	419,365.141 (419,365.141)
第六計算期間 (2015年9月1日 ~2016年8月末日)	8,642.498 (8,642.498)	141,241.603 (141,241.603)	286,766.036 (286,766.036)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

手続

受益証券は、申込人が購入を希望する受益証券の口数または価額を明記して購入申込通知を完成させ、管理事務代行会社へ送付することにより、購入することができる。購入申込通知の写しは管理事務代行会社から入手することができる。申込人は、適格投資家であることを証明することが義務付けられている。ただし、かかる購入申込通知が管理会社および管理事務代行会社が満足するよう完成された場合、管理会社は、関連する受益証券を発行し、管理事務代行会社は申込人の名義で受益証券を登録する。

受益証券のクラス

サブ・ファンドにおいて、3種類のクラスの受益証券が発行される。

- ・米ドル建ての「米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券」
- ・ユーロ建ての「ユーロ建てクラス受益証券」
- ・円建ての「円建て（ヘッジあり）クラス受益証券」

共通のポートフォリオに対するクラスの参加ならびに当該クラスに特に帰属する資産および負債を反映して、各クラスの受益証券について個別の純資産価額が計算される。

米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券に対して適用される特定のヘッジ方針であるクラス間の相違を除き、クラスは、同一の権利、制限および利益を有する。

米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券については、ユーロ/米ドルの為替レートの変動の（可能な限りの）ヘッジの目的で、米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の勘定において為替ヘッジ取引が締結される。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券については、ユーロ/円の為替レートの変動の（可能な限りの）ヘッジの目的で、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の勘定において為替ヘッジ取引が締結される。

投資者は、為替ヘッジを実行しかつ維持することに関連するコストが生じ、これらのコストが米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券のそれぞれの純資産価額に配分されかつ反映されることにつき、承知すべきである。

受益証券の発行

受益証券は、以下の取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連するクラス受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算される。

受益証券は、金額または受益証券口数により申込みを行う。受益証券は、各発行日に、関連する発行日の午後3時（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。管理事務代行会社が一旦受け取った購入申込通知は取消不能である。

発行日の申込人1人当たりの最低申込価額または最低申込口数は、日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低申込価額または最低申込口数である。小数第3位までの端数の受益証券を発行することができる。

投資者が管理事務代行会社とともにその他の通貨で支払うよう調整しない限り、支払は投資者が購入するクラスの通貨により行われることを要する。その他の自由に交換可能な通貨での支払は、当該クラスの関連通貨に交換され、(かかる為替換算コストの控除後の)交換手取金は、申込金の支払に充当される。為替換算は、投資者にとって多少の遅延およびコストの負担を伴うことがある。

申込総額の3%(税抜)を上限とする販売手数料およびそれに課される適用ある税金が加算されることがある。

日本における販売会社または販売取扱会社が受領する販売手数料を除いた申込金額は、即時入手可能な資金により、保管会社により、当該発行日または管理会社が随時決定するその他の日から起算して6営業日以内の日(または当該6営業日目に決済することができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日)に、受領されることを要する。

管理会社は、その単独裁量において、請求された支払が保管会社に受領されなかった結果生じる損失について、かかる損失が管理会社の重大な過失または故意による不法行為に起因しない限り、サブ・ファンドに補償することを申込人に要求する権利を留保する。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

適格投資家

サブ・ファンドの方針により、()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、()執行者または財産管理人が米国人である財団、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、()米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、()米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および()パートナーシップまたは法人のうち(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)に、受益証券を販売することができない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者(ケイマン諸島で設立された免除会社または通常の非居住会社を除く。)が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則(随時改正または変更される。)、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止および検出にかかる規則(2015年8月)ならびにルクセンブルグおよびその他適用ある法域において適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社(以下「関係各社」という。)はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会

社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続(デューディリジェンス情報の取得を含む。)を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、申込人(すなわち購入申込者または譲受人)の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有し、すべての適用あるマネー・ロンダリングに関わる規定を遵守する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則または適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

- (a) 購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金/分配金が購入申込者に直接支払われる場合
- (b) 購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、または公認の証券取引所(もしくはいずれかの下部組織)に上場しており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合
- (c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、CIMAがケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マネー・ロンダリング防止規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるかと疑うか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、() 犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(2016年改正)に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、() テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(2015年改正)に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

所有確認書

受益者名簿に記載する口数の受益証券に対する登録保有者の所有権を証する券面は発行されない。ただし、券面の発行を求める受益者の請求に応じて、受益者が費用を負担する場合には、この限りではない。表明、包含、解釈された信託にかかる通知は、受益者名簿には記載されない。上記の規定にかかわらず、管理事務代行会社は、合理的に可能な限り、サブ・ファンドの受益証券の購入申込みまたは買戻しに関する確認書を、ファックスまたは合意したその他の手段で日本における販売会社に送付する。

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの受益者名簿を記帳する責任を負い、受益証券のすべての発行、買戻しおよび譲渡を記録するものとする。発行されたすべての受益証券は、サブ・ファンドの受益者名簿に登録され、受益者名簿は受益証券の所有に関する決定的証拠となるものとする。受益証券は一名の名前または四名を限度とする共同名で登録することができる。各受益者名簿は、管理事務代行会社の事務所で、通常の営業時間内に受益者が自由に閲覧できるものとする。

受益者は、自らの個人情報に変更があった場合には、速やかに書面で管理事務代行会社に通知しなければならない。

その他

管理事務代行会社は、管理会社と協議した上で、絶対的裁量により、理由を述べることなく受益証券の購入申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保する。購入申込みが拒絶された場合、申込代金は、申込者のリスク負担において利息を付さずに申込者に返還される。

受益証券の発行は、信託証書に記載する理由で、管理事務代行会社または管理会社の裁量により中止されることがある。

各受益者は、日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に登録された自身の情報に変更(投資者が適格投資家でなくなることを意味する変更を含む。)があった場合、書面で日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に通知するとともに、かかる変更に関係して日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)が合理的に請求した追加書類を、日本における販売会社または管理事務代行会社(場合による。)に提出しなければならない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で随時承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、() 受益証券を適格投資家に譲渡すること、() 譲受人は自己の勘定で受益証券を取得すること、および() 管理会社または日本における販売会社はその絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負う。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを要求することができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

(2) 日本における販売

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた、日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結することがある。

受益証券は、F A T C A を遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

日本の投資者は、原則として日本における営業日の午後3時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込注文を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午後3時（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。

発行価格は通常、発行日のルクセンブルグにおける翌営業日に算出される。日本における販売会社は、通常、発行日のルクセンブルグにおける翌営業日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができる、かかる確認した日を日本における約定日という。

米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券、ユーロ建てクラス受益証券、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の最低取得申込金額または最低取得申込口数は、日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する最低取得申込金額または最低取得申込口数である。申込単位の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

受益証券の取得申込みにあたって、上限3.24%（税抜3.00%）の申込手数料が課される。申込手数料の詳細については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。ただし、管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

投資者は、原則として日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとする。申込金額および申込手数料は、販売取扱会社に対しては、米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券については米ドルで、ユーロ建てクラス受益証券についてはユーロで、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券については日本円で支払われ、日本における販売会社に対する場合には、米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券については米ドルまたは日本円で、ユーロ建てクラス受益証券についてはユーロまたは日本円で、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券については日本円で支払われるものとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、日本における受渡日以前に申込金額および申込手数料の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C信託銀行では、通常、申込受付日に申込金額および申込手数料を引落とす。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社および販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券を日本において販売することができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

日本における販売会社および販売取扱会社は、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

譲渡制限

すべての受益者は、管理会社または日本における販売会社が絶対的裁量で適宜承認した書式の証書によって、保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、その時点で適用ある法域の法律規定、政府等の要求事項もしくは規則または管理会社もしくは日本における販売会社の方針を遵守するために管理会社または日本における販売会社の要求する情報を提出すること、および管理会社または日本における販売会社が事前に書面で譲渡を承認し、管理事務代行会社に通知することを条件とする。更に、譲受人は、() 受益証券を適格投資家に譲渡すること、() 譲受人が自己の計算で受益証券を取得すること、および() 管理会社および日本における販売会社が絶対的裁量で要求したその他の事項に関して、書面で管理会社または日本における販売会社に表明する義務を負うこととする。

管理会社または日本における販売会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人または譲渡人および譲受人の代理人が署名することを義務づけることができる。譲渡が登録され、譲受人の氏名が受益者名簿に記入されるまでは、譲渡人が依然として受益者であり、譲渡の対象となった受益証券に対する権利を有するとみなされる。

前記「(1) 海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻しの手続

受益証券は、以下の買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、関係する計算日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

「買戻日」とは、毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

受益証券の買戻しは、管理事務代行会社が受領した買戻請求通知に関して各買戻日現在で受益証券の口数をもって行うことができる。買戻請求通知の写しは、管理事務代行会社から入手することができる。買戻請求通知は、買い戻す受益証券の総口数を明記した上で、当該買戻日の午後3時（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに管理事務代行会社に提出しなければならない。管理事務代行会社が一旦受け取った買戻請求通知は取消不能である。

買戻日における受益者1人当たりの各クラスの受益証券の最低買戻口数は、（ ）1口以上0.001口単位とし、（ ）受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とし、または（ ）日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定する単位とする。小数第3位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

買戻しの制限

いずれかの買戻日におけるサブ・ファンドに関する買戻請求通知の合計が、投資先ファンドに適用ある買戻制限を受けて、管理会社がその絶対的裁量により決定する割合または金額を超える場合、管理会社は、管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日またはサブ・ファンドの純資産価額の算定を延期することができる。

一時停止の期間中（詳細については後記「4 資産管理等の概要（1）資産の評価 純資産価額の計算の一時停止」の項参照）、受益証券の買戻しは行われない。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保している。

買戻代金の支払

買戻代金の支払は、通常、関連する買戻日から起算して6営業日以内（もしくは当該6営業日目以前に決済することができなかった場合、当該6営業日目直後の決済可能な日）または管理会社が随時決定するその他の日までに決済されるものとする。支払は、関連する受益者から管理事務代行会社に出された指示に従って、受益者のリスクおよび費用負担で関連するクラスの通貨で直接振込によって行われる。支払前の買戻代金に利息は付されないものとする。

サブ・ファンドの受益証券の買戻代金の支払は、投資先ファンドの投資証券にかかる買戻代金のサブ・ファンドによる受領に依拠することがある。投資先ファンドの投資証券の買戻代金の受領遅延の可能性に関するより詳細な情報については、「別紙B 投資先ファンドの概要」を参照のこと。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社のために、以下をはじめとする理由により、1営業日前から5営業日前までの間にサブ・ファンドの受益者の一部または全員に書面による通知をすることにより、それまでに買戻しが行われていないサブ・ファンドの受益証券の一部または全部を、特定の日における受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

- (イ) サブ・ファンドの受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識する理由がある場合。
 - () いずれかの国または政府機関が定めた法律または条件に違反するため、受益証券を保有する資格がない者(その結果として、サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または被らずに済む金銭的不利益を被る場合を含む。)、
 - () 適格投資家でない者、または適格投資家でない者に代わりもしくはその利益のために受益証券を取得した者、または
 - () サブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が負わずに済む納税責任を負い、または法律面、金銭面、規制面もしくは重大な運営面で結果的に不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者。
- (ロ) 受益者が保有する受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数(もしあれば)に満たない場合。
- (ハ) 受益証券の移転により、受益者が保有または保持するサブ・ファンドの受益証券の口数が、本書に定めるサブ・ファンドに関して要求される最低の口数(もしあれば)に満たなくなった場合。
- (ニ) ある受益者による買戻請求を承諾した場合に、結果的にサブ・ファンドの発行済受益証券の口数またはかかる受益証券の純資産価額の合計額が、本書に定める最低口数または最低金額(もしあれば)を下回ることになる場合。
- (ホ) 受益者が保有する受益証券に関して支払うべき公租公課が、受託会社が支払を求める通知を送付してから30日間未払いのままである場合。
- (ヘ) 受益者が行いたいいずれかの表明が真正でないか、もしくは真正でなくなった場合または受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドもしくはサブ・ファンドの受益者に不利な税効果が及ぶ過大なリスクを負う場合。
- (ト) 受益者が受益証券に関する購入申込金を支払わない場合。
- (チ) 受託会社または管理会社が、買戻しを行うことがサブ・ファンドの受益者の利益に適うと合理的に判断する場合。
- (リ) サブ・ファンドの純資産価額が投資方針を遂行するのに不十分であると管理会社が判断する場合。
- (ヌ) 受益者が引き続き受益証券を所有することにより、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受益者の利益を損なう可能性がある場合。
- (ル) ケイマン諸島当局の命令に基づく場合。

上記に代わり、上記(イ)の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

（２）日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、買戻価格で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、買戻日のルクセンブルグにおける翌営業日に算出される。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、原則として日本における営業日の午後３時（日本時間）までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知することにより、（ ）１口以上0.001口単位とし、（ ）受益者が保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とし、または（ ）日本における販売会社または販売取扱会社が随時決定する単位による受益証券の買戻しを請求することができる。小数第３位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買戻請求通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、買戻日（原則として、毎営業日）の午後３時（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

（注１）S M B C信託銀行の一部の支店等で買戻しを取り扱わないこととしている場合がある。また、一部の支店等では、電話による買戻しのみを受け付ける場合がある。

（注２）販売取扱会社であるS M B C信託銀行におけるインターネット取引での買戻しについては、S M B C信託銀行に照会のこと。

大量の買戻請求があった場合、前記「（１）海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、原則として日本における約定日（通常、買戻請求受付日のルクセンブルグにおける翌営業日の日本における翌営業日）から起算して日本における４営業日目に行われる。

買戻し手数料は課されない。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、販売取扱会社からは、米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券については米ドルで、ユーロ建てクラス受益証券についてはユーロで、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券については日本円で支払われ、日本における販売会社からは、米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券については米ドルまたは日本円で、ユーロ建てクラス受益証券についてはユーロまたは日本円で、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券については日本円で支払われるものとする。

前記「（１）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【スイッチング手続等】

クラス間の受益証券のスイッチングは、行うことができない。サブ・ファンドの受益証券とファンドの他のサブ・ファンドの受益証券とのスイッチングは、行うことができない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の決定

管理会社は、サブ・ファンドの各評価日の最直近の入手可能な市場価格を用い、サブ・ファンドの受益証券の純資産価額を自ら計算するか、または管理事務代行会社に計算させるものとする。管理会社が異なる決定を下さない限り、受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの受益証券の基準通貨で計算するものとする。サブ・ファンドの基準通貨はユーロである。

各評価日現在におけるサブ・ファンドの純資産価額は、基本信託証書に記載されている原則に従い、各計算日に算出される。

各評価日現在のサブ・ファンドの純資産価額は、以下の要領で算定するものとする。

(イ)最初に、サブ・ファンドの前の評価日が終了した時点の購入申込みおよび買戻しに関する受取勘定および支払勘定を調整してから、当該評価日現在の信託財産の価額の実現または未実現の増減分（管理会社（または管理会社のために管理事務代行会社）の裁量により、為替ヘッジに関連する資産または負債を除く。）を配分する。

(ロ)次に、資産または負債の増減分（為替ヘッジを含むが、これに限定されない。）を配分する。

(ハ)最後に、サブ・ファンドの評価日現在で受益者に分配する金額（もしあれば）を除外する。

サブ・ファンドのすべての受益証券について、受益証券1口当たり純資産価格は同一である。

したがって、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドの各評価日現在で以下の要領で算定される。

(イ)最初に、サブ・ファンドの純資産価額を、当該評価日終了現在の購入申込分および買戻分を織り込む前のサブ・ファンドの発行済受益証券の総数で除す。

(ロ)次に、四捨五入して小数第2位まで算出する。ただし、円建ての受益証券（もしあれば）はこの限りではなく、四捨五入して一円の単位まで算出するものとする。

管理会社または管理事務代行会社によるサブ・ファンドの純資産価額のすべての算定は、サブ・ファンドの受益者にとって最終かつ確定的なものであり、故意の不履行、重過失または詐欺がない限り、管理事務代行会社または管理会社に対する請求権は発生しないものとする。また、管理会社および管理事務代行会社は、明らかな誤りがない限り、副管理会社またはその他の第三者が提供した評価に依拠することについて、絶対的保護を受けるものとする。受託会社は、いかなる場合も信託財産の資産の評価または管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかのサブ・ファンドの純資産価額の計算（または計算の誤り）に関して責任を負わないものとする。

純資産価額の計算に際して、管理事務代行会社は、管理会社から別段の指示を受けない限り、もしくはサブ・ファンドに関連する信託証書補遺または英文目論見書で規定されない限り、以下に定める評価手続を適用するものとする。

(イ) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、評価日現在の純資産価格（または当該日現在で計算されない場合は計算が行われたその直前の日の純資産価格）で評価する。

(ロ) 金融商品取引所で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選んだ金融商品取引所の最新の市場価格で評価する。

(ハ) 金融商品取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選任した信頼できる情報源に基づいて評価する。

(ニ) サブ・ファンドが保有しているスワップ等の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価する。

(ホ) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価する。

- (ヘ) 評価を行う日に本項に定める特定の資産の取引所または市場が営業していない場合、かかる取引所または市場が最後に営業していた日現在で算定される。
- (ト) 上記以外のすべての資産および負債は、特定の市場価格がない資産および負債を含めて、管理事務代行会社と協議した上で管理会社はその裁量により誠実に評価する。
- 上記の規定は、関係する信託財産またはその一部の価値を計算し、発行済みまたは発行済みとみなされる受益証券の口数で除す場合には、以下の規定に服する。
- (イ) 発行することに合意したすべてのサブ・ファンドの受益証券は発行済みとみなされ、サブ・ファンドの信託財産は発行することに合意したサブ・ファンドの受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財産の価額を含むとみなされる。
- (ロ) 買戻請求の結果、受益証券の買戻しおよび消却によってサブ・ファンドの信託財産を減額する予定であるが、減額が完了していない場合、対象となる受益証券は買い戻され、発行されていないものとみなされ、また、サブ・ファンドの信託財産を評価する際には当該買戻しに基づきサブ・ファンドの信託財産から支払うべき金額だけ信託財産を減額するものとする。
- (ハ) 投資対象を購入(もしくは取得)または売却(もしくは処分)することに合意したものの、取得または処分が完了していない場合、かかる投資対象は、取得または処分が適式に完了したものであるものとして、取得の場合には織り込み、処分の場合には除き、取得の場合には総取得価格を織り込み、処分の場合には正味処分価格を除くものとする。
- (ニ) 関係する信託財産またはその一部の価値を計算する日までに発生した収益または利益に関する租税に関して、管理会社または管理事務代行会社が支払または還付申請を予定する金額を織り込むものとする。
- (ホ) 発生済みで未払いの収益的費用(上記に該当するものを除く。)およびその時点で未払いの借入金合計額を差し引くものとする。
- (ヘ) サブ・ファンドの設定に関連して発生し、関係する信託財産から支払われる設立費用は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って5年を超えない期間で償却するものとする。

外国通貨で差し引かれるべきだが、差し引かれていない投資対象もしくは現金の価値もしくは金額または当座勘定もしくは預金勘定の金額は、支払責任を負うプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が状況に応じて適切とみなすレートで関係する基準通貨に換算するものとする。受託会社、管理事務代行会社および管理会社は、その時点で最も低い市場の売呼値または最も高い市場の買呼値であると判断した価格がそうでないことが判明した場合でも、一切責任を負わないものとする。

純資産価額の計算の一時停止

受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格の計算、受益証券の発行および/または買戻しを、その単独の裁量により、以下の状況を含むあらゆる理由に基づいて停止することができる。

- (イ) その時点でサブ・ファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間。
- (ロ) 緊急事態に相当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、サブ・ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間。
- (ハ) サブ・ファンドの直接または間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でサブ・ファンドが直接または間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間。
- (ニ) 投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間。
- (ホ) サブ・ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止することが必要であると受託会社または管理会社が判断する期間。

上記の停止が一週間を超えそうな場合、停止から7日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員にかかる停止について書面で通知するとともに、停止が解除され次第、速やかにその旨を通知するものとする。

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年9月11日から149年後に終了する予定である。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、毎年8月31日に終了する。

(5) 【その他】

発行限度額

サブ・ファンドの受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドまたはサブ・ファンドの解散

サブ・ファンド（または場合によりファンド）は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了する。

- (イ) サブ・ファンド（もしくは場合によりファンド）の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合。
- (ロ) その純資産価額が1,000万ユーロまたは管理会社および受託会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の金額を下回り、管理会社および受託会社が、日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上で、サブ・ファンドの終了を決定した場合。
- (ハ) 受益者が、サブ・ファンド決議（または場合により受益者決議）により終了を決定した場合。
- (ニ) 基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時。
- (ホ) 受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。
- (ヘ) 管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命しまたは任命を手配することができない場合。
- (ト) 受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合。

管理会社は、投資先ファンドが終了した場合、サブ・ファンドを終了させる。

サブ・ファンドが終了した場合には、受託会社は、直ちに当該サブ・ファンドのすべての受益者に対してかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更

信託証書に定める条件に従って、受託会社および管理会社は、関係するサブ・ファンドの受益者に書面の通知をした上で、管理会社が関連するサブ・ファンドの受益者の最善の利益に適うと判断する範囲および要領で、信託証書に定める規定を変更し、修正し、一部改定しまたは追加することができる。

管理会社または受託会社が、

- () かかる修正、変更、一部改定、追加によっても既存の受益者の利益は大幅に損なわれず、また受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないと判断すること、または

- () かかる修正、変更、一部改定、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求により（法的拘束力の有無にかかわらず）必要であると判断すること

を書面で証明しない限り、かかる修正、変更、一部改定、追加には、受益者決議またはサブ・ファンド決議（場合による。）の承認を得ることを要するものとする。

修正、変更、一部改定、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務または責任の受諾を課すものであってはならない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、60日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

投資運用契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利を行使する。

受益者の有する権利は、以下のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

残余財産分配請求権

ファンドまたはサブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

受益者集会に関する権利

受益者は、制限された議決権を有する。信託証書は、投資方針および投資制限やサブ・ファンドのガイドラインに重大な変更を承認する場合、サブ・ファンドを償還する場合、信託証書に一定の変更（以下参照）を加える場合等一定の状況において、サブ・ファンド決議を必要とする旨規定している。サブ・ファンド決議は、（a）サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席しサブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

サブ・ファンドの信託証書はまた、例えば全サブ・ファンドに関する受託会社の解任、全サブ・ファンドに関する受託会社による管理会社の解任に関する承認、サブ・ファンドの他の法域への移動、全サブ・ファンドの償還、または全サブ・ファンドの信託証書の変更承認について、受益者決議が必要である旨規定している。受益者決議は、（a）全サブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）全サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有し、議決権を有する本人もしくは代理人が出席し全サブ・ファンドの受益者集会で承認可決されることにより行われる。

受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は、信託証書に記載されている。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、投資顧問会社、副投資運用会社、保管会社、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、所在地代行会社、支払代行会社、受託会社、ファンドの監査人、または管理会社もしくは適用ある場合は受託会社により随時任命されたファンドもしくは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利を一切有しない。2013年法に基づき、受益者の保管会社に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管会社の責任を直接追及することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の受益者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . サブ・ファンドの直近2計算期間の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トゥシュ（ケイマン諸島）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . サブ・ファンドの原文の財務書類はユーロ、日本円および米ドルで表示されている。

日本語の財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2016年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 ユーロ = 122.70円

1 米ドル = 116.49円

1【財務諸表】

(1)【2016年8月31日終了年度】

【貸借対照表】

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド

純資産計算書

2016年8月31日現在

(表示通貨：ユーロ)

	注	ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
(取得原価25,042,703.51ユーロ	1.2	28,180,442.05	3,457,740
(3,072,740千円))			
銀行預金		398,366.30	48,880
先渡為替予約に係る未実現純評価益	1.6,10	249,781.74	30,648
その他の資産		919.15	113
資産合計		28,829,509.24	3,537,381
負債			
先渡為替予約に係る未実現純評価損	1.6,10	60,893.94	7,472
未払印刷および公告費用		29,014.97	3,560
未払弁護士費用		23,308.26	2,860
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	16,923.05	2,076
未払投資運用会社報酬	5	15,498.38	1,902
未払専門家費用		11,968.24	1,469
未払管理事務代行会社報酬	6	2,381.91	292
未払受託会社報酬	2	2,269.93	279
未払代行協会員報酬	8	2,145.31	263
未払管理会社報酬	3	714.96	88
未払保管会社報酬	7	237.22	29
負債合計		165,356.17	20,289
純資産		28,664,153.07	3,517,092
純資産			
ユーロ建てクラス受益証券		4,803,584.11ユーロ	589,400
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		376,922,027円	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		22,912,408.98米ドル	2,669,067
発行済受益証券口数			
ユーロ建てクラス受益証券		356,097.591口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		286,766.036口	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,718,887.885口	
受益証券1口当たり純資産価格			
ユーロ建てクラス受益証券		13.49ユーロ	1,655円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,314円	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		13.33米ドル	1,553円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

【損益計算書】

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
 損益および純資産変動計算書
 2016年8月31日終了会計年度
 （表示通貨：ユーロ）

	注	ユーロ	千円
収益			
銀行利息	1.4	2.07	0
収益合計		2.07	0
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	261,885.30	32,133
投資運用会社報酬	5	239,805.82	29,424
弁護士費用		40,667.87	4,990
印刷および公告費用		40,397.19	4,957
管理事務代行会社報酬	6	36,864.65	4,523
代行協会員報酬	8	33,199.00	4,074
設立費用の償却	1.3	16,556.90	2,032
受託会社報酬	2	13,476.31	1,654
管理会社報酬	3	11,064.49	1,358
専門家費用		10,216.32	1,254
保管会社報酬	7	3,672.09	451
取引報酬		442.06	54
登録報酬		128.87	16
その他の報酬		4,319.23	530
費用合計		712,696.10	87,448
投資純損失		(712,694.03)	(87,448)
以下に係る実現純利益 / (損失)			
投資有価証券	1.2	1,016,833.62	124,765
先渡為替予約	1.6	1,855,723.77	227,697
外国為替	1.5	(11,746.08)	(1,441)
当期の投資純損失および実現純利益		2,148,117.28	263,574
以下に係る未実現評価損の純変動額			
先渡為替予約	1.6	(770,111.15)	(94,493)
投資有価証券	1.2	(20,894.38)	(2,564)
運用による純資産の純増加額		1,357,111.75	166,518
資本の変動			
受益証券の販売		314,571.28	38,598
受益証券の買戻し		(19,618,587.30)	(2,407,201)
資本の純変動額		(19,304,016.02)	(2,368,603)
純資産、期首		46,611,057.34	5,719,177
純資産、期末		28,664,153.07	3,517,092

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
統計情報

	ユーロ建て クラス受益証券	円建て (ヘッジあり) クラス受益証券	米ドル建て (ヘッジあり) クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末：			
2014年8月31日	745,825.222 □	521,301.934 □	4,931,126.171 □
2015年8月31日	451,946.434 □	419,365.141 □	3,192,084.259 □
発行受益証券	8,093.235 □	8,642.498 □	10,702.382 □
買戻受益証券	(103,942.078) □	(141,241.603) □	(1,483,898.756) □
2016年8月31日	356,097.591 □	286,766.036 □	1,718,887.885 □
純資産、期末：	ユーロ	円	米ドル
2014年8月31日	9,899,087.29 (1,214,618千円)	680,782,456	64,493,854.81 (7,512,889千円)
2015年8月31日	5,935,123.74 (728,240千円)	538,333,218	41,180,612.95 (4,797,130千円)
2016年8月31日	4,803,584.11 (589,400千円)	376,922,027	22,912,408.98 (2,669,067千円)
受益証券1口当たり純資産価格、期末：	ユーロ	円	米ドル
2014年8月31日	13.27 (1,628円)	1,306	13.08 (1,524円)
2015年8月31日	13.13 (1,611円)	1,284	12.90 (1,503円)
2016年8月31日	13.49 (1,655円)	1,314	13.33 (1,553円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド

財務書類に対する注記

2016年8月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現損益の純変動額は当会計年度に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告年度に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は2016年4月25日に全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。ユーロ以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。

為替に係る未実現損益および実現損益の純変動額は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約に係る未実現損益および実現損益の純変動額は、損益および純資産変動計算書に計上される。ヘッジありクラス受益証券については、未実現損益は特定のヘッジありクラス受益証券へ配分される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の管理会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社、販売取扱会社および投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産に基づき算定される、サブ・ファンドの純資産の年率合計1.36%の報酬を受け取る権利を有する。

上記の報酬は販売会社、販売取扱会社および投資運用会社の間で、以下および注記5の概説の通り配分されている。

2015年12月31日までは、販売会社および販売取扱会社はかかる販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産の100百万米ドル相当額以下の部分については、サブ・ファンドの純資産のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.71%、販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産の100百万米ドル相当額を超える部分については、サブ・ファンドの純資産のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.735%を受け取る権利を有していた。

2016年1月1日以降、販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産のうち100百万米ドル相当額以下の部分の年率0.70%および各社が取り扱う受益証券に対応する当該純資産のうち100百万米ドル相当額を超える部分の年率0.725%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．投資運用会社報酬

注4に記載のとおり、投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の100百万米ドル相当額以下の部分については、販売会社または販売取扱会社の各社が取り扱う受益証券に対応する当該部分の年率0.65%、サブ・ファンドの純資産の100百万米ドル相当額を超える部分については、販売会社または販売取扱会社の各社が取り扱う受益証券に対応する当該部分の年率0.625%をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注6．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注7．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10. 先渡為替予約

2016年8月31日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の先渡為替予約を有している。

10.1 - サブ・ファンドをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価損 ユーロ
ユーロ	21.91	日本円	2,500.00	2016年9月7日	(0.17)
先渡為替予約に係る未実現評価損					(0.17)

10.2 - 円建て(ヘッジあり)クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価損 ユーロ
ユーロ	3,321,249.85	日本円	374,954,000.00	2016年9月30日	(60,893.77)
先渡為替予約に係る未実現評価損					(60,893.77)

10.3 - 米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 ユーロ
ユーロ	20,199,977.48	米ドル	22,783,090.00	2016年9月30日	249,781.74
先渡為替予約に係る未実現評価益					249,781.74

2016年8月31日現在、サブ・ファンドの未決済の先渡為替予約に係る未実現純評価益合計は、188,887.80ユーロである。

注11. 為替レート

サブ・ファンドのユーロ以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2016年8月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	114.9820
米ドル	1.1132

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書および関連する付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻ることができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者である。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの投資顧問会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、監査報告書日までに、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
投資有価証券明細表
2016年8月31日現在

(表示通貨：ユーロ)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			ユーロ	ユーロ	%
3,745.18	NN (L) EUROPEAN HIGH YIELD - Class Z - Capitalisation (EUR)	ユーロ	25,042,703.51	28,180,442.05	98.31
投資信託合計			25,042,703.51	28,180,442.05	98.31
投資有価証券合計			25,042,703.51	28,180,442.05	98.31

投資有価証券の分類

2016年8月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	98.31
投資有価証券合計		98.31

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間には相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

Premium Funds - European High Yield**Statement of net assets as at August 31, 2016**

(Expressed in Euro)

	Notes	EUR
Assets		
Investments at net asset value (cost EUR 25,042,703.51)	1.2	28,180,442.05
Cash at bank		398,366.30
Net unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.6, 10	249,781.74
Other assets		919.15
Total assets		28,829,509.24
Liabilities		
Net unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.6, 10	60,893.94
Printing and publishing expenses payable		29,014.97
Legal expenses payable		23,308.26
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	4	16,923.05
Investment Manager fees payable	5	15,498.38
Professional expenses payable		11,968.24
Administrator fees payable	6	2,381.91
Trustee fees payable	2	2,269.93
Agent Company fees payable	8	2,145.31
Manager fees payable	3	714.96
Custodian fees payable	7	237.22
Total liabilities		165,356.17
Net assets		28,664,153.07
Net assets		
Class EUR Unit	EUR	4,803,584.11
Class JPY (Hedged) Unit	JPY	376,922,027
Class USD (Hedged) Unit	USD	22,912,408.98
Number of units outstanding		
Class EUR Unit		356,097.591
Class JPY (Hedged) Unit		286,766.036
Class USD (Hedged) Unit		1,718,887.885
Net asset value per unit		
Class EUR Unit	EUR	13.49
Class JPY (Hedged) Unit	JPY	1,314
Class USD (Hedged) Unit	USD	13.33

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - European High Yield**Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2016**

(Expressed in Euro)

	Notes	EUR
Income		
Bank interest	1.4	2.07
Total income		2.07
Expenses		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	4	261,885.30
Investment Manager fees	5	239,805.82
Legal expenses		40,667.87
Printing and publishing expenses		40,397.19
Administrator fees	6	36,864.65
Agent Company fees	8	33,199.00
Amortisation of formation expenses	1.3	16,556.90
Trustee fees	2	13,476.31
Manager fees	3	11,064.49
Professional expenses		10,216.32
Custodian fees	7	3,672.09
Transaction fees		442.06
Registration fees		128.87
Other fees		4,319.23
Total expenses		712,696.10
Net investment loss		(712,694.03)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - European High Yield**Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2016
(continued)**

(Expressed in Euro)

	Notes	EUR
Net investment loss		(712,694.03)
Net realised gain/(loss) on		
Investments	1.2	1,016,833.62
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	1,855,723.77
Foreign exchange	1.5	(11,746.08)
Net investment loss and realised gain for the year		2,148,117.28
Net change in unrealised depreciation on		
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	(770,111.15)
Investments	1.2	(20,894.38)
Net increase in net assets as a result of operations		1,357,111.75
Movement in capital		
Subscription of units		314,571.28
Repurchase of units		(19,618,587.30)
Net movement in capital		(19,304,016.02)
Net assets at the beginning of the year		46,611,057.34
Net assets at the end of the year		28,664,153.07

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - European High Yield**Statistical information**

Number of units outstanding at the end of the year	Class EUR Unit	Class JPY (Hedged) Unit	Class USD (Hedged) Unit
August 31, 2014	745,825.222	521,301.934	4,931,126.171
August 31, 2015	451,946.434	419,365.141	3,192,084.259
Units issued	8,093.235	8,642.498	10,702.382
Units repurchased	(103,942.078)	(141,241.603)	(1,483,898.756)
August 31, 2016	356,097.591	286,766.036	1,718,887.885

Net assets at the end of the year	EUR	JPY	USD
August 31, 2014	9,899,087.29	680,782,456	64,493,854.81
August 31, 2015	5,935,123.74	538,333,218	41,180,612.95
August 31, 2016	4,803,584.11	376,922,027	22,912,408.98

Net asset value per unit at the end of the year	EUR	JPY	USD
August 31, 2014	13.27	1,306	13.08
August 31, 2015	13.13	1,284	12.90
August 31, 2016	13.49	1,314	13.33

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - European High Yield

Notes to the financial statements

(As at August 31, 2016)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments and other assets

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant valuation day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or the relevant supplemental trust deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by the Series Trust are valued in good faith by the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date on which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is made as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in good faith by the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- (h) net change in unrealised gains and losses comprises changes in the net asset value of investments for the year and the reversal of prior year's unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting year;
- (i) realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses were fully amortised on April 25, 2016.

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2016)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)**1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis, recorded net of withholding tax.

1.5 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than the euro ("EUR") are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the relevant transaction date.

Net change in unrealised and realised gains and losses on foreign currencies is recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

1.6 - Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Net change in unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts is recorded in the statement of operations and changes in net assets. For hedged classes of shares, unrealised gains or losses are allocated to the specific hedged classes of shares.

Note 2 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a trustee fee at a rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and in the absence of contrary agreement additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

Note 3 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a manager fee at a rate of 0.03% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2016)

Note 4 - Distributor fees and Sales Handling Company fees

The Distributor, the Sales Handling Company and the Investment Manager are entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a total rate of 1.36% per annum of the net assets of the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The above fee is split between the Distributor, the Sales Handling Company and the Investment Manager as outlined below and in Note 5.

Until December 31, 2015, the Distributor and the Sales Handling Company were entitled to receive 0.71% per annum of the portion of the net assets of the Series Trust allocated to such Distributor or Sales Handling Company for the portion of the net assets of the Series Trust allocated to such Distributor or Sales Handling Company equal to or less than the equivalent of USD 100 million and 0.735% per annum of the portion of the net assets of the Series Trust allocated to such Distributor or the Sales Handling Company for the portion of the net assets of the Series Trust allocated to such Distributor or Sales Handling Company exceeding the equivalent of USD 100 million.

Since January 1, 2016, the Distributor is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

In addition to the above fee, the Distributor and the Sales Handling Company are each entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.70% per annum of the portion of net assets of the Series Trust equal to or less than the equivalent of USD 100 million corresponding to the units handled by each of them and 0.725% per annum of the portion of net assets over the equivalent of USD 100 million corresponding to the units handled by each of them, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Investment Manager fees

As outlined in Note 4, the Investment Manager is entitled to receive, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.65% per annum of the portion of the net assets of the Series Trust equal to or less than the equivalent of USD 100 million corresponding to the units handled by each of the Distributor and the Sales Handling Company and 0.625% per annum of the portion of the net assets of the Series Trust over the equivalent of USD 100 million corresponding to the units handled by each of the Distributor and the Sales Handling Company, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 6 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Premium Funds - European High Yield

Notes to the financial statements (continued)

(As at August 31, 2016)

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.09% per annum of the net assets of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Taxation

9.1 - Cayman Islands

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9.2 - Other countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2016)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts

As at August 31, 2016, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contracts:

10.1 Forward foreign currency exchange contracts to cover the Series Trust

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised depreciation
					EUR
EUR	21.91	JPY	2,500.00	07/09/16	(0.17)
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts					(0.17)

10.2 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised depreciation
					EUR
EUR	3,321,249.85	JPY	374,954,000.00	30/09/16	(60,893.77)
Unrealised depreciation on forward foreign currency exchange contracts					(60,893.77)

10.3 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class USD (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					EUR
EUR	20,199,977.48	USD	22,783,090.00	30/09/16	249,781.74
Unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts					249,781.74

The total net unrealised appreciation on the outstanding forward foreign currency exchange contracts of the Series Trust as at August 31, 2016 amounts to EUR 188,887.80.

Note 11 - Exchange rates

The exchange rates used for the translation of the Series Trust's assets and liabilities not denominated in EUR as at August 31, 2016 are as follows:

Currency	Exchange rate
JPY	114.9820
USD	1.1132

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2016)

Note 12 - Terms of subscriptions and repurchases of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per unit as of the relevant issue day for the relevant unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per unit as of the repurchase day for the units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and the relevant appendix. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Note 13 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator and Custodian, the Investment Manager, the Distributor and Agent Company, and the Sales Handling Company are related parties of the Series Trust. Related party fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year-end and are detailed in the notes to the financial statements.

The Investment Manager is considered a related party of the Series Trust as it belongs to the same corporate group as the investment manager of the Underlying Fund.

Note 14 - Subsequent events

There has been no significant event after year-end up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Trustee and of the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

Premium Funds - European High Yield**Schedule of investments as at August 31, 2016**

(Expressed in Euro)

Quantity	Description	Currency	Cost	Net asset value	Ratio*
Investment fund			EUR	EUR	%
3,745.18	NN (L) EUROPEAN HIGH YIELD - Class Z - Capitalisation (EUR)	EUR	25,042,703.51	28,180,442.05	98.31
Total investment fund			25,042,703.51	28,180,442.05	98.31
Total investments			25,042,703.51	28,180,442.05	98.31

Classification of investments as at August 31, 2016**Classification of investments by country and by economic sector**

Country	Economic sector	Ratio*
Luxembourg	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	98.31
Total investments		98.31

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the net asset value against the net assets expressed in %.

(2)【2015年8月31日終了年度】

【貸借対照表】

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド

純資産計算書

2015年8月31日現在

(表示通貨：ユーロ)

	注	ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 公正価値			
(取得原価42,425,692.87ユーロ (5,205,633千円))	1.2	45,584,325.79	5,593,197
先渡為替予約に係る未実現純評価益	1.6,10	951,076.98	116,697
投資有価証券売却未収金		399,993.35	49,079
銀行預金		384,020.27	47,119
設立費用(純額)	1.3	16,556.90	2,032
資産合計		47,335,973.29	5,808,124
負債			
受益証券買戻し未払金		604,182.88	74,133
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	28,430.14	3,488
未払投資運用会社報酬	5	26,027.60	3,194
未払印刷および公告費用		21,437.88	2,630
未払弁護士費用		19,779.95	2,427
未払専門家費用		13,573.05	1,665
未払管理事務代行会社報酬	6	4,002.71	491
未払代行協会員報酬	8	3,603.95	442
未払受託会社報酬	2	2,277.95	280
未払管理会社報酬	3	1,201.19	147
未払保管会社報酬	7	398.65	49
負債合計		724,915.95	88,947
純資産		46,611,057.34	5,719,177
純資産			
ユーロ建てクラス受益証券		5,935,123.74ユーロ	728,240
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		538,333,218円	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		41,180,612.95米ドル	4,797,130
発行済受益証券口数			
ユーロ建てクラス受益証券		451,946.434口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		419,365.141口	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		3,192,084.259口	
受益証券1口当たり純資産価格			
ユーロ建てクラス受益証券		13.13ユーロ	1,611円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,284円	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		12.90米ドル	1,503円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

【損益計算書】

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
 損益および純資産変動計算書
 2015年8月31日終了会計年度
 （表示通貨：ユーロ）

	注	ユーロ	千円
費用			
販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	424,484.65	52,084
投資運用会社報酬	5	388,612.67	47,683
管理事務代行会社報酬	6	59,764.39	7,333
代行協会員報酬	8	53,811.34	6,603
弁護士費用		43,729.54	5,366
印刷および公告費用		37,948.36	4,656
設立費用の償却	1.3	25,650.65	3,147
管理会社報酬	3	17,886.34	2,195
受託会社報酬	2	13,611.85	1,670
専門家費用		10,424.69	1,279
保管会社報酬	7	6,001.82	736
取引報酬		434.88	53
登録報酬		118.79	15
費用合計		1,082,479.97	132,820
投資純損失		(1,082,479.97)	(132,820)
以下に係る実現純利益 / (損失) :			
投資有価証券	1.2	2,346,100.62	287,867
先渡為替予約	1.6	7,370,350.34	904,342
外国為替	1.5	(340,514.67)	(41,781)
当期の投資純損失および実現純利益		8,293,456.32	1,017,607
以下に係る未実現評価益 (損) の純変動額 :			
先渡為替予約	1.6	497,779.08	61,077
投資有価証券	1.2	(1,647,104.40)	(202,100)
運用による純資産の純増加額		7,144,131.00	876,585
資本の変動			
受益証券の販売		10,236,007.08	1,255,958
受益証券の買戻し		(34,617,195.98)	(4,247,530)
資本の純変動額		(24,381,188.90)	(2,991,572)
純資産、期首		63,848,115.24	7,834,164
純資産、期末		46,611,057.34	5,719,177

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
統計情報

	ユーロ建て クラス受益証券	円建て (ヘッジあり) クラス受益証券	米ドル建て (ヘッジあり) クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末：			
2013年8月31日	381,999.951 □	58,037.593 □	750,127.565 □
2014年8月31日	745,825.222 □	521,301.934 □	4,931,126.171 □
発行受益証券	31,737.282 □	299,382.186 □	626,560.056 □
買戻受益証券	(325,616.070) □	(401,318.979) □	(2,365,601.968) □
2015年8月31日	451,946.434 □	419,365.141 □	3,192,084.259 □
純資産、期末：	ユーロ	円	米ドル
2013年8月31日	4,626,170.89 (567,631千円)	69,634,829	9,026,478.29 (1,051,494千円)
2014年8月31日	9,899,087.29 (1,214,618千円)	680,782,456	64,493,854.81 (7,512,889千円)
2015年8月31日	5,935,123.74 (728,240千円)	538,333,218	41,180,612.95 (4,797,130千円)
受益証券1口当たり純資産価格、期末：	ユーロ	円	米ドル
2013年8月31日	12.11 (1,486円)	1,200	12.03 (1,401円)
2014年8月31日	13.27 (1,628円)	1,306	13.08 (1,524円)
2015年8月31日	13.13 (1,611円)	1,284	12.90 (1,503円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
財務書類に対する注記
2015年8月31日現在

注1. 重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現損益は当会計年度に係る投資有価証券の公正価値の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告年度に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

1.5 外貨換算

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。

為替に係る未実現損益および実現損益は、当会計年度の損益および純資産変動計算書に計上される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

先渡為替予約に係る未実現損益および実現損益は、損益および純資産変動計算書に認識される。ヘッジありクラス受益証券については、未実現損益は特定のヘッジありクラス受益証券へ配分される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.03%の管理会社報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注4．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社、販売取扱会社および投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産に基づき算定される、サブ・ファンドの純資産額の年率合計1.36%の報酬を受け取る権利を有する。

上記の報酬は販売会社、販売取扱会社および投資運用会社の間で、以下および注記5の概説の通り配分されている。

販売会社報酬および販売取扱会社報酬はかかる販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産額の100百万米ドル相当額以下の部分については、サブ・ファンドの純資産額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.71%、販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産額の100百万米ドル相当額を超える部分については、サブ・ファンドの純資産額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.735%を受け取る権利を有する。

注5．投資運用会社報酬

注記4に従い、投資運用会社は販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産額の100百万米ドル相当額以下の部分については、サブ・ファンドの純資産額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.65%、販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産額の100百万米ドル相当額を超える部分については、サブ・ファンドの純資産額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.625%を受け取る権利を有する。

注6．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注7．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．先渡為替予約

2015年8月31日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の先渡為替予約を有している。

10.1 - 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 ユーロ
ユーロ	4,076,773.97	日本円	563,119,000.00	2015年9月30日	64,941.87
日本円	26,711,000.00	ユーロ	196,601.44	2015年9月30日	143.66
先渡為替予約に係る未実現評価益					65,085.53

10.2 - 米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) ユーロ
ユーロ	255,138.69	米ドル	285,328.49	2015年9月4日	(770.13)
ユーロ	36,459,468.89	米ドル	41,906,550.00	2015年9月30日	886,761.58
先渡為替予約に係る未実現純評価益					885,991.45

2015年8月31日現在、サブ・ファンドの未決済の先渡為替予約に係る未実現純評価益合計は、951,076.98ユーロである。

注11．為替レート

サブ・ファンドのユーロ以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2015年8月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	135.9434
米ドル	1.1216

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、代行協会員ならびに日本の販売会社はサブ・ファンドの関連当事者である。関連当事者の報酬は、決算日時点の損益および純資産変動計算書に計上され、財務書類に対する注記において詳述されている。

注14．決算日後の状況

以下のサブ・ファンドが、ファンドにおいて2015年10月29日に設立された。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

2015年11月1日、株式会社S M B C 信託銀行はシティバンク銀行株式会社からファンドの販売取扱会社としての責務を引き継いだ。

管理会社の意見では、監査報告書日までに、当期の財務書類においてこの他に開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

Premium Funds - European High Yield**Statement of net assets as at August 31, 2015**

(Expressed in Euro)

	Notes	EUR
Assets		
Investments at fair value (cost EUR 42,425,692.87)	1.2	45,584,325.79
Net unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts	1.6, 10	951,076.98
Investments sold receivable		399,993.35
Cash at bank		384,020.27
Formation expenses (Net)	1.3	16,556.90
Total assets		47,335,973.29
Liabilities		
Redemptions payable		604,182.88
Distributor fees and Sales Handling Company fees payable	4	28,430.14
Investment Manager fees payable	5	26,027.60
Printing and publishing expenses payable		21,437.88
Legal expenses payable		19,779.95
Professional expenses payable		13,573.05
Administrator fees payable	6	4,002.71
Agent Company fees payable	8	3,603.95
Trustee fees payable	2	2,277.95
Management fees payable	3	1,201.19
Custodian fees payable	7	398.65
Total liabilities		724,915.95
Net assets		46,611,057.34
Net assets		
Class EUR Unit	EUR	5,935,123.74
Class JPY (Hedged) Unit	JPY	538,333,218
Class USD (Hedged) Unit	USD	41,180,612.95
Number of units outstanding		
Class EUR Unit		451,946.434
Class JPY (Hedged) Unit		419,365.141
Class USD (Hedged) Unit		3,192,084.259
Net asset value per unit		
Class EUR Unit	EUR	13.13
Class JPY (Hedged) Unit	JPY	1,284
Class USD (Hedged) Unit	USD	12.90

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - European High Yield**Statement of operations and changes in net assets for the year ended August 31, 2015**

(Expressed in Euro)

	Notes	EUR
Expenses		
Distributor fees and Sales Handling Company fees	4	424,484.65
Investment Manager fees	5	388,612.67
Administrator fees	6	59,764.39
Agent Company fees	8	53,811.34
Legal expenses		43,729.54
Printing and publishing expenses		37,948.36
Amortization of formation expenses	1.3	25,650.65
Management fees	3	17,886.34
Trustee fees	2	13,611.85
Professional expenses		10,424.69
Custodian fees	7	6,001.82
Transaction fees		434.88
Registration fees		118.79
Total expenses		1,082,479.97
Net investment loss		(1,082,479.97)
Net realised gain/(loss) on:		
Investments	1.2	2,346,100.62
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	7,370,350.34
Foreign exchange	1.5	(340,514.67)
Net investment loss and realised gain for the year		8,293,456.32
Net changes in unrealised appreciation (depreciation) on:		
Forward foreign currency exchange contracts	1.6	497,779.08
Investments	1.2	(1,647,104.40)
Net increase in net assets as a result of operations		7,144,131.00
Movement in capital		
Subscription of units		10,236,007.08
Redemption of units		(34,617,195.98)
Net movement in capital		(24,381,188.90)
Net assets at the beginning of the year		63,848,115.24
Net assets at the end of the year		46,611,057.34

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - European High Yield**Statistical information**

Number of units outstanding at the end of the year:	Class EUR Unit	Class JPY (Hedged) Unit	Class USD (Hedged) Unit
August 31, 2013	381,999.951	58,037.593	750,127.565
August 31, 2014	745,825.222	521,301.934	4,931,126.171
Units issued	31,737.282	299,382.186	626,560.056
Units redeemed	(325,616.070)	(401,318.979)	(2,365,601.968)
August 31, 2015	451,946.434	419,365.141	3,192,084.259

Net assets at the end of the year:	EUR	JPY	USD
August 31, 2013	4,626,170.89	69,634,829	9,026,478.29
August 31, 2014	9,899,087.29	680,782,456	64,493,854.81
August 31, 2015	5,935,123.74	538,333,218	41,180,612.95

Net asset value per unit at the end of the year:	EUR	JPY	USD
August 31, 2013	12.11	1,200	12.03
August 31, 2014	13.27	1,306	13.08
August 31, 2015	13.13	1,284	12.90

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Premium Funds - European High Yield

Notes to the financial statements

(As at August 31, 2015)

Note 1 - Significant accounting policies

1.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

1.2 - Valuation of the investments and other assets

- (a) collective investment schemes, investment funds and mutual funds are valued at the most recent net asset value available as of the relevant Valuation Day (or, if a net asset value as of such valuation day is not available, the net asset value as of the immediately preceding day shall be used);
- (b) securities which are traded on a securities exchange are valued at their latest available market price (as more fully described in the Master Trust Deed and/or relevant Supplemental Trust Deed) on such securities exchange or whichever securities exchange shall be selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (c) securities not traded on a securities exchange but traded over-the-counter are valued as determined from any reliable source selected by the Manager in consultation with the Administrator;
- (d) "swaps" and other over-the-counter instruments held by any Series Trust are valued in the good faith by the Manager based on quotations received from dealers deemed appropriate by the Manager in consultation with the Administrator;
- (e) short-term money market instruments and bank deposits are valued at the cost plus accrued interest;
- (f) if, on the date on which any valuation is being made, the exchange or market herein designated for the valuation of any given assets is not open for business, the valuation of such assets is made as of the last preceding date on which such exchange or market was open for business;
- (g) all other assets and liabilities are valued in the good faith by the Manager in consultation with the Administrator, including assets and liabilities for which there is no identifiable market value;
- (h) unrealised gains and losses comprises changes in fair value of investments for the year and the reversal of prior year's unrealised gains and losses for investments which were realised in the reporting year;
- (i) realised gains and losses on the disposal of investments are calculated using the average cost method.

1.3 - Formation expenses

Formation expenses are amortised within the first five financial years of the Series Trust, unless the Trustee decides that some other method shall be applied.

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2015)

Note 1 - Significant accounting policies (continued)**1.4 - Interest income**

Interest income is accrued on a daily basis.

1.5 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than the Euro are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into Euro at exchange rates ruling at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign currencies are recorded in the statement of operations and changes in net assets for the year.

1.6 - Forward foreign currency exchange contracts

Forward foreign currency exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the date of the statement of net assets for the remaining period until maturity.

Unrealised and realised gains or losses resulting from forward foreign currency exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets. For hedged classes of shares unrealised gains or losses are allocated to the specific hedged classes of shares.

Note 2 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a trustee fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears (with a minimum of USD 15,000 per annum and a maximum of USD 30,000 per annum).

The fee set out above is subject to review on an annual basis. Where the Trustee is required to consider or engage in further activities, litigation or other exceptional matters, additional fees will be subject to further negotiation at the relevant time with the Manager and in the absence of contrary agreement additional fees will be charged by the Trustee at its hourly rates in effect from time to time.

Note 3 - Management fees

The Manager is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.03% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2015)

Note 4 - Distributor fees and Sales Handling Company fees

The Distributor, the Sales Handling Company and the Investment Manager are entitled to receive, calculated on the basis of the net assets of the Series Trust, a fee at a total rate of 1.36% per annum of the net asset value of the Series Trust, accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The above fee is split between the Distributor, the Series Handling Company and the Investment Manager as outlined below and in Note 5.

The Distributor and the Sales Handling Company are entitled to receive 0.71% per annum of the portion of the net asset value of the Series Trust allocated to such Distributor or Sales Handling Company for the portion of net asset value of the Series Trust allocated to such Distributor or Sales Handling Company equal to or less than the equivalent of USD 100 million and 0.735% per annum of the portion of the net asset value of the Series Trust allocated to such Distributor or the Sales Handling Company for the portion of net asset value of the Series Trust allocated to such Distributor or Sales Handling Company exceeding the equivalent of USD 100 million.

Note 5 - Investment Manager fees

Pursuant to Note 4, the Investment Manager is entitled to receive a fee equal to 0.65% per annum of the portion of the net asset value of the Series Trust allocated to a Distributor or the Sales Handling Company for the portion of net asset value of the Series Trust allocated to a Distributor or Sales Handling Company equal to or less than the equivalent of USD 100 million and 0.625% per annum of the portion of the net asset value of the Series Trust allocated to a Distributor or the Sales Handling Company for the portion of net asset value of the Series Trust allocated to a Distributor or Sales Handling Company exceeding the equivalent of USD 100 million.

Note 6 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2015)

Note 7 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the net assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.09% per annum of the net asset value of the Series Trust accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 9 - Taxation**9.1 - Cayman Islands**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Trust has received an undertaking from the Governor-in-Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 50 years from the date of incorporation. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

9.2 - Other countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective investors should consult legal and tax advisers in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and repurchasing units under the laws of their respective jurisdiction.

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2015)

Note 10 - Forward foreign currency exchange contracts

As at August 31, 2015, the Series Trust has the following open forward foreign currency exchange contracts:

10.1 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class JPY (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation
					EUR
EUR	4,076,773.97	JPY	563,119,000.00	30/09/15	64,941.87
JPY	26,711,000.00	EUR	196,601.44	30/09/15	143.66
Unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts					65,085.53

10.2 - Forward foreign currency exchange contracts to cover the currency exposure of Class USD (Hedged) Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					EUR
EUR	255,138.69	USD	285,328.49	04/09/15	(770.13)
EUR	36,459,468.89	USD	41,906,550.00	30/09/15	886,761.58
Net unrealised appreciation on forward foreign currency exchange contracts					885,991.45

The total net unrealised appreciation on the outstanding forward foreign currency exchange contracts of the Series Trust as at August 31, 2015 amounts to EUR 951,076.98.

Note 11 - Exchange rates

The exchange rates used for the translation of the Series Trust's assets and liabilities not denominated in EUR as at August 31, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate
JPY	135.9434
USD	1.1216

Premium Funds - European High Yield**Notes to the financial statements (continued)**

(As at August 31, 2015)

Note 12 - Terms of subscriptions and redemptions of units

Units may be issued and subscribed as of each issue day at the net asset value per Unit as of the relevant issue day for the relevant Unit ("Issue Price"), subject to the subscription notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendix. The Issue Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Units may be repurchased as of any repurchase day, at the net asset value per Unit as of the repurchase day for the Units ("Repurchase Price"), subject to the repurchase notice procedure described in the Offering Memorandum and its appendix. The Repurchase Price shall, subject to any suspension, be calculated and published by the Administrator on the relevant calculation day.

Note 13 - Related party transactions

The Manager and some of its Directors, the Administrator, the Custodian, the Investment Manager, the Agent Company and the Distributor in Japan are related parties of the Series Trust. Related parties fees are reported in the statement of operations and changes in net assets at year end and are detailed in the notes to the financial statements.

Note 14 - Subsequent events

The following series trusts were established within the Trust on October 29, 2015:

Premium Funds - Wealth Core Portfolio Growth Type

Premium Funds - Wealth Core Portfolio Conservative Type

On November 1, 2015, SMBC Trust Bank Ltd took over from Citibank Japan Ltd the responsibilities as sales handling company of the Trust.

There has been no other significant event after year-end up to the date of the auditors' opinion which, in the opinion of the Manager, requires disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年12月末日現在)

	ユーロ (および を除く)		円 (を除く)
資産総額	24,124,179.98		2,960,036,884
負債総額	32,986.05		4,047,388
純資産価額 (-)	24,091,193.93		2,955,989,495
発行済受益証券口数	米ドル建て(ヘッジあり)	1,330,595.242口	
	ユーロ建て	316,408.102口	
	円建て(ヘッジあり)	238,483.086口	
1口当たり純資産価格	米ドル建て(ヘッジあり)	13.59米ドル	1,583
	ユーロ建て	13.69ユーロ	1,680
	円建て(ヘッジあり)	1,333円	

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

受益証券の名義書換

ファンドの受益証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも受益者集会を招集することができる。受託会社または管理会社は、発行済受益証券の純資産価額の過半数以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を招集しなければならない。受益者集会の少なくとも21日前には受益者に通知が行われる。

すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数の要件ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。

受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する者を含む。）による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2016年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億6,825万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,454円)の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2011年12月31日	446,220ユーロ
2012年12月31日	446,220ユーロ
2013年12月31日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ
2014年12月31日	5,446,220ユーロ
2015年12月31日	5,446,220ユーロ
2016年12月31日	5,446,220ユーロ

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は適法に召集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、再任されるまでまたは後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を保持する責任者である秘書役1名(取締役であることを要しない。)を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により召集され、召集通知に記載された場所で開催される。さらに管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、上記の秘書役、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について召集通知に記載する。かかる通知は、書面、電報またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面、電報、ファックス、テレックスまたは委任状を確認できるその他の電子的媒体により別の取締役に指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。上記にかかわらず、取締役の決議は書面により行うこともでき、決議を記載し、各取締役が署名した1通または複数の書面で構成されることもできる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。ただし、取締役は、取締役会決議により特別に認められた場合を除き、取締役個人の行為により管理会社を拘束することができない。

取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行う権限ならびに管理会社の方針および目的を促進するための行為を実行する権限を会社役員に委任することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、1915年法に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず2010年法第125-2条に規定されたUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、AIFMDおよび2013年法に基づき、ファンドに関し、AIFMとして業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の詐欺、重過失または故意の不履行による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面による通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2016年12月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される12本の投資信託を運営および管理している。

分類		内訳(純資産価額)
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建て： 2,674,771,936米ドル ユーロ建て： 9,009,490ユーロ 日本円建て： 841,077,219,190円 豪ドル建て： 1,793,008,640豪ドル ニュージーランド・ドル建て： 509,536,623ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建て： 66,620,644カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、10本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2016年12月30日現在における株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.70円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、 用具および備品	3	25,741	3,158	25,097	3,079
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの	4	3,518,259	431,690	1,730,308	212,309
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の 到来するもの		0	0	4,557	559
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの	8	1,258,123	154,372	102,350	12,558
- 現金および預金		5,260,501	645,463	6,254,088	767,377
前払金		42,077	5,163	30,507	3,743
資産合計		10,104,701	1,239,847	8,146,907	999,625
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	668,251	5,446,220	668,251
- 準備金					
法定準備金	6	55,985	6,869	55,985	6,869
その他の積立金	7	928,572	113,936	1,154,757	141,689
		984,557	120,805	1,210,742	148,558
- 当期損益		331,076	40,623	(226,185)	(27,753)
		6,761,853	829,679	6,430,777	789,056
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	0	0
- その他の引当金		252,863	31,026	232,504	28,528
		252,863	31,026	232,504	28,528
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の 到来するもの		47,818	5,867	105,197	12,908
- その他の債務					
1年以内に支払期限の 到来するもの	9	3,042,167	373,274	1,378,429	169,133
		3,089,985	379,141	1,483,626	182,041
負債合計		10,104,701	1,239,847	8,146,907	999,625

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2016年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	10,121,552	1,241,914	3,929,755	482,181
人件費					
給与および賃金		932,242	114,386	929,765	114,082
給与および賃金に係る					
社会保障費		94,904	11,645	98,171	12,046
補足年金費用		22,038	2,704	29,070	3,567
その他の社会保障費		64,582	7,924	54,189	6,649
		<u>1,113,766</u>	<u>136,659</u>	<u>1,111,195</u>	<u>136,344</u>
その他の営業費用	11.1	250,861	30,781	225,054	27,614
利息および					
その他の財務費用					
その他の利息および					
類似財務費用		36,582	4,489	0	0
		<u>11,522,761</u>	<u>1,413,843</u>	<u>5,266,004</u>	<u>646,139</u>
法人所得税	8	1,070	131	3,210	394
前勘定科目に表示されて					
いないその他の税金		32,180	3,948	33,320	4,088
当期利益		<u>331,076</u>	<u>40,623</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
費用合計		<u>11,887,087</u>	<u>1,458,546</u>	<u>5,302,534</u>	<u>650,621</u>
収益					
純売上高	10.1	11,707,262	1,436,481	5,045,273	619,055
その他の営業収益	11.2	179,671	22,046	16,326	2,003
その他の利息および					
その他の財務収益					
その他の利息および					
類似財務収益		154	19	14,750	1,810
		<u>11,887,087</u>	<u>1,458,546</u>	<u>5,076,349</u>	<u>622,868</u>
当期損失		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>226,185</u>	<u>27,753</u>
収益合計		<u>11,887,087</u>	<u>1,458,546</u>	<u>5,302,534</u>	<u>650,621</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2016年3月31日に終了した年度
（単位：ユーロ）

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記
2016年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2016年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（「Q M S」）、日興・プレミアム・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドの13の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価				評価額調整		
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	0	0	0	7,264	(3,114)	4,150
- オフィス設備	48,877	0	26,619	(48,877)	26,619	(5,027)	21,591
	56,141	0	26,619	(48,877)	33,883	(8,141)	25,741

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注4．債権

2016年3月31日および2015年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンドのシリーズ・トラスト（ABLファンド・シリーズ）の償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が2012年3月31日、2013年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に対して行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、2016年3月31日に終了した会計年度において追加の評価調整はなかった。

注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2015年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	953,957	200,800	1,154,757	(226,185)
損益の繰入額	-	-	(226,185)	-	(226,185)	226,185
当期損益	-	-	-	-	-	331,076
2016年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	727,772	200,800	928,572	331,076

2015年5月29日に開催された年次株主総会は、2015年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2014年まで(同年を含む。)査定を行っている。

注9．その他の債務

2016年3月31日および2015年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	2,665,432	1,292,277
未払販売報酬	376,735	86,152
	<u>3,042,167</u>	<u>1,378,429</u>

注10．純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	11,697,760	5,045,273
弁護士報酬	9,502	0
	<u>11,707,262</u>	<u>5,045,273</u>

2016年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ）、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンド（四半期分配型）および日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロス・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・CB・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2016年3月31日に終了した年度の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.03%を上限とする。「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.2 その他の外部費用

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	9,820,019	3,737,328

その他の費用	301,533	192,427
	<u>10,121,552</u>	<u>3,929,755</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2016年3月31日に終了した年度において9,820,019ユーロ、および2015年3月31日に終了した年度において3,737,328ユーロであった。

当社が受領した日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドの実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、実現した実績報酬はなかった。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注11．その他の営業費用およびその他の営業収益

11.1 その他の営業費用

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	0	20,000
その他の管理事務費用	250,861	205,054
	<u>250,861</u>	<u>225,054</u>

11.2 その他の営業収益

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	8,312	4,776
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への 業務提供に対する引当金	11,700	11,550
税務当局からの還付金受領額	101,870	0
Q M S への余剰資金注入回収に伴う収益	57,789	0
	<u>179,671</u>	<u>16,326</u>

注12. 従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2016年3月31日	2015年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>6</u>

12.2 就業者

2016年3月31日および2015年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2016年3月31日	2015年3月31日
上級管理職	1	2
中間管理職	3	4
従業員	3	2
	<u>7</u>	<u>8</u>

2016年3月31日に終了した会計年度中、取締役1名が当社の取締役員の役職を退いた。

注13. オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト(以下「シリーズ・トラスト」という。)を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託(S I C A V)の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかか資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

2016年4月5日を効力発生日として、当社はルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番にその登録住所を変更した。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2016
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2016 EUR	March 31, 2015 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	25 741	25 097
Current assets			
Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	3 518 259	1 730 308
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		0	4 557
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	1 258 123	102 350
- Cash at bank and in hand		5 260 501	6 254 088
Prepayments		<u>42 077</u>	<u>30 507</u>
Total assets		<u>10 104 701</u>	<u>8 146 907</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	55 985	55 985
other reserves	7	<u>928 572</u>	<u>1 154 757</u>
		984 557	1 210 742
- Profit or loss for the financial year		<u>331 076</u>	<u>(226 185)</u>
		6 761 853	6 430 777
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	0
- Other provisions		<u>252 863</u>	<u>232 504</u>
		252 863	232 504
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		47 818	105 197
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>3 042 167</u>	<u>1 378 429</u>
		<u>3 089 985</u>	<u>1 483 626</u>
Total liabilities		<u>10 104 701</u>	<u>8 146 907</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2016
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2016 EUR	March 31, 2015 EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	10 121 552	3 929 755
Staff costs			
- Salaries and wages		932 242	929 765
- Social security on salaries and wages		94 904	98 171
- Supplementary pension costs		22 038	29 070
- Other social costs		<u>64 582</u>	<u>54 189</u>
		1 113 766	1 111 195
Other operating charges	11.1	250 861	225 054
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>36 582</u>	<u>0</u>
		11 522 761	5 266 004
Income tax	8	1 070	3 210
Other taxes not included in the previous caption		<u>32 180</u>	<u>33 320</u>
Profit for the financial year		<u>331 076</u>	<u>0</u>
Total charges		<u>11 887 087</u>	<u>5 302 534</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	11 707 262	5 045 273
Other operating income	11.2	179 671	16 326
Other interest and other financial income			
- Other interest and similar financial income		154	14 750
		<u>11 887 087</u>	<u>5 076 349</u>
Loss for the financial year		<u>0</u>	<u>226 185</u>
Total income		<u>11 887 087</u>	<u>5 302 534</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2016****(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2016 EUR	March 31, 2015 EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2016, the Company manages 13 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II (“**QMS II**”), Nikko Premier Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“**EUR**”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost			Value adjustments			
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals	Gross value at the end of the financial year EUR	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets							
of which:							
-furniture, fixture and fittings	7 264	0	0	0	7 264	(3 114)	4 150
-office arrangements	48 877	0	26 619	(48 877)	26 619	(5 027)	21 591
	56 141	0	26 619	(48 877)	33 883	(8 141)	25 741

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:
Furniture, fixture and fittings 20%
Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2016 and March 31, 2015 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables were made in the fiscal year ended March 31, 2012, March 31, 2013 & March 31, 2014 in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounted to EUR 35 679, no additional value adjustment having been made during the fiscal year ended March 31, 2016.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2015	5 446 220	55 985	953 957	200 800	1 154 757	(226 185)
Allocation of the result	-	-	(226 185)	-	(226 185)	226 185
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>331 076</u>
Balance at March 31, 2016	<u>5 446 220</u>	<u>55 985</u>	<u>727 772</u>	<u>200 800</u>	<u>928 572</u>	<u>331 076</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 29, 2015 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2015.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2014 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2016 and March 31, 2015 are analysed as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Advisory fees payable	2 665 432	1 292 277
Distribution fees payable	<u>376 735</u>	<u>86 152</u>
	<u>3 042 167</u>	<u>1 378 429</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 - Net turnover**

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Management fees	11 697 760	5 045 273
Legal Commission	<u>9 502</u>	<u>0</u>
	<u>11 707 262</u>	<u>5 045 273</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.1 - Net turnover (continued)**

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2016 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure Fund (Quarterly Distribution) and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.1 - Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the year ended March 31, 2016. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.03% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.2 - Other external charges

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	9 820 019	3 737 328
Other expenses	<u>301 533</u>	<u>192 427</u>
	<u>10 121 552</u>	<u>3 929 755</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 9 820 019 during the year ended March 31, 2016 and EUR 3 737 328 during the year ended March 31, 2015.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.2 - Other external charges (continued)**

The performance fee received by the Company from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee has been realised during the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 11 - Other operating charges and other operating income**11.1 - Other operating charges**

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Director's fees	0	20 000
Other administrative expenses	<u>250 861</u>	<u>205 054</u>
	<u>250 861</u>	<u>225 054</u>

11.2 - Other operating income

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Adjustment provision from previous years	8 312	4 776
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	11 550
Reimbursement received from tax authorities	101 870	0
Reimbursement on cash buffer made in relation to QMSII	<u>57 789</u>	<u>0</u>
	<u>179 671</u>	<u>16 326</u>

Note 12 - Staff and directors**12.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
Directors	4	6

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 12 - Staff and directors (continued)****12.2 - Personnel**

The number of persons employed as at March 31, 2016 and March 31, 2015 was as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
Senior Management	1	2
Middle Management	3	4
Employees	<u>3</u>	<u>2</u>
	<u>7</u>	<u>8</u>

During the financial year ended March 31, 2016, one director resigned from her position of member of the Board of Directors of the Company.

Note 13 – Off-balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the “Series Trust”).

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

With effective date April 5, 2016, the Company changed its registered address to 2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2016年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 122.70円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2016年9月30日現在

(単位:ユーロ)

	2016年9月30日		2016年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	21,089	2,588	25,741	3,158
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	4,736,514	581,170	3,518,259	431,690
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	441	54	1,084,743	133,098
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,500	307	173,380	21,274
現金および預金	6,811,154	835,729	5,259,996	645,402
手許現金	4	0	505	62
前払金	20,898	2,564	42,077	5,163
	<u>11,571,511</u>	<u>1,419,824</u>	<u>10,078,960</u>	<u>1,236,688</u>
資産合計	<u>11,592,600</u>	<u>1,422,412</u>	<u>10,104,701</u>	<u>1,239,847</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	668,251	5,446,220	668,251
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	72,539	8,901	55,985	6,869
その他の積立金	1,243,094	152,528	928,572	113,936
	<u>1,315,633</u>	<u>161,428</u>	<u>984,557</u>	<u>120,805</u>
- 当期損益	531,225	65,181	331,076	40,623
	<u>7,293,078</u>	<u>894,861</u>	<u>6,761,853</u>	<u>829,679</u>
引当金				
- 納税引当金	9,958	1,222	0	0
- その他の引当金	110,086	13,508	252,863	31,026
	<u>120,043</u>	<u>14,729</u>	<u>252,863</u>	<u>31,026</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	34,924	4,285	47,818	5,867
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	4,144,555	508,537	3,042,167	373,274
	<u>4,179,479</u>	<u>512,822</u>	<u>3,089,985</u>	<u>379,141</u>
負債合計	<u>11,592,600</u>	<u>1,422,412</u>	<u>10,104,701</u>	<u>1,239,847</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2016年4月1日から2016年9月30日までの期間

(単位:ユーロ)

	2016年9月30日		2016年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	8,301,459	1,018,589	10,121,552	1,241,914
人件費	421,083	51,667	1,113,766	136,659
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	90,617	11,119	250,861	30,781
その他の利息および類似財務費用	14,232	1,746	36,582	4,489
	<u>8,827,391</u>	<u>1,083,121</u>	<u>11,522,761</u>	<u>1,413,843</u>
法人所得税	241,203	29,596	33,250	4,080
	<u>9,068,593</u>	<u>1,112,716</u>	<u>11,556,011</u>	<u>1,417,923</u>
当期利益	531,225	65,181	331,076	40,623
費用合計	<u>9,599,818</u>	<u>1,177,898</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,458,546</u>
収益				
純売上高	9,504,908	1,166,252	11,707,262	1,436,481
その他の営業収益	72,251	8,865	179,671	22,046
その他の利息および類似財務収益	22,659	2,780	154	19
	<u>9,599,818</u>	<u>1,177,898</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,458,546</u>
当期損失	0	0	0	0
収益合計	<u>9,599,818</u>	<u>1,177,898</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,458,546</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社が、管理会社または受益者以外の第三者の利益のために行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンド資産の運用の適正を害する取引は禁止される。

投資者は、以下の潜在的利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社および両社の持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社およびそれぞれの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）は、時にサブ・ファンドと利益が相反するその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがある。かかる活動には、他の投資信託の運用、有価証券の売買、投資顧問・運用顧問業務、仲介業務の提供およびその他の投資信託または会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることなどを含む。特に、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドに助言を行うことがある。また、受託会社または管理会社は、サブ・ファンドに提供する業務と同様の業務を第三者に提供することができるが、かかる業務から得た利益について説明する責任を負わない。利益相反が発生する場合、受託会社または管理会社は、公正に解決するよう努力するものとする。サブ・ファンドを含めた様々な顧客に対する投資機会の配分に関連して、受託会社または管理会社は、上記の職務に関連して利益相反に直面することがあるが、受託会社または管理会社は、こうした状況下において投資機会が公正に配分されるように注意を払うものとする。

受託会社、管理会社や各社の関連会社は、関係法で認められる範囲内で、代理人として受託会社または管理会社とポートフォリオにかかる取引を行うことができ、その場合、通常の仲介手数料が通常の総合業務仲介手数料を超えないことを条件として、通常の仲介手数料や現金リベートを受け取り、保持するほか、通常の市場慣行に従って、本人として受託会社または管理会社と取引を行うことができる。

受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社は、受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社のために物品、業務またはその他の便益（調査業務、顧問業務、特殊なソフトウェアまたは調査業務に関連するコンピュータ・ハードウェアおよびパフォーマンス測定などを含む。）を提供する取決めを行った者またはかかる者の代理人を通じて取引を行う権利を留保する。ただし、かかる取引の性格が全体として受託会社または管理会社の利益になることが合理的に予想でき、サブ・ファンドのパフォーマンスの改善に貢献できること、直接的に支払う代わりに受託会社、管理会社やそれぞれの関連会社が仕事を発注することを約束することを条件とする。疑義を避けるため記載すると、上記の物品および業務には、旅行、宿泊、接待、一般管理用の物品およびサービス、一般的な事務機器または建物、会費、従業員の給与または間接的な金銭の支払は含まれない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、受託会社または受託会社の関連会社は、事前に書面で管理会社の承認を得た上で、利害関係者または利害関係者が運用もしくは助言を行う投資ファンドもしくはアカウントから有価証券を購入し、または売却することができる。また、受託会社または管理会社以外の利害関係者は、適当と判断する場合、受益証券を保有し、または取引することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、受託会社または受託会社の子会社が同様の投資対象を保有している場合でも、自己勘定でかかる投資対象を購入し、保有し、取引することができる。受託会社または管理会社は、信託財産を用いて自己の計算で取引を実行してはならない。

ミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド規則に従って、利害関係者は、受益者または受託会社によりまたは受託会社の勘定で有価証券を保有している法人と金融取引等の取引を行い、または契約を締結し、またはかかる取引もしくは契約に利害関係を持つことができる。更に、利害関係者は、サブ・ファンドの勘定で利害関係者が執行する投資対象の売買に関連して利害関係者が交渉した手数料または利益を受け取ることができ、かかる手数料または利益がサブ・ファンドの利益になることもあれば、利益にならないこともある。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および議決に関する要件に従い、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、3月末日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

(1) プレミアム・ファンズ・リミテッド(「受託会社」)

資本金の額

受託会社の発行済株式資本金は、2016年12月末日現在、100米ドル(約11,649円)である。

事業の内容

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド(Maples FS Limited)の「管理子会社」(ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)に規定されている。)であり、メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管会社」および「管理事務代行会社」)

資本金の額

2016年12月末日現在、90,154,448ユーロ(約111億円)

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に株式会社として設立された銀行であり、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。同社の目的は、自己勘定および第三者の勘定または第三者との共同勘定で、ルクセンブルグ大公国の国内または国外で、銀行業務または金融業務を営むことである。

(3) S M B C日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

2016年12月末日現在、100億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は、投資信託受益証券を取り扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(4) NNインベストメント・パートナーズ株式会社(「投資運用会社」)

資本金の額

2016年12月末日現在、4億8,000万円

事業の内容

投資運用会社の主たる業務は、公募投資信託および私募投資信託の提供ならびに委託を受けての投資一任業務および投資助言業務である。

2【関係業務の概要】

(1) プレミアム・ファンズ・リミテッド

受託会社は、メイプルズ・エフエス・リミテッド (MaplesFS Limited) の「管理子会社」(ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)に規定されている。)であり、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改正)の規定に基づき、適式に設立され有効に存続する信託会社であり、信託業務を行うための免許を受けている、信託会社である。メイプルズ・エフエス・リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく免許投資信託管理事務代行会社でもある。

信託証書の規定に従って、受託会社は、サブ・ファンドに関連して(関係する信託証書に基づく権限および職務の履行に際して)受託会社として負担し、または当事者となったすべての訴訟、司法手続、債務、コスト、請求、損害、費用(すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。)または催告について、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行を原因とする作為または不作為に起因する訴訟、コスト、司法手続、債務、請求、損害、費用または催告を除き、関係する信託財産から補償を受け、かつ信託財産に対し求償権を有するものとする。また受託会社に過去または現在の受益者から補償金を受け取る権利はない。

各信託証書の規定に従って、受託会社および受託会社の関連会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関係するサブ・ファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が受託会社、受託会社の関連会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また受託会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社は、受任者または副受任者の行為を監督する義務を負わないものとし、また受任者または副受任者の失当行為、過失または不履行を理由にサブ・ファンドに発生した損失に関して、かかる損失がサブ・ファンドに関する受託会社の職務に故意の不履行または現実の詐欺に起因しない限り、責任を負わないものとする。受託会社は管理会社または管理会社が権限、職務もしくは裁量権を委任した者またはかかる者の受任者を監督し、または委任された職務を履行する上記の者の資格を調査する義務を負わないものとする。また受託会社は投資対象の妥当性、適格性等に関する表明または保証を行わず、上記に関して一切責任を負わない。

受託会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。受託会社は45日前までに管理会社および受益者全員に書面の通知をして、後任の受託者が任命され次第、退任することができる。

受託会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約(以下「総管理事務代行契約」という。)に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務めるサブ・ファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

管理事務代行会社はルクセンブルグ大公国の法律に基づく公開有限会社として設立された銀行で、S M B C日興証券株式会社の子会社である。

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終

了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

総管理事務代行契約に定める規定に従って、管理事務代行会社（本項においては管理事務代行会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに管理事務代行会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で管理事務代行会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また管理事務代行会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく管理事務代行会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する総管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の職務の履行に起因し、または関連して管理事務代行会社または管理事務代行会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、総管理事務代行契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して管理事務代行会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から管理事務代行会社ならびに管理事務代行会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

管理事務代行会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

受託会社、管理会社および保管会社との間で締結された保管契約（以下「保管契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社は各サブ・ファンドの信託財産に関する保管会社（以下「保管会社」という。）としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。

保管契約に定める規定に従って、保管会社（本項においては保管会社のすべての取締役、役員および従業員ならびに保管会社が任命した代理人、下請業者または受任者を含む。）は本書に基づいて職務を履行する過程で保管会社が善意から犯した判断の誤り、見落としまたは法の錯誤を直接または間接的原因として、サブ・ファンドに関して管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。また保管会社は、過失または故意の不履行がない限り、本書に基づく保管会社の職務の履行の結果または過程で管理会社または受託会社が被った損失または損害に関して責任を負わないものとする。

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドに関する保管契約に基づく保管会社の職務の履行に起因し、または関連して保管会社または保管会社の株主、取締役、役員、従業員および代理人が負担し、または相手取って提起されたすべての訴訟、訴訟手続、請求、催告、債務、損失、損害、コストおよび費用（上記に起因し、または付随して発生した合理的な法的費用、専門家の費用および報酬を含む。）について、保管契約に基づくサブ・ファンドに関する職務の履行に際して保管会社が犯した過失、故意の不履行、害意、現実の詐欺または未必の故意に起因する場合を除き、関係するサブ・ファンドの資産から保管会社ならびに保管会社の各株主、取締役、役員、従業員および代理人を補償するものとする。

保管契約は、受託会社、管理会社または保管会社が90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また保管契約は保管契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの代理人が信用取引のために取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等に差し入れた契約、証拠金等の金銭またはその他の投資対象に関して保管会社は責任を負わないこと、更に証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象に関する取引相手、先物・オプション取引所、決済ブローカー等の不履行または信用取引のために担保として差し入れた証拠金等の金銭もしくはその他の投資対象から控除される金額に関して保管会社は責任を負わないことに投資者は注意すべきである。

保管会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

(3) S M B C日興証券株式会社

日本における代行協会員業務および日本における受益証券の募集に関し、日本における販売・買戻業務を行う。

(4) NNインベストメント・パートナーズ株式会社

管理会社は、信託証書およびミューチュアル・ファンド規則の規定に基づいて、サブ・ファンドのポートフォリオ管理をNNインベストメント・パートナーズ株式会社に委任している。投資運用会社は、管理会社の取締役会による全般的な監督および責任の下で、適用ある投資目的および投資制限に従って、サブ・ファンドの資産の投資および再投資に関する責任を負う。

投資運用契約に基づき、投資運用会社に故意の不法行為、害意または重過失がない限り、サブ・ファンドに関する作為または不作為について、投資運用会社は免責される。

3【資本関係】

管理会社のすべての株式を所有している S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、代行協会員および日本における販売会社である S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2016年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,586（2,840のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2016年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（ ）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない。かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例え

ば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の

運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。

CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2016年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2016年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者であ

る)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2016年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。

- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

- (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2016年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d) 項または第8.10(e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法（2016年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- （a）規制投資信託
 - （b）免許投資信託管理者
 - （c）規制投資信託であった人物、または
 - （d）免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2016年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（ 1 ）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（ 2 ）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2016年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2016年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2015年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。

- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
- (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述

- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

サブ・ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2015年10月30日	訂正有価証券届出書
2016年2月29日	有価証券報告書および有価証券届出書
2016年5月31日	半期報告書および訂正有価証券届出書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定義

文脈上別途の意味となるべき場合を除き、本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

決算日	毎年8月31日またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定した毎年のその他の日をいう。
計算期間	サブ・ファンドの開始時点または前決算日の翌暦日（場合に応じて）から始まり、決算日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
管理事務代行会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従って管理会社および受託会社がファンドの管理事務代行に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社、または管理会社が随時サブ・ファンドに関する代行協会員として任命したその他の個人もしくは法人をいう。
A I F M	A I F M Dにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社をいう。
A I F M D	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）をいう。
営業日	ルクセンブルグおよびケイマン諸島で銀行が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日（土曜日および日曜日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。
計算日	関係する評価日のルクセンブルグにおける翌営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
ケイマン諸島	英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。
総管理事務代行契約	管理会社および受託会社がファンドに関する管理事務代行業務を提供する管理事務代行会社を任命した契約をいう。
券面	サブ・ファンドの受益証券の口数に対する、その登録受益者の権原を証明する券面をいう。
ユーロ建てクラス 受益証券	ユーロ建てクラス受益証券として指定された、ユーロ建ての受益証券をいう。
円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	通貨エクスポージャーが（可能な限り）円に対してヘッジされ、かつ円建て（ヘッジあり）クラス受益証券として指定された円建ての受益証券をいう。

米ドル建て（ヘッジあり） クラス受益証券	通貨エクスポージャーが（可能な限り）米ドルに対してヘッジされ、かつ米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券として指定された米ドル建ての受益証券をいう。
保管会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、または信託証書補遺に定める条件およびミューチュアル・ファンド規則に従って随時管理会社および受託会社からファンドの保管人に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
保管契約	受託会社および管理会社がファンドに関して管理会社および受託会社に保管業務を提供する保管会社を任命した契約をいう。
日本における販売会社	日本の法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興証券株式会社、または信託証書補遺に定める条件に従って管理会社がサブ・ファンドの販売者に任命したその他の個人もしくは法人をいう。
適格投資家	（ a ）（ ）米国人、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免除会社もしくは非居住法人を除く。）、または（ ）（ ）もしくは（ ）記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（ b ）現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。
ユーロ	欧州経済通貨同盟の参加諸国の法定通貨をいう。
投資対象	個人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界中の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関が発行したあらゆる種類の株式、債券、ディベンチャー、ディベンチャーストック、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、オプション契約もしくは先物契約、通貨スワップ、金利スワップ、先物為替予約、レポ取引、逆レポ取引、譲渡性預金証書、手形、ノート、コマーシャル・ペーパーもしくは有価証券（派生商品を含む。）、ローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームの参加権および短期金融市場で利益を稼得するすべての短期投資または短期の預金（定期預金、銀行引受手形およびその他銀行の債務を含むが、これらに限らない。）をいう。
投資運用契約	管理会社がサブ・ファンドに関して管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社を任命した契約をいう。
投資運用会社	NNインベストメント・パートナーズ株式会社またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時任命するその他の個人、団体もしくは法人をいう。
発行日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
発行価格（買付価格）	サブ・ファンドに関して、本書に記載された方法により計算されるサブ・ファンドの各発行日現在の受益証券の価格をいう。

日本	日本、日本の領土および領地をいう。
ミューチュアル・ ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（随時改正される。）をいう。
管理会社	ルクセンブルグの法律に基づいて設立された会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、または信託証書補遺およびミューチュアル・ファンド規則に定める規定に従ってサブ・ファンドに関する管理者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
純資産価額	サブ・ファンドの受益証券（または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、当該サブ・ファンドの信託財産（または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）を構成するすべての資産の額から、当該サブ・ファンドの信託財産から適正に支払われるべきすべての負債（または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズに帰属する負債）の額を差し引いた各評価日現在の価値をいい、信託証書補遺および本書に従って、管理事務代行会社または管理事務代行会社の代理人により基準通貨で計算する。
受益証券1口当たり 純資産価格	サブ・ファンド（または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ）の関連する基準通貨による受益証券1口当たりの価格をいい、サブ・ファンドの信託財産（または、場合によってはサブ・ファンドの関連するクラスもしくはシリーズに帰属する信託財産の一部）の純資産価額を発行済みのサブ・ファンド（または、場合によっては当該クラスもしくはシリーズ）の受益証券口数で除して計算され、本書に異なる定めがない限り、四捨五入して小数第2位まで算出される。
英文目論見書	ファンドに関する英文目論見書（随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。）をいう。
基準通貨	サブ・ファンド（または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズ）に関して、受益証券の表示通貨をいう。
受益者名簿	信託証書補遺に定める条件に従って記帳する義務を負う受益者の名簿をいう。
ミューチュアル・ ファンド規則	ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済）をいう。
買戻日	毎評価日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
買戻請求通知	サブ・ファンドの受益証券に関して、買戻請求の通知をいう。
買戻価格	「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載される価格をいう。

販売取扱会社	株式会社S M B C 信託銀行、または、管理会社および日本における販売会社がサブ・ファンドに関して随時任命することができるその他の個人、団体もしくは法人をいう。
サブ・ファンド	受託会社と管理会社との間の2017年2月14日付で修正および再録された2008年9月11日付基本信託証書（随時、修正および追補される。）および2011年4月20日付信託証書補遺に基づいて設定されたファンドのサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールドをいう。
サブ・ファンド決議	（a）関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または（b）当該サブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数（当該集会の基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日）の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。）を保有する者により可決された決議をいう。
買付申込通知	サブ・ファンドの受益証券（または、場合によってはサブ・ファンドの各クラスもしくはシリーズの受益証券）に関して、管理会社、日本における販売会社または管理事務代行会社が随時決定した書式で作成された受益証券の購入を申し込む通知をいう。
信託証書補遺	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺（随時改正または補完されることがある。）をいう。
一時停止	一つまたは複数のサブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ）の受益証券の純資産価額の計算、ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止する管理会社または受託会社の決定をいう。
信託証書	サブ・ファンドに関して、サブ・ファンドを設定する信託証書補遺によって補完された基本信託証書をいう。
信託財産	サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する資産をいい、関連する受益証券の買付金額および関連する信託証書補遺に基づいてサブ・ファンドの信託によって受託会社が保有し、または保有しているとみなされるすべての投資対象、現金およびその他の資産を含む。
受託会社	プレミアム・ファンズ・リミテッド、または信託証書補遺に定める規定に従ってサブ・ファンドの受託者に任命されたその他の個人もしくは法人をいう。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券およびいずれかのクラス受益証券をいう。文脈上、異なる場合を除き、「受益証券」という用語にはすべてのクラスの受益証券を含む。

米国	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の領土および領地をいい、各州およびコロンビア特別区を含む。
受益者	その時点における受益証券の登録保有者をいい、受益証券に関して共同で登録されている者を含む。
受益者決議	(a)すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議、または(b)すべてのサブ・ファンドの受益者集会において、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数(当該集会の基準日(ただし、当該基準日が評価日でない場合には、基準日の直前評価日)の受益証券1口当たり純資産価格を参照して計算される。)を保有する者により可決された決議をいう。
アメリカ合衆国ドル または米ドル	米国の法定通貨をいう。
米国人	受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。()米国に居住する自然人、()米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、()執行者または財産管理人が米国人である財団、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、()米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、()米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および()パートナーシップまたは法人のうち(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)
評価日	毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
日本円	日本の法定通貨をいう。

別紙 B

投資先ファンドの概要

NN（L）ヨーロピアン・ハイイールド
（ユーロ建てクラスZ非分配型投資証券）

本別紙Bは、サブ・ファンドの投資先ファンドの2016年9月付英文目論見書（以下「英文目論見書」という。）に基づき、投資先ファンドの詳細情報の概要について作成されたものである。英文目論見書の写しを精査することを希望する者は、サブ・ファンド（プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド）の信託証書補遺の冒頭に記載される住所所在の管理会社（S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ）に連絡することを推奨される。特に、英文目論見書にはNN（L）（以下「投資先投資法人」という。）の各サブ・ファンドのファクトシートが含まれ、また、サブ・ファンドの投資戦略は、その資産の実質的にすべてをかける投資先投資法人のサブ・ファンドの一つである投資先ファンドに投資することである。以下の「英文目論見書」についての言及には、投資先ファンドのファクトシートも含まれる。

本別紙Bに含まれる要約は、相当の注意および配慮をもって作成されたが、必ずしも英文目論見書ほど詳細であるとは限らない。サブ・ファンド（サブ・ファンドは、さらにその資産の実質的にすべてを投資先ファンドに投資する。）の受益証券に投資するか否かの判断にとって重要なすべての情報を含むようあらゆる努力が行われているが、本別紙Bに含まれる情報は、一般的利用のためのみに提供されたものであること、および、サブ・ファンドの受託会社（プレミアム・ファンズ・リミテッド）、管理会社またはそれらの関連会社のいずれも、本別紙Bの内容の正確性または完全性について明示的または黙示的な保証を与えていないことに留意されたい。

概要

投資先ファンドは、複数のサブ・ファンドを有する変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）として設立された投資先投資法人のサブ・ファンドであるNN（L）ヨーロピアン・ハイイールド（ユーロ建てクラスZ非分配型投資証券）である。

設立

投資先ファンドは、2010年8月6日に設立された。

表示通貨

ユーロ

投資先投資法人は、投資信託に関する1988年3月30日法に基づき1993年9月6日に設立された。投資先投資法人の名称は、2015年4月7日を効力発生日として、アイエヌジー（L）からNN（L）に変更された。投資先投資法人の基本定款（以下「定款」という。）は、複数回改訂され、直近では2015年4月7日に改訂されている。統合された定款は、ルクセンブルグ商業・法人登記簿に登録されており、閲覧可能である。写しは投資先投資法人の登記上の事務所において請求に応じて無料で入手可能である。

投資先投資法人の投資証券の元本は、常に、投資先ファンドの純資産価額に等しい。投資証券の元本は、無記名式または記名式の全額払込済の無額面投資証券により表章される。

投資先投資法人の投資証券の元本の増減は完全に適法であり、株式会社の投資証券の元本の増減について定められた公表および商業・法人登記簿への記載を要求する規定は存在しない。

投資先投資法人は、既存の投資主のために何らの優先権も留保することなく、英文目論見書に定められた価格でいつでも追加の投資証券を発行することができる。

最低資本金は、2010年12月17日付ルクセンブルグ法に定められている。投資先投資法人の一または複数のサブ・ファンドが投資先投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドにより発行された投資証券を保有する場合、その価値は、上記の最低資本金の決定のための投資先投資法人の純資産額の計算において考慮されない。

投資先投資法人の連結勘定の通貨はユーロである。

管理会社

NNインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグS.A.

(NN Investment Partners Luxembourg S.A.)

投資先ファンドのインベストメント・マネージャー

NNインベストメント・パートナーズB.V.

(NN Investment Partners B.V.)

総販売会社(イタリアおよびオーストリアを除く)

NNインベストメント・パートナーズB.V.

(NN Investment Partners B.V.)

主たる管理事務代行会社

NNインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグS.A.

(NN Investment Partners Luxembourg S.A.)

保管受託銀行、登録事務代行会社、名義書換および支払事務代行会社
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エー

会計年度

10月1日から9月30日まで

通常総会の日

1月の第4木曜日 午後2時(ルクセンブルグ時間)

当該日がルクセンブルグの銀行営業日でない場合、翌銀行営業日

ユーロ建てクラスZ非分配型投資証券

投資証券クラス	クラスZ
投資証券の種類	非分配型
端数投資証券	小数第3位まで
投資証券のクラス通貨	ユーロ
評価日	元日（1月1日）、グッドフライデー、イースターマンデー、クリスマス（12月25日）およびボクシングデー（12月26日）を除く平日（月曜日から金曜日）
当初評価日	当初申込み受領後
当初申込期間	取締役会が決定する。
当初申込価格	5,000ユーロ
最低申込金額および保有額	500万ユーロ（管理会社はその裁量により、適用ある最低申込金額および保有額を免除または減額することができる。）。追加申込みにおいて、最低申込金額の定めはない。
販売会社に支払われる申込手数料	0%
申込み、買戻しおよび転換請求の締切時間	各評価日の午後3時30分（中央ヨーロッパ標準時）
申込み、買戻しおよび転換請求の支払日	適用ある評価日から3営業日目
サービス費用	年率0.15%（上限）
申込税	年率0.01%
追加情報	投資するに際して個別に契約を締結した投資者向け

投資目的および投資方針

投資先ファンドは、主として欧州の通貨建てのハイイールド債に投資する。ハイイールド債は、金銭債務を完全に履行する能力に関してリスクの高い企業により発行される点で伝統的な「投資適格」債券と異なり、これにより高いリターンが提供される。投資先ファンドは、計測される数年の期間にわたり、ベンチマークであるBofAメリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（金融劣後債を除く。）の投資成果を上回ることを目指す。

投資先ファンドは、その他の譲渡性のある証券（投資先ファンドの純資産の10%を上限とする、譲渡性のある証券のワラントを含む。）、短期金融商品、ルール144A証券、UCITSおよびその他のUCIの受益証券ならびに預金にも、付随的に投資することができる。ただし、UCITSおよびUCIへの投資は、合計で純資産の10%を超えてはならない。投資先ファンドが譲渡性のある証券のワラントに投資する場合、当該ワラントの価格の変動性が高いため、投資先ファンドが原資産に投資される場合よりも純資産価額が大きく変動する可能性がある点に注意すべきである。

投資目的を達成するため、投資先ファンドは金融デリバティブ商品（以下を含むが、これらに限られない。）を用いることができる。

- 譲渡性のある証券または短期金融商品のオプションおよび先物
- 指数の先物およびオプション
- 先物スワップ、オプション・スワップ、および金利スワップ
- パフォーマンス・スワップ

- 先物為替予約、通貨先物契約および取引、通貨コール・オプションおよびプット・オプションならびに通貨スワップ
- クレジット・デフォルト・スワップ、証券指数および証券バスケットならびに通貨オプション等の信用リスクに連動する金融デリバティブ商品（すなわちクレジット・デリバティブ）

投資先ファンドは、積極的に株式へは投資しないが、再編や他の企業活動の結果株式を取得することがある。かかる株式は、投資家の最大の利益を考慮してできるだけ早く売却されるものとする。

(注) 市場で取引することができる固定利付証券に対し、信頼のおける信用格付機関により格付が付与される。当該格付により、発行体に付随する信用リスクを正しく理解することができる。即ち、格付が低いほど、信用リスクが高くなる。ただし、当該リスクを補うため、かかる低い格付を有する会社は、ハイイールド債を提供する。格付機関が付与する格付は、AAA（最高格付）からCCC（債務不履行のリスクが非常に高い。）までの範囲に及ぶ。ハイイールド市場については、格付はBB+ からCCCの間で付与されている。この点を考慮し、投資先ファンドは、自己が選択する投資に関連するリスクの程度を認識している知識豊富な投資者を対象としている。

証券貸付およびレボ契約

投資先ファンドは、証券貸付およびレボ契約を締結することもできる。

投資リスク

リスク要因

投資予定者は、投資先ファンドへの投資が、通常および例外的な市場変動ならびに投資先ファンドのファクトシートに記載のその他の固有の投資リスクに服することを認識しなければならない。投資対象の価値および当該投資から得られる収益は上昇することも下落することもあり、また、投資者が自己の当初投資額を回収できないことがある。

特に、投資者は、投資先ファンドの目的が長期的な投資元本の成長である場合、投資ユニバースに依拠して、為替レート、新興市場への投資、イールド・カーブの傾向、発行体の信用格付の変更、デリバティブの使用および企業または投資セクターへの投資といった要素が変動性に影響を与え、全体的なリスクが著しく上昇し、かつ/または投資対象の価値の上昇もしくは下落を引き起こすことがあるという事実留意すべきである。投資先ファンドのファクトシート中に記載されているリスクの詳細は、本別紙Bにおいて読むことができる。

インベストメント・マネージャーは、ルクセンブルグの法律により課された適用ある投資制限および制約に従い、投資主の最善の利益のために、ポートフォリオにより流動性の高い資産を組み入れ、一時的により防衛的な態度を採用することがあるという点にも留意すべきである。このことは、市場環境に起因する場合もあれば、清算または合併事由による場合もあり、また、投資先ファンドが満期に近づく際にも行われる場合がある。かかる状況において、投資先ファンドがその投資目的を追求することができないと判明し、それにより投資先ファンドのパフォーマンスに影響を受けることがある。

投資先ファンドのリスク特性

投資先投資法人の投資目的達成のために活用される債券およびその他の金融商品に伴う全般的な市場リスクは高いと考えられる。当該商品は、金融市場の動向、一般的な世界経済情勢の影響を受ける当該金融商品発行体の経済動向ならびに各国における経済的および政治的状况等（これらに限られない。）の様々な要因から影響を受ける。予想される信用リスク、つまり投資先投資対象の発行体の不履行リスクは高い。投資先ファンドの流動性リスクは高度に設定されている。投資先投資法人の流動性リスクは、特定の投資先投資対象を売却することが困難である場合に上昇することがある。さらに、為替変動は投資先ファンドのパフォーマンスに大きな影響を与えることがある。特定の地域への投資は、様々な地域への投資よりも、より集中的である。当初の投資額を回収できる保証はない。金融デリバティブ商品に伴うリスクは、以下に詳述される。投資先ファンドの総エクスポージャーは、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）法を用いて決定される。

投資ユニバースに関連するリスク：詳細の記載

リスクに関する概説

投資先投資法人の投資証券への投資は、株式、債券、通貨、金利、信用、変動性および政治に関するリスクを含むかまたはこれに関連するリスクを負う。これらの各リスクは、その他のリスクと共に発生することもある。これらのリスク要因の一部は、以下に簡潔に記載されている。投資予定者は、記載される投資方針に関連して用いられる商品への投資経験を有していなければならない。

投資者はまた、投資決定を行う前に、投資先投資法人の投資証券への投資に関連するリスクを十分に認識し、（ ）個々の財務状況および税務状況ならびに特有の状況に応じた投資証券への投資の適切性、（ ）本書に含まれる情報、ならびに（ ）投資先ファンドの投資方針（前記「投資目的および投資方針」に記載される。）に関する完全な情報を得るために、自らの法務、税務および財務アドバイザー、監査人またはその他のアドバイザーに確実に相談しなければならない。

投資先投資法人への投資は、投資証券の売買差益以外に、投資証券の売買差損を生じるリスクも伴うことに留意することが重要である。投資先投資法人の投資証券は、投資先投資法人が保有する譲渡性のある証券の価格の変動に基づいて価額が決定される証券である。したがって、投資証券の価額はその当初の価額から上昇し、または下落することがある。投資方針の目的が達成される保証はない。

市場リスク

市場リスクは、あらゆる種類の投資に影響を与える一般的なリスクである。譲渡性のある証券の価格動向は、主に金融市場の動向および発行体の経済動向により決定され、発行体は、関連する各国において一般的な経済状況および政治状況により影響を受ける（市場リスク）。

金利リスク

投資者は、投資先投資法人の投資証券への投資が金利リスクを負うことを認識していなければならない。このリスクは、各譲渡性のある証券または投資先投資法人の主要通貨の金利が変動する場合に発生する。金利が下落した場合、一般に、固定利付証券の価格は上昇することが予想される。反対に、金利が上昇した場合は、通常、固定利付証券の価格は下落が予想される。

通貨リスク

投資先ファンドの基準通貨以外の通貨での投資ができる投資先ファンドにおいて、投資対象の価額は為替相場の変動により影響を受けることがある。

信用リスク

投資者は、かかる投資が信用リスクを伴うことを十分に認識していなければならない。債券および債務証券は実質的に発行体の信用リスクを伴い、かかる信用リスクは発行体の支払能力を用いて計算することができる。格付の低い事業体により発行される債券および債務証券は、より高い格付を有する発行体により発行される債券および債務証券と比べて、一般的に信用リスクおよび発行体の債務不履行の可能性が高いと考えられている。債券または債務証券の発行体が財政的または経済的困難に陥った場合、債券または債務証券の価額（無価値となることがある。）およびかかる債券または債務証券のための支払（無価値となることがある。）が影響を受けることがある。（投資先ファンドの投資方針に記載される場合の）店頭（OTC）デリバティブ利用は信用リスクを伴うことがある。

発行体の債務不履行リスク

金融市場において一般的な動向と平行して、各発行体に特有の動向が投資対象の価額に影響を与える可能性がある。例えば、譲渡性のある証券を慎重に選択した場合でも、発行銘柄の資産の下落により生じる損失のリスクを排除することはできない。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の証券の売却が困難な場合に発生する。原則として、常に売却可能な証券が投資先ファンドに追加される。同様に、一部の譲渡性のある証券は、特定の期間においてまたは証券取引所の特定

の部門において望ましい時点で売却することが困難であることがある。最後に、限られた市場セグメントにおいて取引される証券は大幅に価格が変動するというリスクが存在する。

取引相手方リスク

店頭契約が締結された場合、投資先投資法人は、その取引相手方の支払能力および取引相手方が当該契約の条件を遵守する能力に起因するリスクを負うことがある。したがって、投資先投資法人は、先渡し、オプションおよびスワップ契約を締結し、またはその他のデリバティブ手法を用いることがあるが、各契約は、取引相手方が各契約の要項に基づく支払約束を遵守しないというリスクを伴う。投資先ファンドのいずれかの投資証券クラスに付随する取引相手方リスクは、すべて投資先ファンドが負う。

証券貸付取引および証券レポ取引に起因するリスク

証券貸付取引および証券レポ取引は、一定のリスクを伴う。投資先ファンドが取引を実施した目的を達成できるという保証はない。証券貸付は、取引相手方の債務不履行または運営上の困難が発生した場合、回収が遅延し、一部のみしか回収されない可能性があり、これにより投資先ファンドが証券売却を完了し、または買戻請求に応じる能力が制限される可能性がある。投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーは、取引相手方が当該取引において債務不履行に陥った場合に自己の担保を手放すことにより、軽減される。担保が証券の形式である場合、当該担保が売却された場合に、当該担保が取引相手方の投資先ファンドに対する債務を清算するかまたは取引相手方に貸し付けられた証券の代替物を購入するためには不十分である現金しか実現しないというリスクが存在する。投資先ファンドが担保金に再投資する場合、当該投資により当該金に関して取引相手方に支払われるべき利息よりも少ない金額しか獲得できず、また、投資された金額よりも少ない金額しか返還されないリスクが存在する。投資対象が非流動的となり、これにより投資先ファンドが自己の貸付証券を回収する能力が制限されうるリスクも存在し、当該リスクによって、投資先ファンドが売却を完了し、または買戻請求に応じる能力が制限される可能性がある。

ルール144 A 証券に起因するリスク

ルール144 A 証券は、私募制（すなわち、米国証券取引委員会（SEC）への登録を行わない。）を通じて譲渡可能な米国証券である。当該証券には、1933年証券法に基づいて登録される「登録権」が付されることがある。当該登録権は、同等の債務証券または普通株式に交換する権利を認めている。当該ルール144 A 証券の売却は、適格機関投資家（同法に定義される。）に限られている。投資者にとっての利点は、低い管理事務手数料による高いリターンである。しかしながら、ルール144 A 証券についての流通市場取引の普及は適格機関投資家のみで制限されており、かつ、適格機関投資家のみが利用可能である。このことが証券価格の変動性を増大させ、極端な状況では、特定のルール144 A 証券の流動性を低下させるおそれがある。

新興市場への投資に起因するリスク

政治的不安定、不十分な経済運営、通貨備蓄の不足、資本の流出、国内紛争または以前に契約した債務の返済を継続する政治的意志の欠如等の様々な要因により、発展途上国からの支払が停止する可能性がある。民間部門の発行体はその義務を履行する能力もまた、これらの要因により影響を受けることがある。さらに、かかる発行体は、政府機関により制定される命令、法律および規則に従う。例えば、為替管理の変更ならびに法律制度および規制制度の変更、収用および国有化ならびに源泉徴収税等の税金の導入または増額が挙げられる。

他の決定要因として、不明確な法的環境または決定的かつ適法な所有権を確立できないことに関する不確実性が挙げられる。これに加えて、これらの国々における信頼できる情報源の欠如、国際基準の会計処理方法の不遵守および金融または商業上の管理の欠如が挙げられる。

ロシアへの投資に起因するリスク

ロシアへの投資は、現在のところ、証券の所有権および保管について一定程度高いリスクにさらされる。ロシアでは、証券の所有権および保管は、会社またはその登録機関の帳簿への記入により証明される。ロシアの会社の所有権を表章する証明書は、保管受託銀行もしくは同等機関または有効な保管振替制度に保有されない。この制度の結果、また、国の規制や執行が不十分であり、信任義務の概念が十分に確立されていない結果、投資先投資法人は、経営陣による詐欺、過失または単なる見落としによってロシアの証券の登録ま

たは所有権を失う可能性がある。十分な法的な是正が存在しないため、投資主が投資対象の希釈化または損失を被ることがある。

一部のサブ・ファンドは、ロシアにおいて設立され、所在し、事業を運営する会社により発行された証券または社債に加え、場合に応じて、ロシア政府により発行された債務証券に、自らの純資産の大部分を投資することがある（関連するサブ・ファンドのファクトシートに詳細が記載される。）。2010年法の解釈上、証券取引所に上場されておらず、また規制された市場においてもEU加盟国またはEU非加盟国における他の規制された市場においても取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品（ロシアの譲渡性のある証券および短期金融商品を含む。）への投資は、関連するサブ・ファンドの資産の10%を超えることはできない。ロシア市場は、実際に流動性リスクにさらされるおそれがあるため、資産の換金が長期化したり困難となったりする場合がある。しかしながら、「モスクワ銀行間通貨取引所 - ロシア取引システム（MICEX-RTS）」に上場されているかまたは取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品への投資については、当該取引所の市場が規制された市場と認識されていることから、関連するサブ・ファンドの資産の10%を上限としていない。

アセット・バック証券（ABS）およびモーゲージ・バック証券（MBS）への投資に起因するリスク

アセット・バック証券は、クレジットカードローン、自動車ローン、モーゲージ契約および債務契約の担保付住宅ローンおよびコマーシャル・モーゲージ・ローン、代理モーゲージ・パススルー証券およびカバード・ボンドによる資産プールを含むことがある。これらの有価証券は、保有者が金融資産の特定のプールから生じるキャッシュ・フローに主に依拠した支払を受領することができる社債、アセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券のようなその他の固定利付証券と比べ、より高い信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクにさらされる。

アセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券は、有価証券から支払われるキャッシュ・フローの時期およびサイズにより実質的な影響を受けることがあるかまたは有価証券の還付にマイナスの影響を与えることがある、延長および早期償還リスクにしばしばさらされる。

デリバティブ

投資先投資法人は、前記「投資目的および投資方針」に概説される投資方針の範囲内で、トータル・リターン・スワップおよび同じ特徴を持つ他の金融デリバティブ商品を含むがこれらに限られない金融デリバティブ商品を利用することがある。これらの商品は、ヘッジ目的での利用に加え、リターンを最適化するために投資戦略の主要な部分を構成することもある。これらの継続的な監督に服する取引相手方には、経済的に堅実で、投資先ファンドに提供する業務が適切な組織構造をもつ相手方のみが選択され、任命される。トータル・リターン・スワップおよび同じ特徴をもつ他の金融デリバティブ商品の場合、投資戦略、投資先および取引相手方の組織に関する情報は、投資先ファンドの登記上の事務所にて無料で取得できる年次報告書において利用可能である。金融デリバティブに対する請求権は、市況および適用ある制限により限定されることがあり、投資先ファンドが本来は負わないリスクおよび経費を伴うことがある。オプション、外貨契約、スワップ、先物契約および先物契約オプションの利用に特有のリスクには、（a）インベストメント・マネージャーが金利、譲渡性のある証券および/または短期金融商品の価格ならびに通貨市場の動向を正確に予測する能力に成功が依存しているという事実、（b）オプションならびに先物契約および先物契約オプションの価格と、ヘッジされる証券、短期金融商品または通貨の価格の変動との間の不完全な相関関係、（c）これらの商品の利用に必要とされる技能と、組入証券の選択に必要とされる技能とは異なるという事実、（d）ある時点において特定の商品の流通市場が非流動的である可能性、ならびに（e）投資先ファンドが有利な期間中に組入証券の売買を行うことができないことがあるというリスク、または投資先ファンドが不利な期間中に組入証券を売却しなければならないことがあるというリスクが含まれる。投資先投資法人のサブ・ファンドは、スワップ取引を締結する場合に取引相手方リスクを負う。金融デリバティブ商品の利用はレバレッジ・リスクも伴う。レバレッジは、原資産を直接取得する費用と比べて少ない元本額がデリバティブの購入に投資される場合に発生する。レバレッジが高いほど、（デリバティブの条件に従って決定される引受価格と比べて）原資産の価格が変動した場合のデリバティブの価格の変動も大きくなる。したがっ

て、デリバティブの効果およびリスクは、レバレッジの効果の増加と平行して増加する。最後に、これらの金融デリバティブ商品の利用により追求される目的が達成される保証はない。

投資先ファンドへの投資に関連するリスクに関するより詳細な情報は、前記「投資先ファンドのリスク特性」を参照されたい。

上記のリストは、最も一般的に直面するリスクを示すものであり、全ての潜在的リスクを包括的に示すものではない。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップの活用は、債券への直接投資よりも高いリスクを伴うことがある。クレジット・デフォルト・スワップにより、債務不履行リスクの移転が可能となる。クレジット・デフォルト・スワップにより、投資先ファンドは、投資視点が、必要とされるクーポンの一連の支払額が信用度の低下によって受領される支払額を下回るとの趣旨である場合、自らが保有する債券に関して保険に有効に加入する（投資をヘッジする）か、または自らが物理的に所有していない債券に関してプロテクションを購入することができる。反対に、投資視点が、信用度の低下による支払額がクーポン支払額を下回るとの趣旨である場合、クレジット・デフォルト・スワップの締結によってプロテクションが売却される。したがって、一方の当事者、プロテクションの買主は、プロテクションの売主へ一連の支払を行い、支払は、「信用事由」（契約において予め定められた信用度の低下）が存在する場合に買主が行う。信用事由が発生しない場合、買主は、すべての必要なプレミアムを支払い、スワップは、いかなる追加支払もなく満期に終了する。買主のリスクは、したがって、支払われたプレミアムの価額に限定される。クレジット・デフォルト・スワップの市場は、時折、債券市場よりさらに非流動的であることがある。クレジット・デフォルト・スワップを締結する投資先ファンドは、常に、買戻請求に応じることができなければならない。クレジット・デフォルト・スワップは、投資先投資法人の監査人によって精査される検証可能な透明性のある方法に従って定期的に評価される。

カレンシー・ヘッジド投資証券クラス、デュレーション・ヘッジド投資証券クラスおよびオーバーライティング投資証券クラス

カレンシー・ヘッジド投資証券クラス、デュレーション・ヘッジド投資証券クラスおよびオーバーライティング投資証券クラスは、カレンシー・ヘッジド投資証券クラス、デュレーション・ヘッジド投資証券クラスまたはオーバーライティング投資証券クラスを参照することにより峻別することができる特定の投資証券クラスの記載された目的を達成するために金融デリバティブ商品を利用する。かかる投資証券クラスの投資者は、実行されるヘッジまたはオーバーライティングの水準によって、投資先投資法人の各サブ・ファンドの主要な投資証券クラスと比べて追加のリスク（市場リスク等）にさらされることがある。さらに、かかる複数の投資証券クラスの純資産価格の変動は、投資先投資法人のサブ・ファンドの主要な投資証券クラスとは相関関係がないことがある。

すべての投資証券クラスに関するクロス・ライアビリティに係るリスク（通常の投資証券クラス、カレンシー・ヘッジド投資証券クラス、デュレーション・ヘッジド投資証券クラス、オーバーライティング投資証券クラス）

いずれかの投資証券クラスの投資主の、サブ・ファンドの資産より利益を享受する権利は、当該サブ・ファンドの資産に限定され、一サブ・ファンドを構成するすべての資産は、個々の投資証券クラスに関して支払われる異なる金額にかかわらず、当該サブ・ファンドのすべての債務を弁済するために利用することができる。投資先投資法人は、特定の投資証券クラスに関してデリバティブ契約を締結することができるが、かかるデリバティブ取引に関する一切の債務は、全体として当該サブ・ファンドおよびその投資主（非カレンシー・ヘッジド投資証券クラス、非デュレーション・ヘッジド投資証券クラスおよび非オーバーライティング投資証券クラスの投資主を含む。）に影響を及ぼす。投資者は、これにより、サブ・ファンドが、かか

るアクティブな投資証券クラスが存在しない場合よりも多額の現金残高を保有することがあることを承知すべきである。

投資制限

投資主の利益のため、かつ、リスクの広範囲にわたる分散を確保するため、投資先投資法人は以下の規則を遵守することを約束する。

A．適格投資対象

- 1．投資先投資法人は、投資先ファンドの資産を以下に投資することができる。
 - a．金融商品市場に関する2004年4月21日付欧州議会および評議会通達2004/39/ECに規定されている規制された市場において承認され、または取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - b．規制され、定期的に運営され、公認かつ公開の欧州連合加盟国（以下「EU加盟国」という。）の他の市場において取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品。
 - c．EU非加盟国の証券取引所に公式上場され、または規制され、定期的に運営され、公認かつ公開のEU非加盟国の他の市場において取引される譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、当該証券取引所または市場が経済協力開発機構（OECD）の加盟国またはヨーロッパ、北米、南米、アフリカ、アジアおよびオセアニアのその他の国に所在することを条件とする。
 - d．新規に発行される譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、以下を条件とする。
 - ・発行要項に、証券取引所または定期的に運営され、公認かつ公開の他の規制された市場への公式上場申請が行われる旨の約束が含まれること。ただし、当該証券取引所または規制された市場がOECD加盟国またはヨーロッパ、北米、南米、アフリカ、アジアおよびオセアニアのその他の国に所在することを条件とする。
 - ・発行から遅くとも1年以内の上場が確保されること。
 - e．米国連邦規則集第17編第230章第144 A条の規定に定める譲渡性のあるルール144 A証券。ただし、以下を条件とする。
 - ・譲渡性のあるルール144 A証券が米国の店頭債券市場における取引の前に取引されていること。
 - ・当該証券が、144 A証券を米国の店頭債券市場において取引される類似の記名証券と取引する権利を予想させる1933年証券法に基づき登録された取引契約を含んでいること。
 - ・取引契約が当該証券の取得後1年以内に行使されない場合、当該証券は後記2（a）に定める制限の対象となること。
 - f．EU加盟国に所在するかその他に所在するかを問わず、UCITS指令に基づき認可されたUCITSならびに／またはかかる通達の第1条第（2）項第a号および第b号に規定されている投資信託の受益証券。ただし、以下を条件とする。
 - ・これらのUCIが、当該事業がルクセンブルグ金融監督当局（以下「CSSF」という。）がEUの制定法に規定するものと同等であると判断する監督に服することを求める制定法に従って認可され、かつ、監督当局間の協力が十分に保証されていること。
 - ・かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準が、UCITSの受益者に提供される保護水準と同等であり、特に、資産の分別保管、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が、UCITS指令の要件と同等であること。
 - ・その他のUCIの事業が、報告期間における資産および負債、収益ならびに運営について評価を行うことができるよう、半期報告書および年次報告書において報告されていること。
 - ・受益証券の取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIについて、その定款に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に合計で投資できる資産の割合が10%を超えないこと。

- g. 金融機関における要求払の預金または引出可能であり12か月以内に満期を迎える預金。ただし、金融機関がその登記上の事務所をEU加盟国に有することを条件とし、または金融機関の登記上の事務所が別の国に所在する場合には、当該金融機関がEC法に定める規則と同等であるとCSSFが判断する慎重に作成された規則に従うことを条件とする。
- h. 前記(a)項、(b)項および(c)項に記載される規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済を伴う同等の商品を含む。)ならびに/または店頭で取引される金融デリバティブ商品(以下「店頭デリバティブ」という。)。ただし、以下を条件とする。
- ・ 原商品が、本1.に記載される商品またはUCITSがその投資目的に従って投資することができる金融指数、金利、外国為替相場または通貨により構成されること。
 - ・ 店頭デリバティブ取引の相手方は、この種の取引を専門とする一流の金融機関であること。ただし、かかる相手方もまた慎重な監督に服することを条件とする。
 - ・ 店頭デリバティブは、信頼のおける検証可能な方法で毎日評価され、かつ、投資先投資法人の主導の下でいつでもその公正価値で相殺取引による売却、清算または手仕舞いが可能であること。
- i. 流動性があり、いつでも正確に決定することができる価額を有している規制された市場で取引されていない短期金融商品。ただし、これらの商品の銘柄または発行体は、投資者およびその貯蓄の保護を目的とする規定に従うことを条件とし、これらの商品は以下のいずれかに従うものとする。
- ・ 中央、地域または地方の政府機関、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、または連邦国家の場合には連邦加盟州、または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証されていること。
 - ・ 前記(a)項、(b)項および(c)項に記載される規制された市場で証券が取引されている会社により発行されていること。
 - ・ EC法により定義される基準に基づく慎重な監督に服する機関、またはEUの制定法により定められる規則と同程度に厳格であるとCSSFが判断する慎重に作成された規則に従い、かつこれを遵守する機関により発行または保証されていること。
 - ・ CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行されていること。ただし、かかる商品への投資は、前記()、()および()に定める規則と同等の投資者保護規則に従っていること、また発行体は、その資本および準備金が1,000万ユーロ以上であり、78/660/EEC第4通達に基づく年次財務書類を提出しかつ公表している会社であるか、または一または複数の上場会社を含む企業グループに属し、同グループの資金調達に従事する事業体であるか、もしくは銀行融資により担保される証券化ビークルの資金調達に従事する事業体であることを条件とする。
- j. 投資先投資法人の一または複数の他のサブ・ファンドにより発行される投資証券。ただし、以下を条件とする。
- ・ 対象サブ・ファンドが、当該対象サブ・ファンドに投資するサブ・ファンドに投資しないこと。
 - ・ 取得が企図されている対象サブ・ファンドの資産額の10%を超えて、その投資目的に従い、投資先投資法人の他の対象サブ・ファンドの投資証券に投資することができないこと。
 - ・ 関連する投資証券に付随する議決権が、投資するサブ・ファンドにより保有されている限り、かつ、会計書類および定期報告書における適切な処理に影響を与えることなく、保留されていること。
 - ・ 対象サブ・ファンドの投資証券が、投資するサブ・ファンドにより保有されている限り、その価値が、2010年法により課される純資産の最低限度額を証明する目的で、投資先投資法人の純資産の計算において考慮されないこと。

- ・運用報酬、申込手数料または買戻し手数料が、対象サブ・ファンドに投資しているサブ・ファンドおよび当該対象サブ・ファンドのレベル間で重複しないこと。

k . マスターUCITSまたは当該UCITSのマスター・サブ・ファンドの受益証券。

2 . さらに、投資先投資法人は、

a . その純資産の10%を上限として、前記1 . に記載される資産を除いた譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。

b . 貴金属または貴金属を表章する証券を取得することができない。

3 . 投資先投資法人は、投資先ファンドのために、付随的に現金を保有することができる。

B . 投資制限

1 . 投資先投資法人は、

a . 投資先ファンドの純資産の10%を超えて、同一の事業体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができない。

b . 投資先ファンドの純資産の20%を超えて、同一の事業体に預託される預金に投資することができない。

2 . 店頭デリバティブ取引における投資先投資法人の取引相手方リスクは、当該取引相手方が前記「A . 適格投資対象」の1 . (g) 項に記載される金融機関である場合には投資先ファンドの純資産の10%を超えてはならず、その他の場合には投資先ファンドの純資産の5%を超えてはならない。

3 .

a . 投資先ファンドの純資産の5%を超えて投資される各発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品の総額は、当該純資産の40%を超えてはならない。本制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関との店頭デリバティブ取引には適用されない。

b . 前記1 . および2 . に定める個別の制限にかかわらず、投資先投資法人は、以下を合算して投資先ファンドの純資産の20%を超えてはならない。

- ・単一の事業体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資

- ・単一の事業体に預託される預金

- ・単一の事業体により引き受けられる店頭デリバティブ取引により生じるリスク

c . 前記1 . (a) 項に定める10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融商品がEU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国、または一または複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証される場合、最大35%まで引き上げることができる。

d . 前記1 . (a) 項に定める10%制限は、EU加盟国に登記上の事務所を有し、債券保有者の保護を目的とする法律に基づき特別な公的監督に服している金融機関により発行される一定の債券について、最大25%まで引き上げることができる。特に、当該債券の発行により生じる手取金は、2010年12月17日法に従い、債券の有効期間中、債券から生じる負債を十分に補償し、発行体の債務不履行の場合に元本の返済および経過利息の支払について優先権が付与される資産に投資されなければならない。投資先投資法人が、投資先ファンドの純資産の5%を超えて、本項に記載される単一の発行体により発行される債券に投資する場合、当該投資の総額は、投資先投資法人のサブ・ファンドの純資産の価額の80%を超えてはならない。

e . 前記3 . (c) 項および(d) 項による制限が及び譲渡性のある証券および短期金融商品は、3 . (a) 項に記載される40%制限には含まれない。

f . 前記1 . 、2 . 、3 . (a) 項、(b) 項、(c) 項および(d) 項に定める制限を合算することはできない。したがって、前記1 . 、2 . 、3 . (a) 項、(b) 項、(c) 項および(d) 項に定める制限に従って行われる単一の事業体により発行される譲渡性のある証券もしくは短期金融商

品への投資、当該事業体に預託される預金または当該事業体のデリバティブ商品への投資は、合計で投資先投資法人のサブ・ファンドの純資産の35%を超えてはならない。

4. 1983年6月13日付通達83/349/EECの規定または公認の国際会計規則に基づく連結決算の目的上、グループ化される会社は、前記の制限を計算する際、単一の事業体として取り扱われる。

5. 投資先投資法人は、各サブ・ファンドについて、その純資産の20%を上限として同一のグループ内の譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に投資することが認められている。

6.

a. 前記の制限にかかわらず、また、後記9.に定める制限を損なうことなく、前記1.乃至5.に定める制限は、投資先ファンドの投資方針の目的が、以下に基づいてCSSFが認める一定の株式指数または債券指数の構成銘柄を再現することである場合、単一の事業体により発行される株式および/または債券への投資については20%を上限に引き上げられる。

. 当該指数の構成銘柄が十分に分散されていること。

. 当該指数が参照する市場の代表的なベンチマークを構成していること。

. 当該指数が適切な方法で公表されていること。

b. 前記の制限は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融商品が非常に優位にある規制された市場において例外的な市況により正当化されることが証明される場合には、35%まで引き上げられる。当該上限の投資は、一発行体についてのみ認められている。

7. 前記1.乃至5.に定められる制限の例外として、投資先投資法人は、リスク分散原則に従い、投資先ファンドの純資産の100%を上限として、EUもしくはOECD加盟国、EU加盟国の地方公共団体、または一または複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証される譲渡性のある証券および短期金融商品に投資する権限を授与されている。ただし、本項において予定される譲渡性のある証券および短期金融商品が6以上の異なる銘柄により構成され、1銘柄の譲渡性のある証券および短期金融商品が投資先ファンドの純資産の30%を超えないことを条件とする。

8.

a. 投資先投資法人は、投資先ファンドについて、前記「A.適格投資対象」1.(f)項に記載されるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、その純資産の20%を超えて、単一のUCITSまたはその他のUCIに投資してはならない。この投資制限を適用する目的上、複数のサブ・ファンドを有するUCIの各サブ・ファンドは、第三者に関して個々のサブ・ファンドの負債の分離原則が確保されることを条件として、別個の発行体とみなされる。

b. UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計で、投資先ファンドの純資産の30%を超えてはならない。投資先投資法人がUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得している場合、各UCITSまたはその他のUCIの資産は、前記1.、2.、3.、4.および5.に定める制限の目的上合算されない。

c. 投資先投資法人が、直接または委任により、同一の管理会社、または共通の経営もしくは支配もしくは直接的もしくは間接的な大量保有を通じて管理会社と関係するその他の会社により運用されるその他のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、投資先投資法人によるかかるその他のUCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資に関して申込手数料または買戻し手数料を請求することができない。

9. 投資先ファンドについて、

a. 投資先投資法人は、自らが一発行体の経営に重大な影響力を行使することが可能となる議決権付株式を取得してはならない。

b. さらに、投資先投資法人は、以下の制限を超えて取得してはならない。

. 単一の発行体の無議決権株式の10%

. 単一の発行体の債券の10%

. 単一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券の25%

・単一の発行体の短期金融商品の10%

前記()、()および()に定める制限は、取得時点において債券もしくは短期金融商品の総額または発行済証券の純額が計算できない場合には適用されない。

前記(a)項および(b)項に定める制限は、以下には適用されない。

・EU加盟国またはその地方公共団体により発行または保証される譲渡性のある証券および短期金融商品。

・EU非加盟国により発行または保証される譲渡性のある証券および短期金融商品。

・一または複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行される譲渡性のある証券および短期金融商品。

・その資産を主にEU非加盟国の発行体の証券に投資する当該EU非加盟国の会社の資本として投資先投資法人が保有する株式で、かかる投資が、当該EU非加盟国の制定法に基づき投資先投資法人が当該EU非加盟国の発行体の証券に投資することができる唯一の方法である場合。ただし、この例外は、EU非加盟国の会社の投資方針が「B.投資制限」(6.および7.を除く。)の規定に定める制限を遵守することを条件に適用される。「B.投資制限」に定める制限(6.7.および9.に定める制限を除く。)を超過した場合、2010年法第49条が類推適用される。

・一または複数の投資法人のみを代理して、子会社の所在国において受益者の請求に応じた受益証券の買戻しに関する運用、助言およびマーケティング活動を行う子会社の資本として当該投資法人が保有する株式。

10. デリバティブ取引に関して、投資先投資法人は、後記「技法および手段」に定める上限および制限を遵守する。

投資先投資法人は、投資先ファンドの資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付帯する引受権を行使する場合、前記の投資制限を遵守する必要はない。

投資先投資法人の支配の及ばない理由により、または引受権の行使の結果として、制限を超過した場合、投資先投資法人は、投資主の利益を考慮した上、売却取引を通じて、当該状況の是正を優先しなければならない。

発行体が複数のサブ・ファンドを有する法主体であり、いずれかサブ・ファンドの資産が当該サブ・ファンドに関する投資者の権利および当該サブ・ファンドの設立、運営または清算により金銭債権が生じる債権者の権利について排他的に責任を負う場合、各サブ・ファンドは、「B.投資制限」(7.および9.を除く。)に定めるリスク分散原則の適用の目的上、別個の発行体とみなされる。

本別紙において、より厳格な規則が定められない限り、前記の投資制限が一般的に適用される。より厳格な規則が定められる場合、これらの規則は、サブ・ファンドの清算または合併前1か月に遵守することを要しない。

C. 借入れ、ローンおよび保証

1. 投資先投資法人は、借入れを行うことを認められていない。例外として、投資先投資法人は、借入れが一時的なものであることを条件に、その純資産の10%を上限に借入れを行うことができる。
2. ただし、投資先投資法人は、投資先ファンドのためにバック・ツー・バック・ローンにより外貨を取得することができる。
3. 投資先投資法人は、譲渡性のある証券、短期金融商品または「A.適格投資対象」1.(f)項、(g)項および(h)項に記載されるその他の金融商品の空売りを行ってはならない。
4. 投資先投資法人は、第三者に対して貸付または保証を行ってはならない。この制限は、関連する投資スキームが、譲渡性のある証券、短期金融商品または「A.適格投資対象」1.(f)項、(h)項および(i)項に記載される全額払込済でないその他の金融商品を取得することを妨げない。

技法および手段

A．一般規定

1．投資先投資法人、管理会社またはインベストメント・マネージャー（場合による。）は、効率的なポートフォリオ運用のため、および/またはそれらの資産および出資契約を保護するため、投資先ファンドが譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法および手段を利用するよう手配することができる。

a．金融デリバティブへの投資の場合、原商品の全体的なリスクは、前記「投資制限 B．投資制限」に定められる投資制限を超えてはならない。前記「投資制限 B．投資制限」1．、2．、3．、4．および5．に定められる投資制限の場合に指数ベースのデリバティブへの投資を斟酌する必要がない。

b．譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを組み込んでいる場合、本項に定める規則を遵守する際にデリバティブを斟酌しなければならない。

リスクは、2010年法、関連法令およびCSSFにより発行される告示に定める指針を斟酌して計算される。金融デリバティブ商品に関する総エクスポージャーについては、VaR法またはコミットメント・アプローチにより計算される。

2．管理会社は、関連する法律および規則に従い投資先ファンドの総エクスポージャーを計算する。管理会社は、コミットメント・アプローチ、相対的バリュエーション・アット・リスク・アプローチまたは絶対的バリュエーション・アット・リスク・アプローチのいずれかを投資先投資法人の各サブ・ファンドのために利用する。投資先ファンドには相対的バリュエーション・アット・リスク・アプローチが利用され、そのレバレッジの予想最大水準は、下表の通りである。相対的バリュエーション・アット・リスク・アプローチを利用するサブ・ファンドについては、参照ポートフォリオは下表の通りである。

レバレッジの予想最大水準は、投資先ファンドのポジションの市場リスク・エクスポージャーと投資先ファンドの純資産価額との比率によって表される。かかる比率には、コミットメント法に従って計算（以下「ネット・アプローチ」という。）されるものと、想定価値の合計法に従って計算（以下「グロス・アプローチ」という。）されるものがある。ネット・アプローチではネットティングおよびヘッジの取決めが考慮されるが、グロス・アプローチにおいてはかかる取決めが考慮されないため、算出される数値は一般に高い値となり、経済的エクスポージャーの観点から見て必ずしも典型的な数値になるとは限らない。

用いられるアプローチにかかわらず、レバレッジの予想最大水準は、一指標であり、規制上の制限ではない。いずれかのサブ・ファンドのレバレッジ水準は、それがそのリスク特性に沿ったものであり、そのVaR限度額を遵守する限り、予想最大水準を上回ることができる。

レバレッジの予想最大水準は、市場動向により、時の経過とともに変化することがある。デリバティブ・ポジションがポートフォリオに含まれていない場合、レバレッジの基準値は1倍（すなわち100%）となる。

レバレッジの予想最大値は、デリバティブ商品の利用がサブ・ファンドの全体的な市場リスクに及ぼす影響を見積もるための基準となる。

3．いかなる状況においても、投資先投資法人、管理会社またはインベストメント・マネージャー（場合による。）は、デリバティブ商品またはその他の技法および金融商品に関する取引の利用によって、本書において投資先ファンドについて定める投資方針から逸脱しない。

VaRアプローチを利用するサブ・ファンドの名称	VaR アプローチ	レバレッジの予想水準 (コミットメント)	レバレッジの予想水準 (想定価値の合計)	参照ポートフォリオ

NN (L) ヨーロッパ・ハイイールド	相対的VaR	125%	300%	メリル・リンチ・ヨーロ ピアン・カレンシー・ハ イイールド・コンストレ インド・インデックス (金融劣後債を除く。)
------------------------	--------	------	------	------------------------------------------------------------------------

B．証券貸付取引

投資先投資法人、管理会社またはインベストメント・マネージャー（場合による。）は、投資先ファンドの資産に関して、証券貸付取引（証券貸付、買戻請求権付または買戻条件付売却を含む。）を行うことができる。ただし、かかる取引が、投資信託が譲渡性のある証券および短期金融商品に関する一定の技法および手段を利用する際に当該投資信託に適用される規則に関してルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（CSSF）が発行した告示08/356ならびにETFの問題およびその他のUCITSの問題に関するESMAのガイドラインの差換えに関する通達14/592（随時改正される。）に定める制限を遵守することを条件とする。投資先投資法人、管理会社またはインベストメント・マネージャーが証券貸付取引を行う場合、投資先投資法人、管理会社またはインベストメント・マネージャーは、常に、現金の全額または貸し付けられた証券がリコール可能であり、締結された証券貸付契約が終了可能であることを確保しなければならない。

証券貸付取引は、投資先ファンドの業績に有利なまたは不利な影響を与えることがある。証券貸付取引の活用により、投資先ファンドは、各取引相手方から貸付手数料を取得し、追加の収益を得るものとする。ただし、証券貸付取引の活用により、投資先ファンドに特定のリスクが伴うこともあり、かかるリスクにより証券貸付取引の取引相手方の不履行の場合のように投資先ファンドが損失を被ることもある。

直接的および間接的な運用経費／手数料を控除した効率的なポートフォリオ運用手法から生じるすべての収入は、参加サブ・ファンドに返還される。管理会社はプログラムを監視しており、ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは投資先投資法人の証券貸付代行会社として任命されている。ゴールドマン・サックス・インターナショナル・バンクは、管理会社とも保管受託銀行とも関係を有していない。

投資先ファンドは、そのポートフォリオに含まれる証券を、借主に対して直接、または公認の決済機関により創設される標準化された貸付システムを通じて、もしくはEC法が規定するものと同等であるとCSSFが判断する慎重に作成された監督規則に従い、かつこの種の取引を専門とする金融機関により創設される貸付システムを通じて、貸し付けることができる。あらゆる場合において、証券貸付契約の取引相手方（すなわち借主）は、EC法が規定するものと同等であるとCSSFが判断する慎重に作成された監督規則に従わなければならない。当該金融機関が自己勘定で行為する場合、当該金融機関は証券貸付契約の取引相手方とみなされる。

C．レポ取引（opérations à réméré）

投資先投資法人は、証券の購入および売却により構成されるレポ契約に参加することができる。当該契約の条項は、売主に対し、当該契約の締結時に、両当事者間で合意された価格および日付において売却した証券を買主から買い戻す権利を付与する。

投資先投資法人は、レポ取引において買主または売主として行為することができる。ただし、投資先投資法人による当該取引への参加は、以下の規則に従う。

- 1．投資先投資法人は、当該取引の相手方が当該取引を専門とする一流の金融機関である場合に限り、レポ契約に基づいて証券の売買を行うことができる。
- 2．レポ契約の期間中、投資先投資法人は、取引相手方が証券を買い戻す権利を行使する前に、または買戻期間が終了する前に、当該契約の対象である証券を売却してはならない。

3. 投資先投資法人が買戻しを受け付ける場合、投資先投資法人は、常に自らの買戻義務を確実に履行できるように、自らが参加するレポ契約の件数を制限するものとする。

投資先投資法人は、定期的にレポ契約を締結することができる。

D. 担保の利用

投資先ファンドが直面する取引相手方リスクを軽減するため、取引相手方が保有する一定の資産について保証（以下「担保」という。）の制度が導入されることがある。投資先投資法人は、受領する保証の評価を毎日行わなければならない。保証は、通常、以下の形態をとらなければならない。

1. 現金および短期の銀行証書だけでなく、短期金融商品を含む流動資産。
2. 格付の高い国により発行または保証される債券。
3. 十分な流動性を提供する一流の発行体により発行または保証される債券。
4. 投資証券が主要な指数に含まれることを条件として、格付の高い国の規制された市場において上場または取引される投資証券。

投資先ファンドは、保証の実行を必要とする事由が発生した場合に保証に係る自らの権利を確実に請求することができるようにしなければならない。したがって、保証は、取引相手方が証券の返還義務を遵守しない場合に投資先ファンドが保証として付与されている資産を遅滞なく充当または換金することができる方法で、直接、または一流の金融機関もしくは当該機関の完全出資子会社である仲介機関を通じて、常に取得可能でなければならない。

当該契約の存続期間中、保証を売却し、担保に供しまたは質権を設定することはできない。担保として受領される現金は、ETFの問題およびその他のUCITSの問題に関するESMAのガイドラインの差換えに関する通達14/592（随時改正される。）に定められる分散規則に従い、適格なリスクフリー資産に限り、再投資することができる。

投資先投資法人は、店頭デリバティブ取引および効率的なポートフォリオ運用手法に基づき受領される担保が以下の条件を充足することを確保するものとする。

1. 担保として受領される資産が、市場価格であること。投資先ファンドが保有する担保の価額が取引相手方に対するエクスポージャーを下回るリスクを最小化するため、慎重なヘアカット・ポリシーが（ ）店頭デリバティブの過程において受領される担保と（ ）証券貸付取引および証券レポ取引の過程において受領される担保の両方に適用される。

ヘアカットは、担保資産の価額に適用されるディスカウントであり、2つのマージン・コールの間の担保価額の変動性または担保を清算するために必要な期間中の担保価額の変動性を緩和することを意図している。ヘアカットは、満期までの残存期間に関して流動性要素を組み込み、証券の格付に関して、信用度要素を組み込む。ヘアカット・ポリシーは、担保の発行体の信用状態、担保の価格の変動性および潜在的な通貨のミスマッチを含む関連する資産クラスの性質を考慮する。現金、優良国債および社債に適用されるヘアカットは、通常、0%から15%の範囲にあり、株式に適用されるヘアカットの範囲は10%から20%である。例外的な市況においては、異なる水準のヘアカットが適用されることがある。関連する取引相手方が配置される契約の枠組み（最低引渡額を含むこともあれば含まないこともある。）に従って、受領された担保は、ヘアカット・ポリシーに照らして調整された価額を有することが意図され、かかる価額は、適切な場合に、関連する取引相手方エクスポージャーと同額であるか、または当該エクスポージャーを超過する。

2. 受領される担保は、その売却前の評価額に近い価格で速やかに売却できるよう、十分な流動性を有していなければならない（例：優良な国債または現金）。
3. 受領される担保は、投資先投資法人の保管受託銀行により保管されるか、または副保管会社（投資先投資法人の保管受託銀行が当該副保管会社に担保の保管を委託していることを条件とする。）に保管

が委託されなければならない、副保管会社が担保を喪失した場合は、保管受託銀行が引き続き責任を負う。

- 店頭金融デリバティブ取引および効率的なポートフォリオ運用手法において受領される担保は、ESMAガイドライン2014/937(随時改正または補足される。)に定める分散規制に従う。

E. プーリング

サブ・ファンドの投資方針が許容する場合、管理会社は、効率的なポートフォリオ運用のため、投資先投資法人の内外において、2つ以上のサブ・ファンドの資産の一部または全部を合同運用することを選択することができる。この場合、異なるサブ・ファンドの資産は合同で運用される。合同運用される資産は「プール」と称されるが、かかるプールは内部運用目的でのみ使用される。これらのプールに関する取決めは、投資の広範囲にわたる分散化を可能にしつつ、運営費用およびその他の費用を削減することを目的とする管理上の手段である。プールに関する取決めは、投資主の法律上の権利および義務を変更するものではない。プールは別個の事業体を構成するものではなく、投資者はプールを直接利用することはできない。合同運用されるサブ・ファンドは、引き続き自らの特定の資産に対する権利を有するものとする。2つ以上のサブ・ファンドの資産がプールされる場合、参加サブ・ファンドに帰属する資産は、当初、当該プールに対するその当初の資産の配分を基準にして決定される。その後、資産の構成は、追加の配分または引出しに応じて変更される。サブ・ファンドの資産は、明確に識別可能であり、分別されているため、いずれかのサブ・ファンドが清算された場合、当該資産の価額を決定することができる。参加サブ・ファンドが合同運用資産に対して有する権利は、当該プールにおける各々の資産について適用される。合同運用されるサブ・ファンドのために行われる追加投資は、各々の権利に応じて当該サブ・ファンドに配分され、売却された資産は、同様に参加サブ・ファンドに帰属する資産から差し引かれるものとする。スウィングング・シングル・プライシング(Swinging Single Pricing)が適用されることがある。投資先投資法人の取締役会は、プールの利用に関して決議を行うものとし、その制限を定める。

報酬および費用

運用報酬/サービス費用

投資先投資法人による管理会社の任命の要項に従い、投資先投資法人は、前記「概要」に記載される管理会社に投資先ファンドの純資産価額の平均額に基づき計算される年次の運用報酬を支払う。当該報酬は、毎月後払いで支払われる。

投資先投資法人が支払うべき費用

管理会社として任命されたNNインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグS.A.は、その提供する資産運用業務に対する報酬として、前記「概要」に定められ、かつ投資先投資法人との間で締結した合同ポートフォリオ運用契約に規定される運用報酬を毎月後払いで受領する。投資家に課される運用報酬の最大レベルは、各サブ・ファンドのファクトシート中に示される。UCITSおよびその他のUCIに投資する場合、および管理会社またはインベストメント・マネージャーがUCITSおよびその他のUCIの資産に直接負担される管理報酬を支払われる場合、当該支払は、管理会社またはインベストメント・マネージャーに支払可能な報酬から控除される。

投資先ファンドは、運用報酬および成功報酬(適用される場合)のほか、年率0.15%(上限)の資産の管理および安全保管ならびにその他継続的な運営費用および管理事務費用を支払うためのサービス費用(以下「サービス費用」という。)を請求される。

- サービス費用は、投資先ファンドの投資証券クラスの段階で請求される。サービス費用は、純資産価額が計算される都度、前記の割合で発生し、管理会社に毎月後払いで支払われる。サービス費用は、かか

るサービス費用を超過する金額を管理会社が負担する点で固定である。反対に、管理会社は、延長された期間にわたり、投資先ファンドが負担した実際の関連費用を超えた金額を留保する権利を有する。

a. サービス費用には以下が含まれる。

- . 管理会社が投資先ファンドの純資産価額の日々の算定に関する業務、その他会計および管理事務業務ならびに登録および名義書換事務代行業務を委託することのある、管理会社以外の業務提供会社により提供された投資先投資法人への業務に関する経費および費用。また、投資先ファンドの分配に関する経費および投資先ファンドの設定国以外の法域における募集のための登録に関する経費(かかる諸外国の監督官庁に支払うべき手数料を含む。)
- . 投資先投資法人により直接任命された他の代理人および業務提供会社(保管受託銀行、証券貸付代行会社、主たるまたは現地の支払代理人および上場代理人を含む。)に関する手数料および費用、証券取引所上場費用、監査人、法律顧問および取締役の報酬ならびに投資先投資法人の取締役の合理的な現金支払経費の明細書。
- . 新規のサブ・ファンドの設定に関する設立費用および設立経費、投資証券の発行および買戻しならびに配当(もしあれば)の支払において発生する費用、保険、格付費用(場合に応じて)、投資証券の純資産価格の公表費用、印刷、報告および公告経費・費用(目論見書およびその他の定期報告書または届出書の作成、印刷および配布の各経費を含む。)、ならびにその他のあらゆる運営費用(郵便料金、電話料金、テレックス料金およびテレファックス料金を含む。)を含む、その他の費用。

b. 以下はサービス費用に含まれない。

- . 組入証券および金融商品の売買の経費および費用
- . 仲介手数料
- . 保管に関連しない取引の経費
- . 支払利息および銀行手数料その他取引関連費用
- . 特別費用(以下に定義される。)
- . ルクセンブルグ年次税の支払

投資先ファンドが投資先投資法人の一もしくは複数の他のサブ・ファンドまたは運用会社により運用されるいずれかのUCITSまたはUCIの一もしくは複数の他のサブ・ファンドにより発行される投資証券に投資する場合、サービス報酬は、投資するサブ・ファンドおよび対象サブ・ファンドの両方に対して請求することができる。

サービス報酬の水準を設定するにあたり、類似の投資商品と比較して、経常的な手数料および/または総経費率の観点における全体的な競争力が考慮される。

2. 「W」および「Y」投資証券クラスの場合、運用会社は、投資先ファンドのファクトシートに詳細に明記される販売手数料を受領する権利を有する。運用会社は、「W」または「Y」投資証券クラスの販売に関して運用会社との間で特定の販売に関する取決めを締結した販売会社に対し、受領した販売手数料の全部または一部を譲渡することができる。

投資先投資法人の費用は、投資先ファンドの資産から直接支払われる。

投資先投資法人のサブ・ファンドは、訴訟費用および投資先ファンドまたはその資産に課され、その通常費用とみなされないあらゆる税金(年次税を除く。)、課徴金、支払義務またはその他の手数料の全額を含むが、これらに限られない自己の特別費用(以下「特別費用」という。)を負担するものとする。特別費用は、現金ベースで勘定に記載され、当該特別費用が帰属する投資先ファンドの純資産に発生し請求された時点で支払われる。特定のサブ・ファンドに帰属しない特別費用は、当該特別費用が帰属すべきすべてのサブ・ファンド間に、投資先ファンドの純資産に応じて公平に按分される。

課税

以下の要約は、ルクセンブルグの現行法および慣行に基づくものであり、変更されることがある。投資主は、自らの税務ポジションを評価する責任を負い、適用ある法律および規則に関して、特に、自己の出身国、居住国または住所地を有する国における投資証券の申込み、購入、所有（特に投資先ファンドの合併または清算を含むがこれに限られない会社の事象の場合）および売却に適用ある法律および規則につき、専門家からの助言を受けることを推奨される。

1．ルクセンブルグにおける投資先投資法人への課税

ルクセンブルグにおいて、投資先投資法人の投資証券の発行に際し、いかなる印紙税またはその他の税金も課されない。ただし、投資先投資法人の設立（資本の調達を含む。）において支払われる固定手数料を除く。当該手数料は設立時に総計1,250ユーロであった。

投資先投資法人は、各投資証券クラスに帰属する純資産に対して0.05%の割合で年次税（申込税）を課される。かかる税は、各暦四半期末時点の純資産額を基準として四半期毎に支払われる。ただし、2010年法第174条第 項に規定されるとおり、かかる税は、短期金融市場商品ファンドの純資産ならびに機関投資家向けのサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスの純資産については、年率0.01%に減額される。かかる税は、既にかかる税を課されているその他のルクセンブルグの投資信託に投資される資産には適用されない。特定の条件下では、機関投資家向けのサブ・ファンドおよび/または投資証券クラスの一部は、当該サブ・ファンドが短期金融商品および金融機関への預金に投資している場合、年次税を全額免除されることがある。

投資先投資法人は、収益の発生国において適用ある税法に従い、配当、利息およびキャピタル・ゲインに対し、様々な税率での源泉徴収税を課されることがある。投資先投資法人は、一定の場合において、ルクセンブルグが他の国々との間で締結している二重課税条約に基づく減税率の利益を享受することができる。

投資先投資法人は、付加価値税の目的において、課税対象者としての適格を有する。

2．投資主への課税

投資主（税務上ルクセンブルグに居住するかまたはルクセンブルグにおいて恒久的に設立されている投資主を除く。）は、通常、自己の収入、実現もしくは未実現のキャピタル・ゲイン、投資先投資法人の投資証券の譲渡または解散時における収益の分配について、ルクセンブルグにおいて一切の税金または源泉徴収税を課されない。

支払利息の形態による貯蓄収入に対する課税に関する理事会指令2003/48/EC（2005年6月21日法によりルクセンブルグ法に置き換えられた。）に基づき、非居住者である自然人は、その居住国の税務当局に対して利息の支払いに関する情報交換を課されることがある。理事会指令2003/48/ECの範囲におけるサブ・ファンドのリストは、投資先投資法人の登記上の事務所において無料で取得することができる。

3．税務上の自動的情報交換

本項において、「登録保有者」は、名義書換事務代行会社によって維持される投資先投資法人の投資主名簿に登録投資主として記載される者および法主体として理解されなければならない。「自動的情報交換」又は「A E O I」とは、特に以下の税制を含むことを意図している。

追加雇用対策法（F A T C Aとして一般に知られている。）、米国とルクセンブルグとの間のF A T C Aに関する政府間協定ならびに付随するルクセンブルグの制定法および規則（該当する場合）、租税の分野における義務的な自動的情報交換に関する理事会指令2014/107/EUならびに付随するルクセンブルグの制定法および規則（該当する場合）。

投資先投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるA E O I制度に従う。したがって、投資先投資法人またはその代理人は、以下を行う必要がある。

- ・ 各登録保有者の税務のステータスを決定するために、デュー・ディリジェンスを行い、必要な場合には、当該登録保有者に関する追加の情報(氏名、住所、出生地、設立地、納税者番号等)を要求する。投資先投資法人は、要求された書類を期限までに提供しないか、またはその他AEOIに関するルクセンブルグの法律を遵守しない登録保有者が保有する投資証券を買い戻す権利を有する。法律によって認められる場合、投資先投資法人は、その単独の裁量により、保有額が50,000米ドル(個人の場合)または250,000米ドル(法主体の場合)を超えない特定の登録保有者を、デュー・ディリジェンスから除外することを選択することができる。
- ・ 登録保有者および特定のその他のカテゴリーに属する投資者に関するデータを、ルクセンブルグの税務当局(当該税務当局は、かかるデータを海外の税務当局と交換することができる。)または海外の税務当局に直接提出する。
- ・ 投資先投資法人による(またはその代理人による)特定の者に対する一定の支払に課される税金を控除する。

投資者は、投資先投資法人が監督権を有しない(副)保管受託銀行、販売会社、ノミニー、支払事務代行会社等の仲介機関によるAEOI制度の不遵守により、不利な税効果が生じる可能性があることに留意すべきである。税務上ルクセンブルグに住所を有していない投資者またはルクセンブルグの仲介機関でない仲介機関を通じて投資を行う投資者は、上記に記載したAEOI要件とは異なることがある現地のAEOI要件に従う可能性があることも承知すべきである。投資家は、したがって、様々なAEOI制度を遵守する自らの意図を第三者と確認することを推奨される。

純資産価額の計算の一時的な停止およびかかる停止により発生する取引の停止

取締役会は、以下の場合に、投資先ファンドの投資証券1口当たり純資産価格の計算ならびに/または投資証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止する権限を有する。

1. 定期的に営業し、認可を受け、かつ、公開されており、また、投資先ファンドの資産の相当部分が上場されている証券取引所もしくはその他の規制ある市場が、通常の休日以外の期間に閉鎖されている場合、またはかかる市場における取引が停止され、規制対象となり、もしくは要求された取引量で実行することが不可能である場合。
2. 投資先投資法人の投資対象の価額もしくは投資取引所における時価の決定に通常用いられる通信手段が故障している場合、または何らかの理由により投資対象の価額を迅速かつ正確に確認できない場合。
3. 為替規制もしくは資本移転規制により、投資先ファンドのための取引の実行が妨げられる場合、または投資先ファンドのために行う売買を通常の為替レートで実行することができない場合。
4. 特に政治情勢、経済情勢、軍事情勢または金融情勢に関係し、かつ、投資先投資法人の支配、責任および運営能力が及ばない要因により、投資先投資法人が通常の方法により自己の資産を処分し、かつ当該資産の純資産価額を決定することを妨げられる場合。
5. 投資先ファンドを解散する旨が決定された場合。
6. 投資先ファンドの資産の相当部分の表示通貨の市場が、通常の休日以外の期間に閉鎖されている場合、またはかかる市場での取引が停止されもしくは規制対象となっている場合。
7. 資産抛却、分割または何らかの再編の実施において、一または複数のサブ・ファンドの範囲内でまたは当該サブ・ファンドにより交換比率を設定する場合。
8. いずれかのサブ・ファンドと投資先投資法人または別のUCITSもしくはUCI(もしくはそのいずれかのサブ・ファンド)の別のサブ・ファンドとの合併の場合。ただし、かかる停止が投資主の最善の利益になることを条件とする。
9. 投資先投資法人のいずれかのフィーダー・サブ・ファンドについて、マスター・サブ・ファンドまたはマスターUCITSの純資産額の計算が停止されている場合。

さらに、最新でない市場価格に基づいて純資産価額が計算される際にマーケット・タイミングの機会が発生するのを防ぐために、取締役会は、投資先ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止する権限を有する。

上記のすべての場合において、受領された請求は、停止期間の終了時に適用される最初の純資産価額で実行される。

投資主の利益に悪影響を及ぼすおそれのある例外的状況、大量の申込請求、買戻請求もしくは転換請求が行われる場合、または市場の流動性が不足している場合において、投資先投資法人の取締役会は、要求された証券の売買を投資先投資法人のために実施した後にのみ、投資先投資法人の投資証券の純資産価額を設定する権利を留保する（買戻しについて、「大量」とは、一取引日におけるすべての買戻請求に係る投資証券の総価格総額が、当該取引日の投資先ファンドの総純資産価額の10%を超えることを意味する。）。

この場合、同時に留保されているあらゆる申込み、買戻しおよび転換は、単一の純資産価額に基づき実行される。

純資産価額の計算の一時的な停止およびかかる停止により発生する投資先ファンドの投資証券の取引の停止は、いずれかの適切な手段、例えば新聞公告により、告知される。ただし、投資先投資法人の取締役会が、当該停止の期間が短いため、かかる公告が有用でないと考える場合を除く。

かかる停止の決定は、投資証券の申込み、買戻しまたは転換を請求しているあらゆる投資主に通知される。

買戻しおよび（買戻割合に照らした）転換の申込みが、一営業日において投資先ファンドの発行済投資証券の総額の10%を超える場合、投資先投資法人の取締役会は、買戻しおよび転換の申込みを取り扱うのに十分な流動性が生み出されるまで、当該申込みを停止することを決定することがある。かかる停止は、10評価日を超えることはない。当該期間の後の評価日において、当該買戻しおよび転換の申込みは優先され、当該期間の後に受領した申込みに先じて決済される。

その他

サブ・ファンドへの資金の流入および流出に係る取引は、投資家がサブ・ファンドの投資証券を申込みまたは買い戻す価格について、インベストメント・マネージャーが資金の流出入を調整するために有価証券の取引を行う時に発生する取引およびその他の費用を完全には反映しない可能性があるため、サブ・ファンドの資産の希薄化を起こす可能性がある。この影響を軽減し、既存の投資証券保有者の保護を向上させるために、投資先投資法人のサブ・ファンドのそれぞれについて、取締役会の裁量によって、スウィング・シングル・プライシング（Swinging Single Pricing）（以下「SSP」という。）として知られる機能が適用されることがある。SSPメカニズムを適用することにより、当該サブ・ファンドの純資産価格は、資金の流入と流出の差額（「以下「ネット・キャピタル・フロー」という。）により発生する予想取引費用を相殺するための金額（以下「スウィング・ファクター（Swing Factor）」という。）によって調整されることがある。ネット・キャピタル・インフローの場合、行われる申込みを反映して、スウィング・ファクターが各サブ・ファンドの純資産価格に追加されることがあり、一方、ネット・キャピタル・アウトフローの場合には、スウィング・ファクターは請求される買戻しを反映して、各サブ・ファンドの純資産価格から差し引かれることがある。また、両方の場合において、同一の純資産価格が特定の日に申込みおよび買戻しを行う全ての投資家に適用される。原則として、スウィング・ファクターは、最高3.00%のスウィング・ファクターを適用することがある固定利付証券にサブ・ファンドが投資する場合を除き、各サブ・ファンドの純資産価格の1.50%を超えない。

各サブ・ファンドは、上記の最高スウィング・ファクターおよび基準値の水準に従い、異なるスウィング・ファクターを適用することがある。ネット・キャピタル・フローがサブ・ファンドの純資産価格の既定の料率（以下「基準値」という。）を超える場合、SSPが自動的に発動される。該当する場合、基準値の水準は、サブ・ファンドの規模、各サブ・ファンドが投資する市場の流動性、各サブ・ファンドのキャッシュ・マネジメントまたはネット・キャピタル・インフロー／アウトフローを管理するために用いられる商品の種類を含む可能性がある一定のパラメーターに基づいて決定される。スウィング・ファクターは、とりわけ、各サブ・ファンドが投資する金融商品の予想取引費用に基づく。異なる基準値の水準およびスウィング・ファクターは定期的に見直され、調整されることがある。個別のサブ・ファンドに関して、適用ある基準値とは、SSPが適用されないかまたはめったに適用されないということの意味する可能性がある。NN(L)ユーロ・リクイディティを除く全てのサブ・ファンドはSSPメカニズムを適用する。

各サブ・ファンドの当該時点の基準値の水準およびスウィング・ファクターは開示され更新される。

投資先投資法人の解散

投資先投資法人は、法律に定めるとおり、定款の変更の場合と同様の方法で規律される投資主総会における決定により解散することができる。

投資先投資法人の解散の決定は、清算手続と併せて、メモリアルおよび十分に広く配布されている新聞2紙（そのうち1紙以上はルクセンブルグの日刊紙）において公告される。

投資主総会において投資先投資法人の解散が決定された後可能な限り速やかに、投資証券の発行、買戻しおよび転換は禁止され、かかる取引は無効となる。

投資証券の出資総額が法定の最低出資総額の3分の2を下回った場合、当該事実が判明してから40日以内に、投資先投資法人の解散の議案を提出する取締役会の招集により投資主総会が開催される。定足数の要件のない当該投資主総会は、出席者の投資証券の議決権の単純過半数により決定を行うものとする。

投資先投資法人の投資証券の出資総額が最低出資総額の4分の1を下回った場合、取締役会は、前記の期間内に、投資先投資法人の解散の議案を投資主総会に提出しなければならない。この場合、投資主総会は定足数の要件を設けず審議を行うものとし、当該投資主総会における出席者の投資証券の議決権の4分の1を保有する投資主により解散を決定することができる。

投資先投資法人が解散する場合、一または複数の清算人により清算が行われるものとし、当該清算人は自然人または法人であり、投資主総会により任命されるものとする。投資主総会は、当該清算人の権限および報酬を決定する。清算は、清算費用の控除後の純清算手取金の投資主間における分配について定める投資信託に関する2010年法に従って行われる。清算手取金は、平等性を十分に考慮し、投資主の受益権に応じて投資主間に分配されるものとする。

投資先投資法人の清算の完了時に、投資主により請求が行われていない金額は、ルクセンブルグの供託局に払い込まれる。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
(プレミアム・ファンズのサブ・ファンド)の受託会社御中

私どもは、添付のプレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールドの財務書類、すなわち、2016年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の財務書類に対する注記の監査を行った。

財務書類に関する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、財務書類の作成に関連するルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために受託会社および管理会社が必要であると判断した内部統制に係る責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性および受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、これらの財務書類が、財務書類の作成に関連するルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールドの2016年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、委任条項に基づきレビューは行われているが、上記の監査基準に準拠した特定の監査手続は行われていない。したがって、私どもは当該情報について意見を表明しないが、財務書類全体との関連において、当該情報に対して指摘すべき事項はない。

デロイト・アンド・トゥシュ

2017年1月24日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' report

To the Trustee of Premium Funds - European High Yield
A series trust of Premium Funds

We have audited the accompanying financial statements of Premium Funds - European High Yield (the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the schedule of investments as at August 31, 2016, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Premium Funds - European High Yield as at August 31, 2016, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended, in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche

January 24, 2017

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

我々は、2016年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2016年5月24日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人
ビクター・チャン・イン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 24, 2016

KPMG Luxembourg,
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
(プレミアム・ファンズのサブ・ファンド)の受託会社御中

私どもは、添付のプレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールドの財務書類、すなわち、2015年8月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表ならびに同日をもって終了した会計年度における損益および純資産変動計算書(表示通貨はすべてユーロ)、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報の監査を行った。

財務書類に関する受託会社および管理会社の責任

受託会社および管理会社は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために受託会社および管理会社が必要であると判断した内部統制に係る責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、受託会社および管理会社が採用した会計方針の適切性および受託会社および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を評価することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、これらの財務書類が、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールドの2015年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了した会計年度の運用成績および純資産の変動を真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれる補足情報は、委任条項に基づきレビューは行われているが、上記の監査基準に準拠した特定の監査手続は行われていない。したがって、私どもは当該情報について意見を表明しないが、財務書類全体との関連において、当該情報に対して指摘すべき事項はない。

デロイト・アンド・トゥシュ

2016年2月5日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

Independent Auditors' report

To the Trustee of Premium Funds - European High Yield

A separate series trust of Premium Funds

We have audited the accompanying financial statements of Premium Funds - European High Yield (the "Series Trust"), and which comprise the statement of net assets and the schedule of investments as at August 31, 2015, the related statement of operations and changes in net assets for the year then ended (all expressed in Euro), and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Trustee and Manager's responsibility for the financial statements

The Trustee and the Manager are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and for such internal control as the Trustee and the Manager determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Trustee and the Manager, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Premium Funds - European High Yield as at August 31, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended, in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

Deloitte & Touche

February 5, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。